

博士論文

内モンゴル民族主義運動の研究（1924～1937 年）

平成 29 年 3 月

広島大学大学院総合科学研究科

哈木格図

博士論文

内モンゴル民族主義運動の研究（1924～1937 年）

平成 29 年 3 月

広島大学大学院総合科学研究科

総合科学専攻

哈木格図

凡例

1. 本稿の引用文献中の【 】は筆者による注記、……は中略を示す。
2. 本稿で主に使用した史料で漢字での表記が一般的な以下の人物の名前や称号はその漢字の表記を使い、モンゴル名・別名を（ ）に表記した。また本稿で重点的に考察した一部の人物について、簡単なプロフィールを添付した。

旺丹尼瑪（1872～1926、王徳尼瑪、ワンダンニマ）

楽景涛（1884～1944、モロンガー）

郭道甫（1894～？、メルセ、郭濬黄、墨尔色、墨尔森泰）

フルンボイル・ソロン左翼鑲黄旗出身。1915年北京俄文専修館に入学し、ロシア文を学ぶ。1917年フルンボイル学生会を結成。1923年に外モンゴルを訪れ、モンゴル人民党と接触し、フルンボイル学生会をフルンボイル青年党に改めた。1924年から内モンゴル人民革命党の結成に携わり、1925年10月に正式に成立した内人党中央執行委員会常務委員（秘書長）。1928年、フルンボイル自治運動を発動したが失敗し、張学良の幕僚となる。1931年、満洲事変を機に自治運動の再開を図り、12月11日に満洲里ソ連領事館を訪れたが、そこで逮捕された。1934年、ソ連より日本のスパイとして死刑の判決を下され、後に10年の監禁に変更された。その後は生死不明である。

金永昌（1885～？、ノモンビリグ、アルタンオチル、金勛卿）

呉恩和（生没年不明、エンヘ布林、呉冠卿）

呉鶴齡（1896～1980、ウネンボヤン）

ジョスト盟ハラチン右翼旗出身。1917年北京政法大学卒業。北京政府時代、内政部教員であり、蒙蔵院秘書でもあった。1925年、彼はグンサンノルブに推薦され、善後会議に参加し、ジョスト盟の臨時参政院参政に選出される。後に徳王の反開墾運動に同行する。1928～32年にかけて大規模な請願運動を展開し内モンゴル民族主義運動の指導者的な存在となる。1929年、蒙古各盟旗連合駐北平辦事処主任、国民政府蒙蔵委員会参事。1930年1月、蒙蔵委員会蒙事處處長。1933年以降、徳王の百靈廟自治運動に参画。1934年、蒙政会委員。1949年の徳王の西蒙自治運動の失敗後、台湾へ亡命。

章文軒（1897～1946、ジャムヤンシャラブ）

席尼喇嘛（1866～1929、シネラマ、ウルジージャルガル、錫尼喇嘛、新喇嘛）

徳王（1902～1966）デムチョクドンロブ、ドムチョクドンロブ、デ・ワン）

シリングル盟スニト右翼旗ジャサグであり、善後会議を契機に1925年頃から政治舞台に登場し、モンゴル人の政治平等を訴え、反開墾運動も展開した。のちに有名な1933年百靈廟自治運動を指導し、蒙古地方自治政務委員会（以下、蒙政会）秘書長。1936

年日本の支持下で、蒙古軍政府を成立し、後に蒙疆政権の主席になる。1949年西蒙自治運動を発動するが失敗し、外モンゴルへ亡命したが戦犯として中国へ送還される。

白雲梯（1896～1980、ボヤンタイ、チェレンドンロブ）

ジョスト盟ハラチン中旗出身。1911年北京国文専修館に入学し、漢文を学ぶ。1912年北京蒙蔵学校法制経済科に入学。1919年、中国国民党（以下、国民党）員。1924年から内モンゴル人民革命党（以下、内人党）の結成に携わり、1925年10月に内人党中央委員会委員長。1928年、国民党中央委員、蒙蔵委員会常務委員。1929年3月、蒋介石に反対し、汪精衛の改組派のメンバー。1929年11月国民党より除籍される。1931年、国民党籍を回復。1932年、反呉鶴齡運動中、徳王と接触。1934年、蒙政会委員。1947年、蒙蔵委員会副委員長、1948年蒙蔵委員会委員長。1949年、国民党政権とともに台湾。

富明泰（1896～1937、ボヤンゲレル、福明泰）

包悦卿（1894～1939、サインバヤル）

李丹山（1892～？、マンダルト、李鳳岡）

目次

序章	1
第一章 王公が率いる民族主義運動の新たな展開	15
第1節 1924年蒙蔵院蒙事会議中の王公の活動	15
1. 「内モンゴル」の自衛能力の増強と外モンゴル奪回問題に関する議案	19
2. モンゴル人の出家を制限する議案	23
3. その他の諸案	25
第2節 1925年善後会議中の王公の活動	28
1. モンゴル王公の二つの「修正案」	29
2. 徳王・呉鶴齡の登場とその意義	33
3. チャンキャ・ホトクト7世と内モンゴル王公の対立	35
第二章 内モンゴル人民革命党の活動	39
第1節 第1節 人民党と「内モンゴル」革命家の接触	41
1. 人民党とモンゴル革命	41
2. 人民党、ソ連・コミンテルンと「内モンゴル」革命家の接触	43
第2節 内人党の成立とその活動	48
1. 内人党の成立	48
2. 内人党第一期中央執行委員会と内人党の活動	51
第三章 呉鶴齡の請願運動	64
第1節 呉鶴齡の請願運動のはじまり	64
第2節 呉鶴齡の請願運動の成果と限界	70
1. モンゴル会議	70
2. 国民会議	75
3. モンゴル会議・国民会議中のラマ勢力	77
4. 国難会議における呉鶴齡とチャンキャ・ホトクト7世との対立	81
第四章 徳王の「民族主義運動」観の形成	87
第1節 呉鶴齡の請願運動初期の徳王の政治的立場	88
第2節 徳王の反呉鶴齡運動	90
1. 張学良とパンチェンラマ9世	90
2. 郭道甫の思想転換	93
3. 徳王と郭道甫の交流	95
第3節 百靈廟自治運動への道	97
1. 1931年の新展開	97
2. 徳王と呉鶴齡	100
3. 百靈廟自治運動の発動	101

4. 徳王の「民族主義運動」観と百霊廟自治運動の展開	103
終章	105
史料・参考文献	111

序章

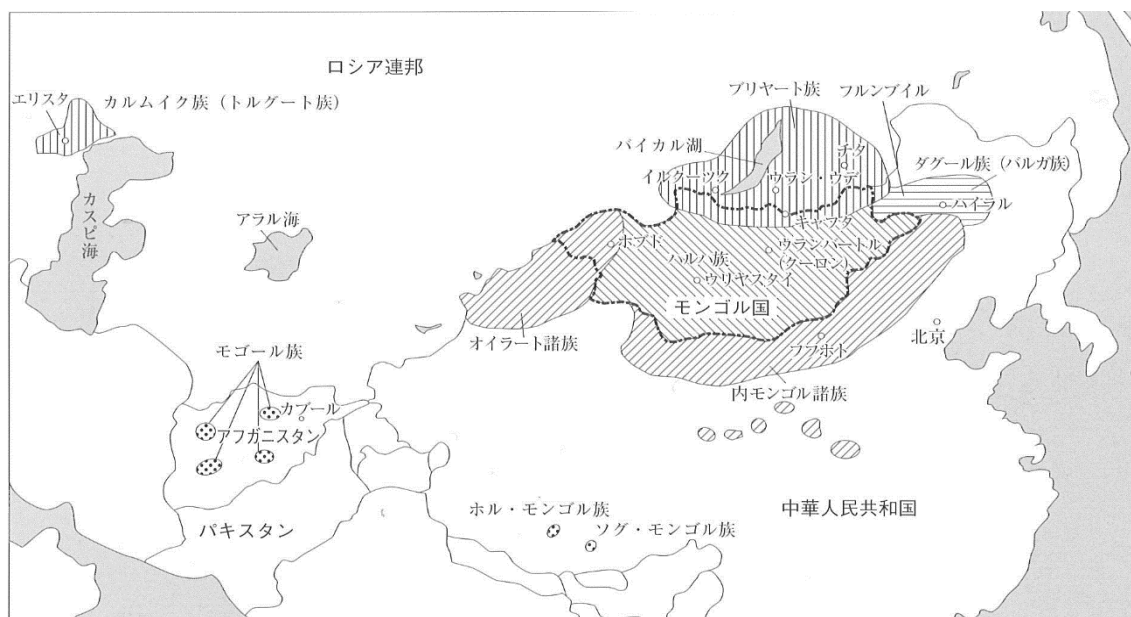


図1 モンゴル人の分布図（生駒雅則『モンゴル民族の近現代史』、東洋書店、2004年）

日本における近年のモンゴル研究では、「モンゴル世界」という新たなアプローチが注目を引く¹。ユ・ヒョジョンの定義によれば、「モンゴル世界」というのは、基本的には「モンゴル人」または「モンゴル系」の人々が居住している地理的空間（図1）、すなわち、モンゴル遊牧民の伝統的な生活空間とされるモンゴル高原およびその周辺地域をさすが、必ずしもこれに限定しているわけではない。広域にわたる移動や分散によってモンゴル人またはモンゴル系の人々の居住空間は、それ以外の地域にも広がっている²。「モンゴル世界」のアプローチは、「かつては自ら『モンゴル民族である』と自己規定をした人々のすべてを、とりあえず『モンゴル人』と考えて」、「多様性と錯雑さと混沌を内包したモンゴル社会」

¹ こうした観点のもとで一連の研究成果が出されている。和光大学モンゴル学術調査団『変容するモンゴル世界：国境にまたがる民』（新幹社、1999年）、周太平「内モンゴル近現代地域研究の新たな課題」（『アジア太平洋論叢』第15期、2005年）、ユ・ヒョジョン、ボルジギン・ブレンサイン編著『境界に生きるモンゴル世界：20世紀における民族と国家』（八月書館、2009年）、ボルジギン・ブレンサイン編著『内モンゴル東部地域における定住と農耕化の足跡（多様化するモンゴル世界 I）』（名古屋大学文学研究科比較人文学研究室、2013年）などがあげられる。

² ユ・ヒョジョン「『境界』に生きる『モンゴル世界』」（ユ・ヒョジョンら前掲『境界に生きるモンゴル世界』）、3頁。

と、モンゴル人の「国境にまたがる」・「境界に生きる」という「境界」によって分断され「境界」によって囲まれた現状とを、ともに意識することである³。

現在はモンゴル人唯一の独立国家であるモンゴル国を挟んで、ロシア領のブリヤート共和国と中国領の内モンゴル自治区にモンゴル人が最も集中している。しかし、彼らは国境をまたがって三国に分れて居住しており、ロシア、中国においては「多民族国家」のなかの「少数民族」とされている。現在の分断状況を考えるうえで重要なことは、モンゴル人は17世紀頃、ロシア帝国・清朝との攻防戦を繰り返した後、ブリヤートがロシア領になり、ほかのモンゴル人は清朝へ服属したことであり⁴。

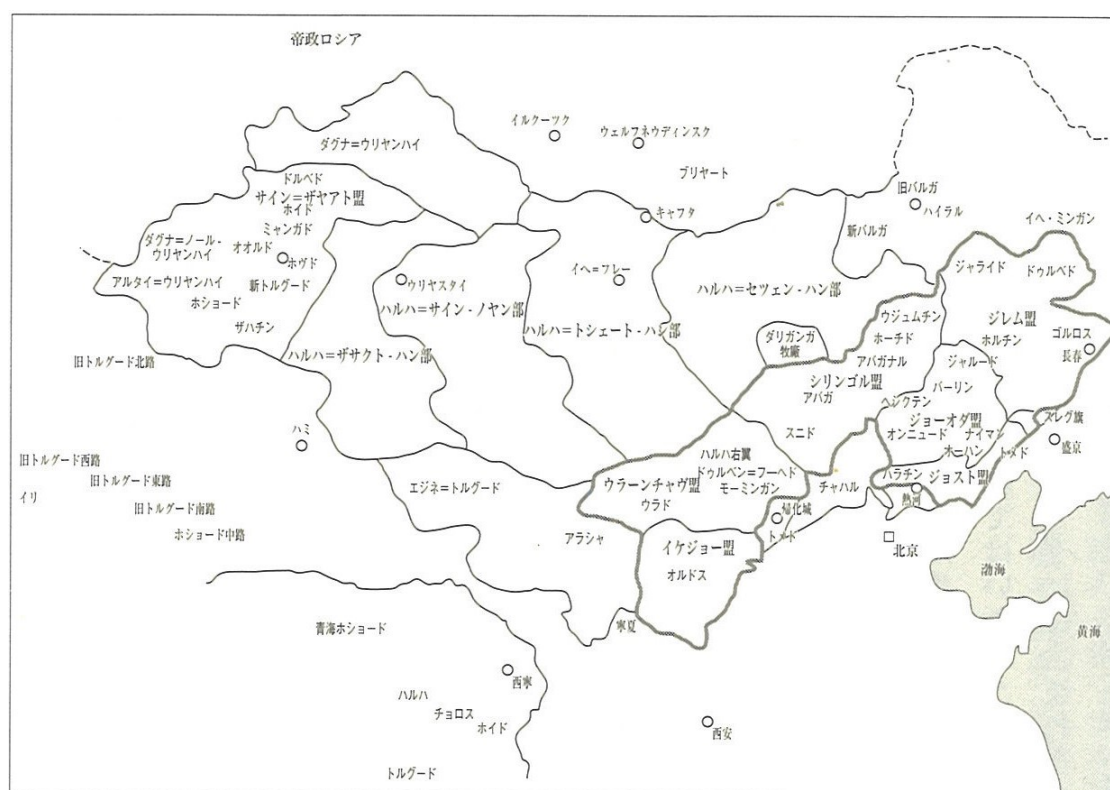


図 2 清代のモンゴル（岡洋樹「清代内ジャサグと内モンゴル」、ボルジギン・ブレンサイ
ン編著『内モンゴルを知るための 60 章』（明石書店、2015 年）、119 頁

清朝はその支配下のモンゴル地域を盟旗制度⁵によって細分化した。清朝はまず、モンゴ

³ 同上。また和光大学モンゴル学術調査団前掲『変容するモンゴル世界』、23 頁。

⁴ ユ・ヒョジョン前掲「『境界』に生きる『モンゴル世界』」、4 頁。

⁵ 「旗」は清朝のモンゴル地域の軍事・行政の基本単位であり、また清朝皇帝が旗内の各級モンゴル人王公に贈った世襲領地でもある。「盟」はモンゴル在来の流動的組織である「会盟（チョゴルガン）」を清朝監督下に慣例化し、幾つかの「旗」をまとめてひとつの「盟」にし、その会盟地点を定めたものであり、各旗のジャサグ（旗を管理する身分を有する王公）から選任し「盟長」とする。烏雲毕力格、成崇徳、張永江『蒙古民族通史』（四）（内蒙古大学出版社、2002 年）、243～250 頁。

ル人地域を「外藩⁶モンゴル」と「内属モンゴル」に大別した。その基準は清朝の統治中心からの距離などの要素も含みかなり複雑だが、基本的に、清朝と早い段階から親密な関係を持つ部落は、世襲王公が自分の領地＝旗において属民を統治している。これが「外藩モンゴル」である。そして「外藩モンゴル」はさらに「外ジャサグ」と「内ジャサグ」に分けられた⁷。外ジャサグはセツェン・ハン部（ヘルレン・バルス・ホト盟）、トシェート・ハン部（ハン・オール盟）、サイン・ノヤン部（ツェツェルレグ盟）、ザサクト・ハン部（ザグゴリーンエフ・ビンデリヤノール盟）、ホブドのドルベド部などや、新疆イリ將軍管轄の13旗、青海29旗、アラシャ旗、エジネ旗などを指す。「内ジャサグ」とは、ジレム盟、ジョーオダ盟、ジョスト盟、シリングル盟、ウラーンチャヴ盟、イケジョー盟の6盟49旗を指す。

清朝の統制が厳しく、領地には世襲王公がおらず、朝廷によって任命された総官、または副都統が交代に業務を行うのが「内属モンゴル」である。つまり、「内属モンゴル」は、清朝の「直接支配」下にあったといってもよからう⁸。チャハル、フルンボイル（新バルガ、旧バルガ）、西トメド（帰化城トメド）、タンヌ・オリヤンハイ、ホブドのウールド、ミヤンガドなどがこれに当たる。ほか、ラマがジャサグであるラマ旗が7旗あった⁹。清朝はこうしてモンゴル人を分轄統治したが、一方でその言語、文字、宗教、信仰など文化的あるいは経済的における高度な一体性を認めていた¹⁰。

そしてモンゴルは清朝の帝国構造の内では、単なる受身ではない。旗内部では従来の王

⁶ 清朝は支配に服属したモンゴル諸部の王族たちに対して、満洲の王公たちとともに爵位を与えた。満洲王公（内王公）とその属下は「宗藩」、モンゴル王公とその属下は「外藩」と呼ばれた。岡洋樹前掲「清代内ジャサグと内モンゴル」、118頁。

⁷ ここでの内外の差異は、地理的なものである。清朝はゴビ砂漠の南を内とし、ゴビ砂漠の北を外とした。宮脇淳子『モンゴルの歴史：遊牧民の誕生からモンゴル国まで』（刃水書房、2002年）、222頁。

⁸ これら地域が「内属モンゴル」になった一部経緯は、烏雲毕力格ら前掲『蒙古民族通史』（四）、34～36、69～76頁を参照のこと。ちなみに柳澤明は「内属モンゴル」というカテゴリーは曖昧だと考えている。氏はモンゴル全体を外藩と八旗（清朝特有の軍政一致の組織であり、太宗ホンタイジの時の1635年には、清朝に服属したモンゴル人からなる独自の八旗、つまり「八旗蒙古」が成立した。後に、入関に伴って、北京をはじめとする中国各地に移動した）二つのシステムに大別した上で、両者の界面に種々の中間的形態があったと捉えている。この中間的形態にあるモンゴルを清朝の八旗制のアプローチから八旗制の辺縁に位置するとするが妥当かもしれない。だが、本稿では外藩および「旗籍蒙古人」とは区別される地域を「内属モンゴル」とする。柳澤明「清朝の八旗制とモンゴル」（吉田順一監修、早稲田大学モンゴル研究所編『モンゴル史研究：現状と展望』、明石書店、2011年）、290頁。「八旗蒙古」に関して、ほかに張永江『清代藩部研究：以政治変遷を中心』（黒竜江教育出版社、2001年）、梅山直也「八旗蒙古の成立と清朝のモンゴル支配：ハラチン・モンゴルを中心に」（『社会文化史学』第48号、2006年）、村上信明『清朝の蒙古旗人：その実像と帝国統治における役割』（風響社、2007年）、楠木賢道『清初対モンゴル政策史の研究』（汲古書院、2009年）などがあげられる。

⁹ 橘誠『ボグド・ハーン政権の研究：モンゴル建国史序説 1911－1921』（風間書房、2011年）、3～5頁。

¹⁰ ウラディン・E・ブラク（ボルジギン・ブレンサイン訳）「後ろ盾になれない「後ろ盾」」（ボルジギン・ブレンサインら前掲『内モンゴルを知るための60章』、291～292頁）。

族の父系血縁関係が社会管理の基盤であった。つまり、王公、タイジ（チンギス・ハーンの子孫）・タブナン（チンギス・ハーンの子孫）による属民統治体制が健在であり、社会関係の調整、政治秩序の維持、裁判の実施など旗の管理を担当した¹¹。ジャサグは旗の行政、司法、税収、軍事などの管轄権・決定権を持ち、貴族出身者の中から協理タイジ（協理タブナン）を二人選出しその補佐とする。また平民出身者は旗の行政から疎外されたのではない。各旗には管旗章京という職があって、ジャサグや協理タイジの命令に応じて旗の行政、軍事、司法を管理し、つまり旗の実務を担当した。この職は多くの場合貴族出身者から任命されたが、その個人の能力によって平民出身者も任命された。その下に設けた梅倫（管旗副章京）、参領、佐領など職も貴族・平民出身者に限定しなかった¹²。

しかし、旗の境界が区切られ、それを越えて移動し遊牧することは厳格に禁じられたので遊牧民族の特性である大規模な移動、広範囲の活動ができなくなった。そして一般貴族・平民を問わず所属する旗を出て政治的活動することが許されなかった。旗のジャサグまたは清朝から爵位¹³を贈った他の王公（「閑散」王公と呼ばれた）たちだけが旗を離れて北京で旗務を報告し、また職務に就くことが許された。つまり王公たちは自旗（「閑散」王公の場合は旗内においてその代表する社会集団）の代言者として清朝の行政に参画していたのである¹⁴。

こうした性質は清朝とモンゴルの宗教関係にも現れている点も指摘する必要がある。「チベット仏教世界」¹⁵の「文殊菩薩の化身した転輪聖王」¹⁶となった清朝皇帝は、扎薩克喇嘛

¹¹ 近年、清朝時代のモンゴル統治とモンゴル社会のあり様について、数多くの研究成果が出されている。岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』（東方書店、2007年）、同前「清代モンゴルの社会・行政統治構造理解をめぐる試論」（吉田順一監修、早稲田大学モンゴル研究所編『モンゴル史研究：現状と展望』、明石書店、2011年）のほか、中村篤志「清代モンゴルの比丁冊に見るタイジの血縁分枝集団」（『東洋学』第90号、2003年）、同前「清代モンゴル旗社会におけるタイジの血統分枝と属民所有」（『山形大学歴史・地理・人類学論集』第6号、2005年）、同前「清朝統治下モンゴル社会におけるソムをめぐる：ハルハ・トシェート・ハン部左翼後旗を事例として」（『東洋学報』第93巻第3号、2011年）、額定其勞「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」（『東北アジア研究』第16号、2012年）、ブレンソド「清代内モンゴルの旗内社会に於ける貴族とその管理様態：ハラチン三旗を事例として」（『内陸アジア史研究』第28号、2013年）、堀内香里「清代中期以降におけるハルハ・モンゴル旗内の社会関係調整機能についてセツェン汗部中前旗の「離脱」事件について」、（『内陸アジア史研究』第28号、2013年）、同前「清代後期ハルハ・モンゴルの旗内行政統治における印務処の機能について」（『東北アジア研究』第19号、2015年）などがあげられる。

¹² 「蒙古盟旗王公制度行政組織系統表」（中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史資料委員会編『内蒙古文史資料第32輯 内蒙古近現代王公録』、内蒙古文史書店、1988年）、222～224頁、札奇斯欽『羅布桑車珠爾伝略』（内蒙古人民出版社、2007年）、3～7、57頁。

¹³ 爵位は上からそれぞれ親王、郡王、貝勒、貝子、鎮国公、輔国公の六つの等級に分別される。本稿でいう「王公」はこうした爵位を有するものをさす。

¹⁴ 札奇斯欽前掲『羅布桑車珠爾伝略』、56～58頁、岡洋樹前掲「清代モンゴルの社会・行政統治構造理解をめぐる試論」、267～272頁。

¹⁵ チベットの僧侶はモンゴルや満洲でも同様に崇拝を受け、チベットの過去の名王の事績はモンゴル、満洲の王侯の手本となり、チベットの大蔵経は、そのままモンゴル語、満洲語に翻訳され、この三つの地域にはチベット仏教文化を紐帯としたチベット仏教世界ともいべきひとつの

制度によって仏教文化を紐帯とする清朝内のチベット仏教徒の秩序の安定・強化を図った。清朝はシャビナル（寺廟また上層ラマの属民）を率いる寺廟の領地に王公と同じくジャサグ制を実施し、上層ラマにラマそしてシャビナルに対する行政や、彼らの経済活動・宗教事務を管理させた。また影響力がある大ラマの権力を盟旗制度と融合したラマ旗が 7 つあり、その地位と政治権力は王公が率いるジャサグ制各旗と同等である。その最高位にあげられたのは青海のチベット人ラマ、チャンキャ・ホトクトの転生¹⁷系統であった¹⁸。同ラマはほかの 7 人のホトクトと一緒に駐京八大ホトクト¹⁹と呼ばれ、夏にはドロンノール（現内モンゴル自治区多倫県）の彙宗寺で過ごした。彙宗寺はモンゴル各旗から一名ずつ抽選し派遣したラマ約 120 名が仏事に携わったラマ廟である。そのジャサグ・ダー・ラマの地位に清朝がチャンキャ・ホトクト 2 世を任命したのは、モンゴルのジャブツンダムバ・ホトクト²⁰系統の権力を牽制する意欲があった。

またチャンキャ・ホトクト 3 世時、乾隆帝は彼に『四体合璧大蔵全呪』（満洲語、漢語、モンゴル語、チベット語で併記されたガンジュール経書のこと）の翻刻を担当させて、1773 年に『四体合璧大蔵全呪』が頒布された。同経書は、「従来の漢訳呪文をサンスクリット音に合致していない」という理由で廃棄し、代わりに「正音」であるチベット語に基づき、

場が存在した。石濱裕美子「チベット仏教世界の形成と展開」（小松久男編『中央ユーラシア史』、山川出版社、2000 年）、246 頁。

¹⁶ 転輪聖王とは、武力によってではなく、仏教（法輪）によって広大な地域を平和に治める理想的な宇宙帝王である。そして菩薩は人々を救うために、転輪聖王家に生まれる。石濱裕美子『清朝と仏教：菩薩王となった乾隆帝』（早稲田大学出版部、2011 年）、2～4 頁。

¹⁷ 転生とは、諸仏、菩薩は衆生を救済するために、その死後も化身ラマとして仏の世界から人間界に再生し得ることを指す。諸仏、菩薩はもちろんのこと、極意に到達した上師ラマは、臨終において自己の靈魂を同時刻に生まれた嬰兒の上に移すため、その子供を探し出して前のラマの化身として迎える。迎えられた子供は前の化身ラマ同様に敬虔な態度で奉仕し、信仰される。ちなみにホトクトとは転生によって系譜が続いていく高僧に対して用いられることの多い尊称である。清朝では高僧に授与する称号の一つでもあった。嘉木揚凱朝『モンゴル仏教の研究』（法蔵館、2004 年）、182～183 頁、池尻陽子『清朝前期のチベット仏教政策：扎薩克喇嘛制度の成立と展開』（汲古書院、2013 年）、10 頁。

¹⁸ 池尻陽子前掲『清朝前期のチベット仏教政策』、また池尻（栗本）陽子「太宗～世祖期の清朝とチベット仏教僧：扎薩克喇嘛制度をてがかりに」（『社会文化史学』第 49 号、2007 年）、同前「康熙朝におけるチャンキャ二世ガワン＝ロサン＝チューダンの北京招請」（『内陸アジア史研究』第 23 号、2008 年）。また一部は宝貴貞『中国少数民族宗教』（中国民主法制出版社、2015 年）、77～98 頁を参考した。

¹⁹ 彼らは清朝とモンゴル・チベットを政教的に結び付ける役割を果たし、北京に赴任することで正式にホトクト身分を有する。そのため、彼らは清朝のラマ官僚のような存在であり、内ホトクトとも呼ばれた。李徳成「清代駐京八大呼図克図述略」（『中国蔵学・増刊』第 2 期、2011 年）。

²⁰ 清朝初期、ジャブツンダムバ・ホトクトを重視したのは、宗教的な影響力をモンゴルにおいて強めるダライラマを制限するためであった。ジャブツンダムバ・ホトクト 2 世の時に、清朝への抵抗のためロシア帝国に帰属する運動が発生した。その後、清朝は同ホトクトへの規制を強化し、第 3 世とそれ以降の転生者はモンゴルではなくチベットで求められることになった。張曦「清政府蔵伝仏教政策在漠北蒙古の影響：以達賴喇嘛和哲布尊丹巴地位変化為例」（『西藏民族学院学报：哲学社会科学版』第 33 卷第 6 期、2012 年）、森川哲雄「外モンゴルのロシア帰属運動と第二代ジェブツンダムバ・ホトクト」（『歴史学・地理学年報』第 9 号、1985 年）。

中国仏教をチベット仏教に統合させることで、帝国の宗教的な統合を図ったものである。中国仏教の僧侶の抵抗により挫折したが、新呪文は完全に撤回されたわけではなく、北方の漠地では実行されていた²¹。同ホトクト系統は、モンゴルのラマ勢力を管轄する身分であるが、その権威は漠地にまで及んで、清朝の国師、清朝のホトクトと位置づけられた。1792年に清朝は、「金瓶掣鑒法」（転生する系譜にあるホトクトの化身を清朝皇帝の下賜した金瓶を使用したくじ引きにより決定する）を頒布した。これはダライラマ、パンチェンラマ、ジャブツンダムバ・ホトクトそして駐京八大ホトクトだけでなく、北京駐在を義務としない外ホトクト²²の転生までを清朝が掌握することを図ったものである。しかし、「金瓶掣鑒法」が実際に執行された例は僅かであり、盟旗ではホトクトの多くは依然として王公貴族や官僚の家から生まれていた²³。チャンキヤ・ホトクトが管理する彙宗寺はあくまで宗教的に統一管理の象徴的なものに過ぎない。盟旗では王公と上層ラマは往々に利益共同体であり、ともに行政的に、信仰的に属民を管轄する立場にあった。

換言すればモンゴル社会は行政の面でも、宗教の面でも清朝の統合策には相容れない性質がかなり残されて、潜在的に対抗的な側面を持っていた。清朝の隆盛時に、こうしたモンゴル社会の自立性が弱められるが、帝国の衰退につれて、こうした対抗的な性質がより顕著になることは想像される。

このうち、現在の内モンゴル自治区は、基本的に清朝時代の「内ジャサグ」（理藩院の直接管理下にあり、間接的にジョスト盟の管轄を受けるラマ旗であるフレー旗を含む）、「内属モンゴル」のチャハル、フルンボイル、西トメド、「外ジャサグ」のアラシャ旗、エジネ旗からなる。2010年の人口統計によると、内モンゴル自治区のモンゴル人は約423万人（全中国は約598万人）であり、同自治区における漢人の総数1965万人より遥かに少ない²⁴。しかし、モンゴル人の人口はモンゴル国（総人口約306万、95%がモンゴル人）²⁵を越え、「モンゴル世界」を考察する場合は決して見逃せない地域である。そしてこの内モンゴル自治区は、中国が掲げる「民族区域自治」の原理で成り立っているが、清朝滅亡後の外藩モンゴル王公の独立運動や中華民国期のモンゴル民族主義運動の過程で成立したことも事実である²⁶。

²¹ 陳継東「中国仏教の現在」（沖本克己（編集委員）、菅野博史（編集協力）『中国文化としての仏教（新アジア仏教史 第8巻）』、佼成出版社、2010年）、324～328頁。

²² 各遊牧地に駐在し多くは王公貴族の子孫から転生し、各王公に供養されていたホトクトのことを指す。王公と上層ラマのこうした密接さらには親戚的な関係から、上層ラマは「ラマ貴族」ともよばれた。李徳成前掲「清代駐京八大呼図克図述略」、宝貴貞「清朝的民族宗教政策与喇嘛旗的设置」（『中国蔵学』第3期、2006年）。

²³ 宝貴貞「近現代蒙古族宗教信仰の演変」（2007年度中央民族大学博士論文）、24～25頁。

²⁴ 内モンゴル自治区 2010年第六次全国人口センサス主要データ公布

<http://commend.nmgnews.com.cn/system/2011/05/16/010593871.shtml>（2016/12/18閲覧）、またボルジギン・ブレンサインら前掲『内モンゴルを知るための60章』、418頁。

²⁵ 外務省モンゴル国基礎データ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/data.html#section1>（2016/12/18閲覧）。

²⁶ 岡洋樹前掲「清代内ジャサグと内モンゴル」、120～121頁。

本論文はモンゴル人の民族主義運動の全体像を明きらかにするために、これまでその自立性を重視して考察されることが少なかった内モンゴル地域に焦点を当て、1924 年から 1937 年の民族主義運動に限定して考察しようとするものである。換言すれば近代においてモンゴル人がいかにして「内モンゴル」という地域概念を形成させ、現在の領域をもって内モンゴル自治区を作ったのかを考察することである。

まず、内モンゴル民族主義運動が展開された要因について、簡単に整理したい。なおここで言う内モンゴル民族主義とは、立場によって想定した領域も、内実も一定ではないが、少なくともハルハ・モンゴル（後の外モンゴル）とは異なる地域において、従来の旗盟による分断を越えて内部を統一し、対外的な自立、とりわけ漢族の支配に対するモンゴル族の独自性の保持を目指す運動を指している。

清朝は支配下に入ったモンゴルに対し、主に二つの政策をとった。ひとつは「封禁政策」である。清朝はモンゴル人と漢人との結婚、モンゴル人が漢人の姓を使用することなどを厳しく禁止した。つまり、清朝はモンゴル人と漢人との接触を常に警戒していたといつてよかろう。しかし、清朝の最盛時の 1723 年から漢人地域における人口膨張によって生じた余剰人口問題を解決するため、断続的にもうひとつの対モンゴル政策をとった。それは「借地養民」政策であり、モンゴルの旗地を借りて漢人の難民を養うというものであった。この二つの政策はチャハル、西トメド、ジョスト盟、ジョーオダ盟、ジレム盟など清朝の統治中心から最も近い地域で同時に施行された。そして清朝は漢人移民を管理するため「州、県、庁」などの行政措置を設けた。しかし、これは領域を有した行政単位ではなく、同地におけるモンゴル人と漢人を区別するためのものであった。モンゴル人は依然として自旗の管轄を受けていた。

しかし、19 世紀初期になると、これら地域ではモンゴル人 103 万に対し、漢人は 100 万に達した。民国初年の 1912 年の統計ではモンゴル人 82 万に対し、漢人は 155 万に達した。ジョスト盟では 1784 年、漢人人口は既に約 56 万人に達していた。漢人商人が大量にモンゴルに進出した。清朝は漢人商人の蒙地進出を禁止したが、清朝とロシアとの貿易は禁じていない。漢人商人は茶、シルクなど特産を辺境の町キャフタで貿易を行っていたのである。彼らはこうした歴史的な契機を捉えて、モンゴルと清朝の直轄領の境界に位置する貿易町である張家口に拠点を置き、帰化城（現在の内モンゴル自治区の首府フフホト）、フレー（現在のモンゴル国首都ウランバートル）などを経て北進し、キャフタまでの商売の通路（いわゆる「茶馬の道」）を掌握した²⁷。彼らが掌握したのは通路だけでなく、沿道の旗も商売の対象になっていくのはいうまでもない。漢人の商業資本が浸透し、掛け売り制度を利用したため、清朝時代に蓄積した資産が大量に流出し、王公から一般民まで漢人商業

²⁷ 劉影「山西地域文化進程及模式」（『九州学林』第 4 巻第 4 期、2006 年）、282～283 頁、鄭曦原編『帝國的回憶：《紐約時報》晚清觀察記 1854－1911』修訂版（当代中国出版社、2007 年）、68～70 頁、Renqin（仁欽）「内モンゴルにおける「四清運動」をめぐる」（『相関社会科学』第 19 号、2009 年）、91 頁、岡洋樹「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」（『歴史評論』第 725 号、2010 年）、18 頁。

資本への巨額な負債を負うことになった。王公は負債を、土地を漢人農民に貸与したり売り払うことによって、弁済することになった。したがって漢人商人も土地の開墾や農業開発をおこない、土地商人へと発展した²⁸。

1844年に、ジョーオダ盟へシクテン旗を通過したフランス人ユック神父に対し、「モンゴル人が土地を耕し、家屋を建てるようになって以来、彼ら【モンゴル人】は突然貧乏になった。契丹人（漢族）がこの地方に入ってきた。畜群・耕地・家屋は彼らの手中に落ちた。われわれには僅かばかりの草原が残され、そこではまだ、貧苦のために他の土地への移住を迫られるまでに至っていない幾ばくかのモンゴル人が、帳幕の中で生活している」²⁹。

1891年に、ジョスト盟、ジョーウダ盟で「金丹道暴動」が起こった。これは漢人の秘密結社——「金丹道教」によるものである。そのスローガンは、「清朝を倒し、モンゴル人を一掃する」ことや、「モンゴル人を殺して、積怨を晴らし」「モンゴル人に会ったらわけを聞かずに殺害せよ」などであった。暴動の僅か2ヵ月の間に「十万人近くが殺害され」、多くのモンゴル人村落が焼かれたといわれている。暴動後、生き残ったモンゴル人は破産し、故郷を追われて北を目指して移住した。これは清朝を後ろ盾にする原住民のモンゴル人と、移住民として絶対多数を占めた漢人の間の集団的な対立である。また、同事件によって、清朝以来の旗ごとに分断された状態が崩れ始め、漢人の移民開墾がもたらしたモンゴル人の被害がほかの盟旗にも伝わった³⁰。

20世紀に入ると、モンゴル地域は、清朝自身の近代化政策の中、経済・边防・移民など諸方面での重要性が認識されて、「新政」の重要な改革対象となった。その対モンゴル政策は、統治下のモンゴル地域を含む清帝国全体の「近代化」を進めるものと理解された。その点から、グンサンノルブ、アマルリングイ、グンチョクスルンなど内ジャサグ王公、パラタ、ナヤントなど外ジャサグ王公からの支持も得た。しかし、その一方ではモンゴル地域における「官弁開墾」を実施し、モンゴルを行省として漢人地域の行政と一致させる、つまり従来の間接統治を直接支配へ移行させることを目指した³¹。その最初の対象は内ジャサグであった。

²⁸ 周太平「清朝末期のモンゴル社会経済情勢と漢人旅蒙商」（西村成雄、田中仁編『中華民国の制度変容と東アジア地域秩序』、汲古書院、2008年）、鉄山博「清代内蒙古の地商経済」（『東洋史研究』第53巻第3号、1994年）。

²⁹ トイメル（江場山起、柳澤明訳）「呉禄貞の描いた清末の内モンゴル東部社会とそのモンゴル経営思想：『東四盟蒙古実紀』『経営蒙古条議』を中心に」（モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』、雄山閣、2007年）、139～140頁。

³⁰ ボルジギン・ブレンサインは金丹道暴動を「モンゴル人社会全体に危機感をもたらした近代モンゴルのナショナリズムの原点であり、20世紀前半の数十年間にわたる独立運動の起爆剤となったと言える」とした。ボルジギン・ブレンサイン「金丹道暴動」（ボルジギン・ブレンサインら前掲『内モンゴルを知るための60章』）、122～127頁。モンゴル人の移動過程に関し、同氏『近現代におけるモンゴル人農村村落社会の形成』（風間書房、2003年）が詳しい。

³¹ 清末新政の対モンゴル政策に関し、白拉都格其、金海、賽航『蒙古民族通史』五（上）（内蒙古大学出版社、2002年）、119～153頁、岡洋樹前掲「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」などを参考した。

新政は、「世界での優勝劣敗の思想における滅種への危機感を感じた」清帝国の漢人エリートが「優勝劣敗の思想」を清帝国の「国内の論理に転嫁し、漢人や中央を『優者』、非漢人や辺境の人びとを『劣者』とし」、それが清帝国の「内部では漢人の対内的優位性の根拠になった」³²。優れた漢人の中華文明を帝国内の非漢民族にも広めることを帝国自身の利益のためだけでなく、帝国の辺境人民のためであるとした。そしてモンゴル人の自ら新政を行う希望に反対し、モンゴルをあくまでも内地の移民開墾・開発の対象とした。漢人移民の活動は草原を開墾し農業生産を拡大・増加させることだけでなく、商業活動を通して収入を増やし内ジャサグにおける「帝国の行政組織」である省県などを支持することであった³³。つまり、モンゴル人が直面したのはロシア、日本など列強からの侵略・植民だけでなく、自らを「優者」とする「中国」からの浸透・植民である。

そのような中、王公貴族の権力も損害されて、事毎に省府州県の圧迫を蒙るようになっていた。「設置された州県では、これ【王公】を一紳士以下に見なしている。もし嫌疑を受けて訴訟になれば、協理以下は即座に拘禁できるため、これを畏れること閻王のごときである。將軍、都統ともなれば、ジャサグであっても面会すら望まない」³⁴。新政の実施にともなうモンゴル人の生存権益への侵害が益々増加されることに対し、各盟旗では反開墾運動が展開され、また開始当初、新政を支持していた王公もそれに反対するに至った。また当時北京に駐在し、清朝より重視されていたグンサンノルブ、ナヤントなど王公は「蒙政協助会」（1909年）、「保蒙会」（1910年）、「蒙古王公連合会」（1911年）など一連の王公の団体組織を作り、王公同士の意志統合を図ろうとした。その目的は清末の立憲運動中に漢人官僚に否定されたモンゴル人の利益を守ることであった³⁵。

つまり、清末「新政」の対モンゴル政策は現地におけるモンゴル人と漢人の対立を促し、またモンゴル人の朝廷に対する反感をもたらし、それによって近代におけるモンゴル人の民族意識を覚醒させ、その民族主義運動を萌芽させたのである。

新政時、グンサンノルブなど王公はそれぞれ自旗で新式の学堂を開き、王公貴族だけでなく平民出身者も入学した。モンゴル人の間に、特にジョスト、ジョーウダ、ジレムなどの盟では近代教育は順調とはいえないが徐々に広められた。そして育てた学生を日本や中国内地の大学などで入学させた。これら学生はモンゴル最初の近代的知識人（以下、彼ら

³² 川島真『近代国家への模索 1894-1925 シリーズ中国近現代史②』（岩波書店、2010年）77～78頁。

³³ Sharad K. Soni（藍美華訳）「回顧歴史：清朝統治下の内蒙古」（『蒙蔵現状双月報』第16巻第5期、2008年）。

³⁴ トイメル前掲「呉禄貞の描いた清末の内モンゴル東部社会とそのモンゴル経営思想」、142頁。

³⁵ 清末民初の駐京王公の活動に関し、汪炳明「清朝覆亡之際駐京蒙古王公的政治活動」（『内蒙古大学学报：哲学社会科学版』、第3期、1985年）、烏力吉陶克陶「清末“藩属憲政”及び有関蒙古の史事考察」（『内蒙古大学学报：哲学社会科学版』、第1期、2009年）、張建軍『清末民初蒙古議員及其活動研究』（中央民族大学出版社、2012年）、包徳強「清末在京蒙古王公政治団体及其主要活動研究」（2013年度内蒙古大学修士論文）などの研究があげられる。

を知識青年とする）であり、後の民国時代に活躍した³⁶。

1911 年 12 月 1 日、外モンゴル³⁷では新政への反対からロシアとの接近を強め、辛亥革命の勃発を契機に独立宣言が発せられ、ボグド・ハーン政権が成立した。当政権が当初志向していたのはモンゴル人の単一国家であり、清朝の外藩モンゴルと内属モンゴルを「モンゴル国の領土」として承認するよう主張していた³⁸。同政権は、「宗教的な意義でモンゴル王族の血をつぐ」化身ラマであるジェブツンダムバ・ホトクト 8 世（ボグド・ハーン）を君主とし³⁹、それに内ジャサグや内属モンゴル出身者も参加し重要な役割を演じた。つまりボグド・ハーン政権の成立によって、外モンゴルが「モンゴル世界」の中心的な位置に自らを置く傾向が現れたといっておくべきであろう。

しかし、モンゴルの独立が 1913 年の露中宣言、1915 年のキャフタ協定により中国宗主権下の「外モンゴルのみの自治」⁴⁰に格下げされた。とはいえ同時期、いち早く政権への合流を声明し、中東鉄路が走りロシアの利益に直接関連するフルンボイル地域は、一定の自治を享受する特別区域とされた。1919 年 11 月 22 日、中華民国北京政府は、ロシア帝国の崩壊を契機として、外モンゴルの自治を廃止した。1920 年にフルンボイルの特別区域制も廃止された。それへの反発に出た外モンゴルでは、モンゴル人民党（以下、人民党）が結成され、ソ連・コミンテルンの支援下、1921 年の「モンゴル革命」を起こした。後にボグド・ハーンを首長とした「制限君主制新人民政府」が樹立され、事実上の独立を獲得した⁴¹。そして 1924 年にボグド・ハーンの死後、共和制へと移行した。

青木雅浩が指摘したように、20 世紀の「モンゴル世界」を構成する重要な要素に、一体性と個別性の相互関係がある⁴²。人民政府の成立は 1915 年のキャフタ会談を境に「自治」

³⁶ バイルダクチ「グンサンノルブ改革の社会・歴史的背景と影響」（モンゴル研究所前掲『近現代内モンゴル東部の変容』）121 頁。

³⁷ 現在のモンゴル国は、外ジャサグのセツェン・ハン部、トシェート・ハン部、サイン・ノヤン部、ザサクト・ハン部、ホブドのドルベド部など、清朝皇帝の牧場であったダリガンガ、そしてタンヌ・オリヤンハイの一部フブスグル湖地域からなる。橘誠前掲『ボグド・ハーン政権の研究』、4 頁。モンゴル国は歴史上、「外モンゴル」と呼ばれてきた地域を中心とし、その独立後は自らを外モンゴルと呼ばない。本論文では、内モンゴルとの区別を明示するため、便宜的に外モンゴルとする。

³⁸ 橘誠「辛亥革命とモンゴル」（辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究 辛亥革命』（岩波書店、2012 年）、302 頁。

³⁹ 二木博史「チベット人活仏がモンゴル国王として即位するための条件：19 世紀末のモンゴル語文書史料の分析」（二木博史編『文書史料からみた前近代アジアの社会と権力』（東京外国語大学大学院地域文化研究科 21 世紀 COE「史資料ハブ地域文化研究拠点」本部、2007 年）。

⁴⁰ しかしこれは漢語においての「地方自治」であり、モンゴル側は「自治」を漢語の「自立自主」つまり「独立」として理解していた。詳しくは橘誠「モンゴル『独立』をめぐる翻訳概念：自治か、独立か」（岡本隆司編『宗主権の世界史：東西アジアの近代と翻訳概念』、名古屋大学出版会、2014 年）、同前「内・外モンゴルの岐路」（ボルジギン・ブレンサインら前掲『内モンゴルを知るための 60 章』）を参考。

⁴¹ その経緯について、橘誠前掲『ボグド・ハーン政権の研究』が詳しい。

⁴² 「一体性」とはモンゴル人が「モンゴル」としての全体で一つであるというイメージを抱いていて、かれらの民族運動が何らかの形で「モンゴル」の統一を志向したものになる傾向が強ま

枠外に置かれたモンゴル人にとっては、「モンゴル世界」との一体性を再確認する契機であった。しかし、一方では橘誠が指摘するように、1912 年以来、中華民国とボグド・ハーン政権とが内ジャサグや内属モンゴル地域において激しくその統合を競う中、中華民国側に帰属した勢力とボグド・ハーン政権側に帰属した勢力が混在し、さらには清代からの旗内におけるジャサグと閑散王公の潜在的対立が顕在化し、一旗内に二つの勢力が並存する状況に至ることもあった⁴³。また 1914 年に袁世凱は、熱河・綏遠・察哈爾など三特別行政区を設置し、内ジャサグ各盟旗（ジレム盟は清末新政時から東北三省の管轄を受けるようになっていた）やチャハル、西トメドをそれぞれ編入させて各都統の管轄下に置いた⁴⁴。1915 年には、「禁止私放蒙荒通則」・「墾辟蒙荒奨励弁法」などの法例を公布し、清末の開墾政策を継承する意欲を示した。その最中、省を設ける議論も再び浮上した。そして「漢人による他民族の同化を内包した理念である」五族共和（漢、満、蒙、回、蔵）に反対していた王公は多数あったが⁴⁵、キャフタ会談以後はほとんどそれを受け入れた。しかし、グンサンノルブら王公は、「五族共和」を漢人が中華民国の「共和」を遂行することではなく、漢人が内地で「共和」を実施する同様にモンゴル人がモンゴル地域で「共和」を実施するものと理解した。そして王公、旗の官僚（王公が育てた知識青年も含む）は参政権を求めて、中華民国の国会運動に積極的に参加した⁴⁶。その目的は清末の立憲運動時と同じく、モンゴル人の利益を守ることであった。また彼らは中華民国の最高の民族機関である蒙蔵院の大小官職に就いた。そして彼らの活動によって北京蒙蔵学校が設置され、多くの知識青年を育成した。知識青年は、五・四運動後は共産主義・三民主義など新しい思想の影響を受けた。つまり、自治「外モンゴル」枠外に置かれることによって形成している「個別性」を今後の民族主義運動でどう対処するのかという問題にも直面した。

学界では中国近現代史における各政権がその民族政策を形成するうえで、モンゴル人の果たした役割を重んじ、中国の民族問題を考察する場合、こうした内モンゴル民族主義運動にふれている。中国では、近代内モンゴル民族主義運動を中国革命史＝中共党史の一部と見なし、ウランフーらモンゴル人中共党員の活動がその正統として見なされた。その一方、王公・中国国民党（以下、国民党）側モンゴル人や内モンゴル人民革命党（以下、内人党）など、その他の民族主義者の活動のほとんどが、「民族分裂」運動や「封建上層部」

ったところによく表れている。「個別性」とは各地の「モンゴル人」が各々個別の活動を行い、同じ「モンゴル」同士であるにも関わらず時には互いに反目しあったことを指す。青木雅浩『『境界』を行き交う民族の思いと大国の思惑：1920 年代前半の『モンゴル世界』とソヴィエト、コミンテルン』（ユ・ヒョジョンら前掲『境界に生きるモンゴル世界』）、277 頁。

⁴³ 橘誠前掲『ボグド・ハーン政権の研究』、465 頁、橘誠前掲「辛亥革命とモンゴル」、317 頁。

⁴⁴ 貴志俊彦「袁世凱政権の内モンゴル地域支配体制の形成：「蒙蔵院」の成立と内モンゴル三特別行政区の設置」（『史学研究』第 185 号、1989 年）。

⁴⁵ 橘誠前掲「辛亥革命とモンゴル」、309～313 頁。

⁴⁶ 彼らの国会活動に関し、張建軍前掲『清末民初蒙古議員及其活動研究』が詳しい。

の活動と批判されてきた⁴⁷。

中国国外では、これら批判されてきた民族主義者の活動への関心を深め、彼らが果たした役割を再検討する試みが行われている。先行研究はモンゴル問題を重視し、モンゴル民族の対抗的、融和的性格が中国の民族問題と民族政策に重要な役割を果たしたことを承認し、重要な地位を与えてきたのである⁴⁸。しかし、多くの研究はモンゴル問題を中国の民族問題の一部としてきたのであり、当時の各民族の立場に立って見れば、必ずしも同じ歴史が描かれるわけではない。換言すれば、各民族はともに清帝国の支配下にあったが、清朝の崩壊につれて、その継承国家としての中華民国政府に属するべきかという問題に対して、各民族の答えは必ずしも中華民国政府および中共政権の期待に沿うものではなかった。実際、モンゴル、チベット、新疆ではそれぞれ独立や自治を目指す運動が展開され、各自の政府が成立するまで進展した。従来は、各周辺民族の側の弱さを過度に強調してきたと考えられる。モンゴル族などの側に弱点があったことは事実だが、当時の中共政権は当然として、中華民国政府もその直接的な統治を非漢族が多数を占める地域まで及ぼす力を持っていたのか、という問題も重視すべきだと筆者は考える。

換言すれば、これら研究は近代内モンゴル民族主義運動をその最大の交渉・対抗相手である清末以来の「中国」の視点から捉えたものであり、先述したように近代内モンゴル民族主義運動自身の主体的な能動性、そしてその規模・影響・連続性に重点を置いていない。

近年、国民党と中共、日本、ソ連・コミンテルン、外モンゴルの政策に左右されながらも、自発的な民族主義運動を展開してきたことを重視し、民族主義者の主体性から考察する傾向が現れた。しかし、これまでの研究はある特定の王公や民族主義者、あるいは政党の活動を中心に置き、近代内モンゴル民族主義運動の主役とする傾向が見られる。具体的には、①徳王、②内人党を近代内モンゴル民族主義運動の二つの主流とした。たしかに民族主義者の内部では出身階層や政治理念の違いによって衝突が頻発し、それぞれ各自の運動を展開してきたようにも見える。

しかし同時に協力するときもあり、1924年以後、特に1928年～37年の間は対立より協力の側面が目立つのである。各民族主義者にとって、他民族による圧迫に反抗し、モンゴル人の独立か自治を実現させるのは共通の目的であることはいうまでもない。それ故、彼らの活動をそれぞれ独立した事件とみなしたのでは、重要な史実を見落としかねない。それよりも、その相互影響に注意を払い、彼らの活動を近代内モンゴル民族主義運動というひとつの総体として考察することという視点のほうが、より当時の実際に相応しいと筆者

⁴⁷ 内モンゴル自治区の学者は基本にこの立場に立つ。たとえば、郝維民編著『内蒙古革命史』（新版）（人民出版社、2009年）はその代表的な著作である。その内人党に対する評価は複雑であり、内人党の活動に関し、時期に応じてその評価は変化するが、基本的には批判的な立場に立っている。

⁴⁸ たとえば、毛里和子『周縁からの中国：民族問題と国家』（東京大学出版会、1998年）、松本ますみ『中国民族政策の研究：清末から1945年までの「民族論」を中心に』（多賀出版、1999年）、王柯『20世紀中国の国家建設と「民族」』（東京大学出版会、2006年）、横山宏章『中国の異民族支配』（集英社、2009年）などがあげられる。

は考える。

本論文では、モンゴル人民族主義者の視点から、1924年から1937年にいたる内モンゴル民族主義運動の実態を総体的に考察することを試みる。研究の対象とする時期のはじめを1924年とするのは、次の2点に起因する。まずこの年、知識青年のなかに、外モンゴルでの革命の成果を目の当たりにし、外モンゴルとの連絡を深めるようになり、さらに自分の政党を結成する動きをはじめた者がでてきたことである。人民政府の背後にロシア帝国にかわってソ連・コミンテルンがあり、しかも外モンゴルの地位をめぐって中華民国北京政府（以下、北京政府）と交渉を始めていた。人民政府はボグド・ハーン政権時と同じく、モンゴルの独立を主張した。このことはボグド・ハーン政権の独立時点の情勢とかなり類似している。時代的な特徴として、今度は、外モンゴルで平民エリートが政権の中心にたつようになり、ジョスト盟、フルンボイルなどの地域から赴いたのも多くは近代的な教育を受けた知識青年であったことである。

また同年11月には、北京政変によって、清帝国最後の皇帝である愛新覚羅・溥儀が皇宮から追放された。その結果、中華民国がこれまでその存続を約束していた清朝皇帝の尊号および清室優待条件も永久に廃止することが決定された。これは北京政府が清を継承するという理念が崩れたことを意味していた。それは清朝皇帝が賜与し、北京政府がそれを引き続き認めてきた王公の爵位・権力の基礎・合法性が危機に直面したことを意味したのである。これが24年を本論の分析の起点とした第二の要因である。

こうした政治情勢を、知識青年と王公は、それぞれどう受け止めたのか、それがその後の内モンゴル民族主義運動の行動パターンに如何なる変化をもたらしたのだろうか。

研究の対象とする時期の終点を1937年とするのは、内モンゴル民族主義運動はこの年を境に、その主な交渉対象をソ連・コミンテルン、外モンゴル、中華民国から日本へと変更したからである。すでに日本との協力の下、ジレム盟、フルンボイルは独立運動を展開し、1932年に満洲国に編入されて、モンゴル人の特殊地域である「興安省」（後にジョスト盟、ジョーウダ盟も満洲国に編入される）となっていたが、ほかの地域（国民党の管轄下に残った地域を除く）も1937年を期に、徳王を中心とする蒙疆政権の支配下に入った。以後、内モンゴル民族主義運動は、全体としてそれまでとは異なる性質を持つことになり、新たな時期に入るのである。

とはいえ筆者が辛亥革命時期と1937年以後の民族主義運動をつなぐ、重要な時期と捉えるべきだと考えている1924年から1937年の活動について、先行研究では詳しく検討を行ったと言いがたい。この時代を対象とした先行研究も、総合的な視野を欠いている。

こうした課題を考察するために、本論文では先行研究が近代内モンゴル民族主義運動の二つの主流とする①徳王、②内人党に対して、対立と協力を繰り返し、両者から相対的に自立した存在であり、しかも1928年～1932年頃にかけて大規模な請願運動を展開し、一時内モンゴル民族主義運動の指導者的な存在となった呉鶴齡に注目した。この点に本論文の最大の特徴がある。

そして、視野を彼の活動から広げて 1928 年以前の内人党の活動、宗教勢力の動向、さらには呉鶴齡への反対を起点として出発した徳王の活動を時系列に沿って考察した。その際、これまでの研究では十分に着目されてこなかった宗教勢力の各時期における動静についても、検討を加えている。そのことで、内モンゴル民族主義運動の全体像に迫りたいと考えている。

具体的には、第一章「王公が率いる民族主義運動の新たな展開」では、1924 年の蒙事会議、1925 年の善後会議中の内モンゴル王公の言動を整理し、彼らが指導してきた 1924 年以前の民族主義運動との相違点について検討した。

第二章「内モンゴル人民革命党の活動」では、1925 年から 1927 年を主に取り上げ、内人党の成立、活動、特に内人党とソ連・コミンテルン、モンゴル人民革命党、国民党との関係を考察したうえで、内モンゴル近代史上の内人党の役割を検討した。

第三章「呉鶴齡の請願運動」では、1928 年のモンゴル代表団の成立、1930 年のモンゴル会議、1931 年の国民会議、1932 年の国難会議中の呉鶴齡の活動を考察し、これまでの民族主義運動と如何に連鎖し、また後の民族主義運動に如何なる役割を果たしたのかについて分析した。

第四章「徳王の「民族主義運動」観の形成」では、徳王の「民族主義運動」観の形成に重点を置き、彼が指導した百靈廟自治運動に対して果たした役割について考察した。

各章に関する先行研究は、特に蓄積が多い第二章、第四章は各章の冒頭で整理したが、他の章については、基本的には本文や注での言及に止めた。なお英語・漢語、日本語文献は最大限収集したつもりだが、台湾、モンゴル国における研究やモンゴル語の档案史料などについては、今後、さらなる検討・発掘が必要である。

第一章 王公が率いる民族主義運動の新たな展開

第1節 1924年蒙蔵院蒙事会議中の王公の活動

1924年3月14日に、5月31日に中ソ協定が締結されて、中華民国北京政府（以下、北京政府）とソ連は国交を樹立した。本章との関係でいえば、この協定において、ソ連が外モンゴルに対する中華民国の主権を認め、ソ連軍の外モンゴルからの撤退を受け入れたことが重要である¹。中ソ間の交渉がソ連の譲歩によって、ソ連軍の外モンゴル撤退が現実味を浴び、北京政府は外モンゴル奪回を視野に入れて、モンゴル問題が改めて政治問題として浮上したからである²。

すなわち中ソ協定仮調印直後の1924年3月18日、蒙蔵院総裁グンサンノルブは、大統領曹錕に対し、内ジャサグ6盟盟長を北京に召集して会議を行うことを請求し、許可された³。3月20日に、蒙事会議が開催され、7月8日まで全8回の会議を行った。3月20日の会議の目的は、開催される後の会議において討論すべき議題を他の各王公に伝達することと、それは20日の「宣言書」に示された。

「宣言書」は、①外モンゴルが独立して以来、それと隣接する盟旗が軍事的に侵され、辺境地帯の不安を招いた現状に対して如何に対処すべきか、②盟旗における各種事業を如何に実施するか、③外モンゴルの奪回をいかなる対策で実現し、中華民国に帰順させるか、④中ソ間におけるモンゴル問題の交渉が停滞している現状をふまえて、モンゴル人が如何にして一丸となって、外交面での交渉を有利にするか、⑤各盟旗からの提案を本会議において研究を重ね、どのようにして適切に処理するのか、の5点の議題を提出した⁴。それを根拠に、蒙蔵院が9件、蒙古宣慰使公署が2件、ジレム盟が3件、ジョスト盟が2件、ジョーオダ盟が6件、ウラーンチャヴ盟、イケジョー盟がそれぞれ1件の提案を提出した。

参加者の顔ぶれは表1に整理した。会議はグンサンノルブが率いる蒙蔵院、ナヤントが率いる蒙古宣慰使公署と6盟代表という3者の代表から構成された。一応6盟から代表が

¹ 青木雅浩『モンゴル近現代史研究 1921~1924年：外モンゴルとソヴィエト、コミンテルン』（早稲田大学出版部、2011年）、165~171頁、麻田雅文『満蒙：日露中の「最前線」』（講談社、2014年）、158~163頁。

² ただし、ソ連は、中ソ公式交渉をまとめるため中華民国に対して名目上の譲歩姿勢をしつつ、外モンゴルにおける影響力の確保を目指す方針をとった。青木雅浩前掲『モンゴル近現代史研究 1921~1924年』、193頁。

³ 『蒙蔵院召集蒙事会議議事録』（蒙蔵院編印、1924年）、1~2頁。同会議に関し、バートル「一九二〇年代の内モンゴル政治における二つの潮流：「自治」と「建省」論をめぐる」（『アジア文化研究』第13号、2006年）、広川佐保「1920年代、内モンゴルにおける制度変革とモンゴル王公：北京政府、張作霖との関係から」（『東洋学報』第91巻第4号、2010年）の研究があげられる。先行研究は蒙事会議での王公の言動を、王公と内人党、北京政府、張作霖との関係から考察した。本稿では、王公同士の意見の交流を中心に考察する。

⁴ 同上。また巴特爾前掲「一九二〇年代の内モンゴル政治における二つの潮流」、90~91頁。

揃ったが、有力王公、旗員のうち参加したのはジレム盟、ジョスト盟、ジョーオダ盟など東部の盟旗である。しかも、かれらの多くは議員活動の経験者であった。

表 1 蒙事会議参加者一覧（モンゴル人参加者の名の後に*を付けた）⁴

姓名	出身地	官職、爵位	備考
グンサンノルブ*	ジョスト盟	蒙蔵院総裁、ハラチン右旗ジャサグ親王、ジョスト盟盟長	1909 年資政院議員、12 年臨時参議院議員、13 年政治会議議員
恩華	江蘇鎮江（旗人籍）	蒙蔵院副総裁	
沈学範	直隸天津	同上	
王郁騷	京兆通県	蒙蔵院検事	蒙蔵院派出席委員
関元章	広東南海	同上	同上
彭清嘉	江蘇呉県	同上	同上
蕭颺曾	湖北黄陂	同上	同上
張仁壽	江蘇青浦	同上	同上
桂樟	蒙古正白（旗人籍）	蒙蔵院翻訳官	同上
ナヤント*	外モンゴルサイン・ノヤン部	親王、蒙古宣慰使（1923 年曹錕によって任命された）	1909 年資政院議員、12 年臨時参議院議員、14 年参政員参政、17 年、臨時参議院副議長
魯鴻琛	河南	蒙古宣慰使公署秘書長	
孟渠		同秘書	
黄成埏		同参議	
任承沆	江蘇宣興	同上	
ヤンサンジャブ*	ジレム盟	ホルチン左翼中旗閑散王公、協辦盟務親王	
オルトナスト*	同上	ドルブド旗、幫辦盟務貝子	
アマルリングイ*	同上	ホルチン左翼後旗ジャサグ親王	臨時参議院議員、第 1 回国会参議院議員、憲法起草委員会委員、政治会議

⁴ 前掲『蒙蔵院召集蒙事会議議事録』、5～8 頁。また作成に関し、広川佐保前掲「1920 年代、内モンゴルにおける制度変革とモンゴル王公」、35 頁、張建軍前掲『清末民初蒙古議員及其活動研究』、397～440 頁を参考した。恩華・桂樟は「旗籍蒙古人」である。例えば 1910 年代に満洲、蒙古、漢軍八旗に含まれた旗人を「旗族」と称した。また「満族」という用語も登場していた（承志「中国における「満族史」研究」、『東洋文化研究』第 10 号、2008 年、335 頁）。かれらにとっては満族または一つの「旗族」となる選択があり、特に恩華は『八旗芸文編目』など著作があり、モンゴル人として活動したと言いがたい。

			議員、安福国会参議員、 参政員参政などを歴任
アマルチングルト*	同上	ゴルロス前旗出身、ノモ ンハンジャサグ・ダーラ マ	国会参議院議員、ラマ出 身、盟長チメドサムピル の叔父
ワンチンチョクト*	同上	幫辦盟務貝子	
ゴンボジャブ*	ジョスト盟	トメト右旗ジャサグ、幫 辦盟務郡王	1914 年約法議員、22 年 国会参議院議員
ハンラジャブ*	同上	ハラチン中旗ジャサグ 郡王	安福国会参議院議員
アユルウグイ*	同上	ハラチン右旗の平民出 身、1916 年輔国公の爵 位を有する、蒙蔵院参 事、蒙蔵院総務庁長	1913 年衆議院議員、安 福国会衆議院、参議院議 員、22 年国会参議院議員
于連陞*	同上		
李芳*	同上		1913 年衆議院議員、国 会制憲議員、安福国会衆 議院議員
スジユクトバートル*	ジョーオダ盟	盟長、ナイマン旗ジャサ グ親王	1917 年参議院議員
ジャガル*	同上	副盟長、バーリン右旗ジ ャサグ親王	1917 年参議院議員、安 福国会参議院議員
デセレトブ*	同上	オーハン旗ジャサグ、幫 辦盟務郡王	臨時参議院議員、第 1 回 国会参議院議員、安福国 会参議院議員を歴任
セダンバルジュル*	同上	オーハン旗	
金奇賢*	同上		
高福忱*	同上		
阿克東阿*	シリಂಗウル盟	アバハナル旗貝勒	
松第*	同上	章京	
ナスンワンジル*	ウラーンチャヴ盟	梅楞	
エリンチンドルジ*	同上	参領	
シャンジミトフ*	イケジョー盟		
ワンチンチョクスレン*	同上		出席したのか不明

1. 「内モンゴル」の自衛能力の増強と外モンゴル奪回問題に関する議案

1924 年 4 月 19 日に、蒙事会議第 1 回会議が開催された。同会議では、内モンゴルの自衛と外モンゴルの奪回をめぐって議論された。まず蒙蔵院が提出した「内蒙六盟自衛辦法案」を討議した。「内蒙六盟自衛辦法案」は自衛のため内モンゴル独自の軍隊の育成を目標としており、それを「将来における外モンゴル奪回」のためであるとして、北京政府の説得を試みたものである⁵。ここでまず蒙蔵院に関して簡単に説明したい。

1912 年 1 月に成立した中華民国南京臨時政府（以下、臨時政府）は、内務部の下に蒙蔵経理局を設置することを提起し⁶、北京政府は臨時政府の計画を参考にして、清朝の理藩部を廃止したうえで、1912 年 4 月に蒙蔵事務処を設置し、内政部に属させた。さらに 7 月 25 日に蒙蔵事務局と改め國務院に隷属させた⁷。1914 年に蒙蔵院と改め大總統に直属させた。蒙蔵院は王公の爵位の継承、ジャサグの任命などを管理した。

グンサンノルブは 1912 年 9 月に彼が起こした独立運動⁸が失敗したことで、中華民国参加を表明したが、1922 年から 1923 年にかけての 1 年未満の間、免職された⁹以外（この期間中、アラシャン王が任命された）終始、蒙蔵院総裁の地位に就いた。袁世凱が、民族事務の実権をグンサンノルブに委任することは当然なかったが、王公を懐柔するため名目上その蒙蔵院での指導的地位を確保した。グンサンノルブは内モンゴル王公と旗員をすべて蒙蔵院のモンゴル職員と見なし、蒙蔵院を通して王公同士の連絡と統合を図った¹⁰。

しかし、蒙蔵院はグンサンノルブら王公、旗員が団結をはかる場所であると同時に、北京政府の一中央機関である。表 1 のように蒙蔵院では多くの満漢人官僚がおり、蒙蔵院からモンゴル人はグンサンノルブ、アユルウグイの 2 名しか参加しなかった。しかもアユルウグイはジョスト盟代表の身分で参加した。同議案中、「ほかの地域から軍隊を派遣することより効率的であり」とし、漢人地域から兵隊を派遣することを完全に否定していない。つまり、蒙蔵院が提出した「内蒙六盟自衛辦法案」は王公側、北京政府側の意見を融合したものである。

⁵ 前掲『蒙蔵院召集蒙事會議議事録』、14 頁。

⁶ 潘先林「略談南京臨時政府处理民族問題的政策及設想」（『中国蔵学』第 4 期、2008 年）、王耿雄「孫中山任臨時大總統紀事」（『上海師範大学学報：哲学社会科学版』第 3 期、1982 年）。

⁷ Marianne Bastid-Bruguère（巴斯蒂）「辛亥革命与中国的民族国家」（中国史学会編『辛亥革命与 20 世紀的中国』中冊、中央文献出版社、2002 年）、960 頁。

⁸ グンサンノルブの独立運動に関し、中見立夫『「満蒙問題」の歴史的構図』（東京大学出版会、2013 年）が詳しい。

⁹ 彼の 1 年未満の免職は、蒙蔵院を通して彼が内モンゴル王公の中心的存在となることに対する北京政府の警戒と一部王公の不満からであった。札奇斯欽前掲『羅布桑珠爾伝略』、119～120 頁。

¹⁰ 『蒙蔵院蒙古職員録』（出版社、出版年不明）は、各盟旗の王公と旗員をすべて蒙蔵院の職員として登録した。本史料は馬大正編『民国辺政史料彙編』第 14 冊（国家図書館出版社、2009 年）に所収された。

それゆえ同案の提出後、恩華は、「現在中ソ交渉がなお未解決であり、また内モンゴルは外モンゴルと連結しており、自衛策を図るべきである。各盟がそれぞれ意見を發表し、議決後政府に提出し施行させることを請求する」とし¹¹、アユルウグイが次のように「内蒙六盟自衛辦法案」を批判した。

蒙旗の自衛は元来の【モンゴル人】兵隊の整頓から着手することが便利であり、ただ武器は非常に不足しており、現在各旗が有するものは古く、徒手で自衛することに近く、自衛が簡単ではない。民国以来、【内蒙モンゴルの】蒙民は中央に対し恭順であり、外モンゴル独立の際、中央がしばしば兵隊を派遣したとき、内モンゴルを經過し、往々外モンゴルに到達することがなく、むしろ内モンゴルがこれら兵隊の騒乱の被害に浴びた。モンゴル人の損失に弁償することが一切なく、また匪賊が多く、自衛の方法をはかる以外何のすべもない。しかし、毎回蒙旗が自発的に武器の購入あるいは官庁に武器の配布を請求するが、政府の許可を得ない。去年ジョスト盟、ジョーオダ盟が地方の安定のため武器の配布を請求したことを挙げれば、元々大銃 1 万個、拳銃 6 千個請求し、許可を得たのも、各県が請求したものは全数渡されたが、蒙旗に渡されたものは数個でしかない。これは【漢人の】県側を重視し、蒙旗を軽視していることではなかろうか¹²。

彼は終始グンサンノルブの主要な幕僚であり¹³、彼の意見はグンサンノルブの意見といってもよからう。彼の発言は、「内蒙六盟自衛辦法案」にふくまれる王公側と北京政府側の折衷案を否定して、同案に可能性として認められた漢人地域からの派兵に反対したのである。デセレトブも次のように主張した。

政府に武器を請求することは当然正当なる【自衛の】方法である。我々蒙旗はセンゲーリンチン親王が太平天国を討伐した後、遂にモンゴル兵は各旗に分散された。後に各盟では定数が一千名の兵を置くことが定められた。かつては土地が広漠であり、住民が希少で、天下泰平の時期にあり、【各盟では】一千名の兵で応用に足していた。しかし、現在は、各盟の多くは開墾を行い、モンゴル人の数が増え、漢人の蒙地への移住者が日々増加し、匪賊の騒動も加えて、略奪がよく聞かれる。各盟千名の旧制ではどうしても足りない。自分が思うには、各盟地方の大小、住民の多寡、匪賊の被害の状況に応じて統合的に計画する必要がある。近頃、ジョーオダ盟から入京した人がいうには、馬賊が地方を擾乱し、しばしば熱河に対し官兵を派遣し保護を求めた。蒙旗に来て最初は匪賊の打撃にでるが、すぐにも匪賊と混合し、往々匪賊とともに略奪を

¹¹ 前掲『蒙蔵院召集蒙事會議議事録』、14 頁。

¹² 同上、76 頁。

¹³ 札奇斯欽「阿育勅烏貴簡伝」（札奇斯欽前掲『羅布桑車珠爾伝略』に収録）、277～284 頁。

行い、その後に私服を制服に着替えるため、区別がつかない。【それ故】官兵の派遣より盟旗の自衛は得策である¹⁴。

彼はアユルウグイの発言に対しさらなる解釈を行った。また漢人移民の増大、中央政府が漢人地域から派遣した兵隊は匪賊と同じく内モンゴルの安定を悪化させる存在であると強調した。そして彼は北京政府が根拠としている清朝中後期以来の盟旗兵隊の旧制は、内モンゴルの現状に相応しくないと主張し、元来の兵隊への武器提供だけでなく、兵隊総数の拡大も要求した。

さらにアマルリングイはこの件に関して、「内モンゴル各盟すべてに関わる重大な問題であるため、各盟がそれぞれ意見書を提出し審査すべきだが、イケジョー盟、ウラーンチャヴ盟代表がまだ北京に来ていなく、現段階では議決することができない」とした。アユルウグイは、各盟が意見書を提出することに賛同したが、各盟のソム（旗の下層の行政単位）に応じて武器の分配を行うことが各盟旗に公平であるとし、早めに決議することを要求した。彼は中ソ交渉をめぐって政治情勢は多変であることを懸念し、各盟の自衛策の早期導入を急いたのであろう。しかし、恩華はアマルリングイの意見と同じく、イケジョー盟、ウラーンチャヴ盟代表を待つ意見であった¹⁵。

5月13日に開催された第3回会議は、ジョスト盟代表の李芳、アユルウグイ、于連陞が提出した「編練内蒙軍隊収復外蒙案」を討論した。彼らは、「外モンゴルの独立は外人の煽動によるが、その源を探れば当局が辺境政策をおろそかにし、経営していないからである」とした。また「外モンゴルを奪回するには兵隊が必要である。しかし外モンゴルの気候、飲食、兵士の俸禄、駐屯の費用、モンゴル人の人心など諸方面で北京政府がほかの地域より兵隊を派遣することに無理がある。穏当かつ効率的な方法はやはり内モンゴル各旗に兵隊を編成させ訓練させることである」と主張した。そして「外モンゴルと習慣的に言語的に差別がない内モンゴル軍を編成・訓練し外モンゴルと隣接する辺境に駐屯させる一方、辞令の妙を極めるモンゴル人をフレーへ派遣し該処の要人と連絡をとり勧告を行う。機が熟せば、外モンゴルと共同で外国軍隊を駆逐し、訓練した内モンゴル軍を用いてすぐに駐屯させ防衛し、モンゴルを以てモンゴルを治めさせる……中ソ協定は煩雑の極めであるに比較して、内モンゴルを以て外モンゴルを奪回する策は情勢に従うものである」と主張した¹⁶。

蕭飈曾、沈学範など蒙蔵院官僚は「編練内蒙軍隊収復外蒙案」に賛成の意を示したが、事態が重大であるため建議案を準備し政府の採択を請求すると主張した。ジレム盟代表のオルトナストは「この案は国家・内モンゴル共に有益であり、政府が明文による命令を下し武器の配布を行い、内モンゴルみずからが兵力の増強をはかる」こと、つまり「モンゴ

¹⁴ 前掲『蒙蔵院召集蒙事會議議事録』、76～77頁。

¹⁵ 同上、77～78頁。

¹⁶ 同上、19～21頁。

ル人を以て外モンゴルを奪回する」ことにとくに賛成であると主張した¹⁷。

他方、ジョスト盟の議案の提出後、ジョーオダ盟代表のスジクトバートル、ジャガル、デセレトブは連名で「収復外蒙建議案」を提出した。かれらは、「思うにモンゴルには従来から内外の分別がない。何を依拠にしたのはわからないが民国成立後、臨時約法を頒布した際、内外モンゴルの名詞を作った。外モンゴルがロシアと接近し独立し、内モンゴルは民国に服従したことによってはじめて内外の分別がつくことになった」とし、「外モンゴルの奪回は蒙族【モンゴル】の統一をはかることであり、同時に国家統一をはかることである」と強調した。そして①モンゴル人を外モンゴルに派遣し宣撫させること、②できれば兵隊の派遣を望まないが内モンゴルのモンゴル人兵隊を精練させて宣撫活動の後ろ盾とし、外モンゴルにおけるソ連軍勢力と白軍勢力に威圧を与えること、③もし方法が尽きて漢族兵を用いる場合でも寺廟を破壊することは厳しく禁止すること、④翻訳官を多く設置すること、という四つの外モンゴル奪回の方法を提出した¹⁸。

以上の三議案は内容的に類似しているとし、グンサンノルブはスジクトバートル、ゴンボジャブ、オルトナスト、アマルリングイ、李芳、恩華、松第など 15 人による審査会を組成し、三議案をあわせて審査させた。審査会は、5 月 20 日の第 4 次会议で「内蒙自衛辦法等三案合併審查報告書」を提出した。報告書は「各盟は練兵に対し異議がなく、各議案は練兵による自衛と外モンゴル奪回をともに主張している。それに即して兵数、武器、俸禄にわけて以下の方法を提出し、政府に実行を請求する」とした。そして以下の三つの方法を提出した。①内モンゴル 6 盟は各々二千名の軍隊を訓練し、各盟の備兵ジャサグにそれを統率させる。一千名は当該盟の自衛に用いて、一千名は政府の外モンゴル奪回の調達に備えさせる。②6 盟が新たに軍隊を訓練するにあたり、盟旗の自衛、外モンゴル奪回の備えを問わず、武器はすべて政府が配布する。③6 盟の自衛軍隊の俸禄は旧例に照らして各盟旗が各自に負担する。外モンゴル奪回のために訓練する軍隊は政府のため備えたものであり、その俸禄は政府が負担すべきである¹⁹。

中ソ協定後の 7 月 1 日に開催された第 7 次会议では、李芳、蕭颺曾が起草した「建議政府訓練内蒙軍隊用以自衛兼以収復外蒙案呈稿」が提出された。これは「内蒙自衛辦法等三案合併審查報告書」を骨子として作成された。その内容は「中ソ協定の大綱は決定されている。しかし、外モンゴルを接収する一節に関しては、ロシア人の赤化宣伝が深く、青年は非常に影響されている。外モンゴルを接収するにはおそらく問題が生じるのであろう。そのため相当な兵力を予備する必要がある」とし、これまでモンゴル人代表が提出した内モンゴル軍隊の育成にこだわった。そしてこれはモンゴル人の共同の意見であると強調し北京政府にその実施を請願した²⁰。

広川は王公が外モンゴルを奪回することは現実的ではなく、その態度は消極的であるこ

¹⁷ 同上、94～96 頁。

¹⁸ 同上、15～19 頁。

¹⁹ 同上、21～22 頁。

²⁰ 同上、23～26 頁。

とは否めなかったと指摘した²¹。しかし、王公は「自治」外モンゴルの枠外に置かれた事情を受け止め「内外モンゴルの分別」を意識し始めたことを意味し、少なくとも内ジャサグを「内モンゴル」として理解したのである。上述したように蒙事会議中、北京政府が目標とする外モンゴル奪回を「内モンゴル」の自衛、内モンゴル軍隊の育成と結びつけたことに、王公の意図が浮かび上がる。それは北京政府が「辺境喪失」の危機とみなした外モンゴル問題を利用して、北京政府の対モンゴル政策を自らに有利な方向へと変更させることを目指していたのである。

とはいえ限界といえるものもあった。たとえば、第 3 回会議では「籌劃補助蒙藏専門学校經費審査報告」を討論した。同案に対し、シリングル・ウランチャヴ両盟の代表は肯定的な意見を提出することを回避し、盟旗に戻ったら盟長に報告し決定させると議案の決議を遅らせた。アユルウグイは、「全権代表として派遣された限り表決することが各盟長に認められたということである。議案ごとに一々盟長に報告することは効率的ではない」と不満を漏らし、デセレトブも同感であった²²。盟旗の兵隊育成といった重大問題にさらに困難があったと思われる。

しかし内モンゴル民族運動の形成過程を考えるとという筆者の関心からいえば、外モンゴル奪回といった自身の利益に直接関わる問題に対し、ナヤントが蒙事会議で多くは発言していないことが注目される。ナヤントは外モンゴル出身の王公であり、清朝に最も重視された有力王公で、1923 年に既に外モンゴル奪回に関し積極的に建言していたが、軍隊の派遣に消極的であった²³。その彼が蒙事会議では内モンゴル軍隊育成に対して触れなかったのである。そこから蒙事会議の決議は、内ジャサグ王公の意志を反映していることが理解されよう。なおナヤントらは終始「外モンゴル」代表として政治運動に参加し、内モンゴル民族主義運動にも関わった。

2. モンゴル人の出家を制限する議案

同会議の諸議案のなかで、従来、王公より提出されておらず、また先行研究でもほとんど触れられていないのが、モンゴル人が出家しラマになることに制限をつけることであった。清朝中期、モンゴル人（後の内モンゴルに限定して）ラマ総数は約 15 万人、清朝末期になると約 10 万人まで減った。しかし、男性人口の約三分の一から四分の一を占め、個別地域では男性人口の半分以上を占めていた²⁴。清朝はラマに対し兵役、労役、徴税を免じた。清末以来、戦乱、漢人移民の大量流入によって困窮化がさらに進むモンゴル人にとって、

²¹ 広川佐保前掲「1920 年代、内モンゴルにおける制度変革とモンゴル王公」、36～39 頁。

²² 前掲『蒙藏院召集蒙事会議議事録』、90～92 頁。

²³ 「蒙事条陳及説帖」、辺丁編『中国辺疆行記調査記報告等辺務資料叢編』（初編）（蝠池書院、2009 年）、189～195 頁。

²⁴ 德勒格「内蒙古喇嘛教発展概述」（中国人民政治協商會議内蒙古自治区委員会文史和学习委員会編『内蒙古喇嘛教紀例』内蒙古文史資料第 45 輯、1997 年）、22 頁。

精神的な頼りなるものは宗教である。先述した内モンゴル自衛の議案中、とくにラマ寺廟の保護を重視したのも宗教は内モンゴルの人心を安定させる役割を果たしていたからである。しかし、ラマに対する優遇はラマ人口の更なる増加を招くことにつながり、モンゴル人の人口減少に悩む内モンゴル王公にとっては決して望むものではなかった。

1924年5月6日の第2回会議ではジャガル、デセレトブ、ジャガル、アユルウグイ、李芳、金奇賢などが提出した「限制蒙民充当喇嘛案」を討論した。その内容は以下のとおりである。

わがモンゴルは元来、人民が勇猛であり、種族が繁栄し、元の時代アジア・ヨーロッパをまたがる帝国を作り、世界を統一する勢いを見せた。しかし、数百年も経てず勇猛な民族から微弱に一転し、かつ人民は日々減少する一方である。この状態が長く続き挽回の策を出さなければ、後数百年で民族が滅亡するだろう。挽回の策はいろいろあるが、もっとも急務であることは人民が出家しラマになることに制限を加えることである。清朝はモンゴル人の仏教信仰を利用して、仏教を提唱することでモンゴル人の人心を籠絡する一方、モンゴル人の子孫を減少させた。当時は悟らず、時間の経つにつれて習慣となり、ラマが繁栄し、人民はラマをうらやみ、ラマを優遇した。習慣が一旦形成すれば、その打破は容易ではない……現在、比較的に大きい寺廟では千人以上のラマを擁し、すべて子孫をのこすことができない。平民の一子孫は平均で統計すれば、六十年中に十五人の人口を増やすことができる……仏教の弊害を感知し、それ根本的に廃止することはラマ勢力の反抗を招くだけでなく、習慣の改革はすぐに効果を出すことは当然不可能である。人心に応じて徐々に仏教改革を進め、まずある程度制限をつけることが必要である。【そのため】以下の六条を提出する。

第一条 一人っ子がラマになることを禁止する。

第二条 一子兼祧者【一人の男子が二つの家のあとを継ぐこと】がラマになることを禁止する。

第三条 本人が出家を拒否したにもかかわらず、親族が強制的にラマにさせることを禁止する。

第四条 法律上、未成年者【十八歳以下】である者は、親族が強制的にラマにさせることを禁止する。

第五条 出家のまえ、本旗ジャサグに報告しなければならない。ジャサグの審査を受け上列各条に当てはまらないものはラマとして認定される。

第六条 本条例は王公が議決した日から実行する²⁵。

同議案に対し、ヤンサンジャブが「一般人が読書すると同じく、ラマも経書の勉強が必要であり、経書の勉強は18歳以降に開始することは遅すぎないか」と第四条に対し疑問を

²⁵ 前掲『蒙藏院召集蒙事会議議事録』、42～44頁。

投げた以外、ほかの代表はほとんど賛成した²⁶。そしていち早く 5 月 13 日に審査された。審査報告では次のように決定された。

憲法第 12 条は、中華民国人民には信仰の自由があると規定した。しかしモンゴル人の減少は実に仏教盛行の影響を受けており、人口の減少を防止するにはモンゴル人の出家を制限する必要がある、本案の意図はまさにここにあり、代表全員が賛成した。ただ、憲法に抵触しモンゴル人の従来の習慣に違反することを防ぐため、厳しく制限する必要がない。したがって、仏教を尊敬するが、ラマに対し整頓を行うこととする。仏教の教義、経典に熟せず、また仏教規定を守らないものは、すべてラマ資格に合わないものとする。認定作業は各廟のジャサグ・ダー・ラマなどに任せ、彼らは本旗ジャサグに報告し、俗人にさせる。こうすれば、仏教を尊重すると同時に人口減少の防止を徐々に実現する。この方法は、蒙蔵院から各盟旗に一律通告し、実行する²⁷。

王公たちは、デセレトブらの議案に賛成的であったが、現段階でのラマ勢力の整頓から作業をはじめることにした。つまり、ラマ勢力に対し調査を行い、学問的に、紀律的にラマ身分に相応しくないものを俗人にすることであった。そして王公は「出家のまえ、本旗ジャサグに報告しなければならない」とし、清朝以来の扎薩克喇嘛制度によってある程度（少なくとも制度上は）盟旗から一定の距離を置いていたラマ勢力に対する管轄の強化を図ったのである。

筆者の注意を引くのは、会議に参加したジレム盟代表アマルチングルトはホトクト身分を有す者のなかで、「保守分子の中の最も保守分子」²⁸であったにも関わらず賛成したことである。審査報告が決議されたのはアマルチングルトもラマ人口の制限を必要としていたためだと思われる。また、彼が受け入れた今一つの原因は、「認定作業は各廟のジャサグ・ダー・ラマなどに任せる」とし、決議はラマの整頓の過程中、上層ラマの権利を保持することを前提としたことであろう。上層ラマは多くの場合、王公、貴族出身者であり、宗教を以て属民を管理する身分である。もちろん、全代表が揃っていないが、ラマ代表であるアマルチングルトが賛同したことは重要である。蒙事会議では王公や上層ラマは宗教に対し共通の認識を有していたといつてよからう。

3. その他の諸案

蒙事会議では、「宣言書」に示した同会議の目的からわかるように、各盟からの提案について本会議において研究を重ね、適切に処理し内ジャサグ各盟における各種事業を着実に

²⁶ 同上、85～86 頁。

²⁷ 同上、44～45 頁。

²⁸ 札奇斯欽前掲『羅布桑車珠爾伝略』、148 頁。

実施する方策を討論することが他の一つの中心的な課題である。この内、モンゴル人の教育問題、蒙蔵学校の経費の補助、漢人移民の開墾への徴税、モンゴル人の生計問題、王公の俸禄問題は王公が従来から提出してきた問題の継続であり、ここでは詳述しない。

諸案の中、デセレトブ、李芳、アユルウグイが提出した「提議内蒙古自行設省建議案」とジャガルとスジュクトバートルが提出した「化除畛域准蒙民在各旗境内自由居住謀生案」は注目を引く。この二つの案に関し、広川佐保は既に詳しく検討しているが、議論を参考にしてまとめておこう。

5月6日の第2回会議では、デセレトブ、アユルウグイ、李芳らが提出した「提議内蒙古自行設省建議案」を討論した。それは「蒙古待遇条件」の放棄と内モンゴルが自主的に「省」を実施する、つまり清朝以来の盟旗制度を放棄する提案が、ジョスト、ジョーオダ両盟の王公によって提出されたのである。

ここで「蒙古待遇条件」に関して簡単に述べたい。ナヤントが中心となり、1912年4月6日に、中華民国臨時大総統になったばかりの袁世凱に対し、11条の「要求条件」を提出した。それが8月19日に、よく知られる9条の「蒙古待遇条件」として修正され、袁世凱政権により正式に公布された。「蒙古待遇条件」はモンゴル王公が中華民国に参加するための条件であった。その内容は以下のとおりである。

- 第一条 爾後各蒙古ニ対シテハ藩属ノ區別ヲ去リ民国内地ト同様ニ之ヲ待遇シ中央政府ハ蒙古行政機関ニ対シテ理藩殖民拓殖等ノ文字ヲ用フルコトナシ
- 第二条 従来各蒙古王公ノ享有セル管轄治理権ハ悉ク旧ノ如ク承認ス
- 第三条 内外蒙古汗王公台吉ノ世爵位階ハ従前ノ如ク承襲セシメ其各該旗内ニ於テ享有スル特権モ亦旧ニ照シテ異ル所ナシ
- 第四条 唐努烏梁海五旗、阿爾泰烏梁海七旗ハ副都統及総官ノ治理ニ係ル旧来ノ副都統及総官ノ職務ヲ継承スル者ハ改メテ世襲トナス
- 第五条 蒙古各地ノ呼図克図喇嘛等旧来ノ称号ハ概シテ其ノ旧ニ拠ル
- 第六条 各蒙古ノ対外交渉及辺防事務ハ中央政府ノ辦理ニ帰スヘキモノトス但シ中央政府ニ於テ地方ニ関係スル重要事件ト認メタルモノハ隨時該地方行政機関ヲシテ参議セシメタル上施行スヘシ
- 第七条 蒙古王公ノ世爵俸餉ハ優給スヘシ
- 第八条 察哈爾ノ上都、牧群、牛羊群地方ニ於テ既ニ開墾シテ県治ヲ設ケタル所ニ限り旧ニ依ラシムルモ其余ハ蒙古王公カ生計ヲ籌画スルノ用ニ充テシムヘシ
- 第九条 蒙古人ニシテ漢文ニ通曉シ並法定ノ資格ヲ有スル者ハ内外文武各官ニ任用スルコトヲ得²⁹

²⁹ 白雲梯（水谷国一訳）『蒙古民族自決運動』（パンフレット第21号、南満洲鉄道株式会社庶務部調査課、1926年）、2～3頁。

「蒙古待遇条件」によって、中華民国政府は王公貴族、ホトクトの權益を清朝と同様に守ること、つまり、王公（ラマ貴族も含む）が領地のモンゴル一般民に対して行政管理権を有する従来の「属人主義」的な行政組織を守ることが認められた。しかし、これは蒙地開墾の氾濫および蒙地における「旗県並存」など清末新政の対モンゴル政策の復活に対し何の制約もなかった。デセレトブらは、「蒙古待遇条件」が中華民国以来の自盟の權益の喪失に何の保護も実現できず、「実際には旧来の権利までもが剥奪されている」と主張した。また「憲法の省の自治権利を見れば優れている」に対し、モンゴル地方は省と名づけられていないため、「同一の権利を得ることができない」と主張し、「他人による省制実施の強制」より自ら「省制」を行うことがましであるとした。かれらの主張にナヤントが賛成の意をしめしたがジレム盟の代表が強烈に反対した。彼らは、「蒙古待遇条件」の効力が僅かであることを認めるが、その放棄したがつて盟旗制度の放棄に賛同せず、政府に対し旧制の重視・強化を要求した³⁰。結局、結論に至らないまま閉会となった。

6月24日の第4回会議でジャガルとスジクトバートルが提出した「化除畛域准蒙民在各旗境内自由居住謀生案」を討論した。その内容は概して、モンゴル人が従来の各旗において分断された状況を打破することであった。その理由に関し、「蒙旗の土地が漢人に開墾される前に農業になれた南部モンゴル人が北部の蒙旗に移住して土地を占拠する必要がある。もし将来的に全土地が官庁によって開放されて売り出されれば、漢人がさらに到来し、モンゴル人の生計はさらに苦しくなる。これはモンゴル人の土地を保存し、自ら発展を図るための方策である」。会議でジャガルは「私は、モンゴル人が漢人のように自由に各省に居住することが全くできないことに鑑みて本件を提出したのである」と述べた。これに対し、ジレム代表のオルトナストは、「本件を各盟長や各ジャサグが各旗人民と協議して、人民の自由移住を許可する。但し【人民は】従来所属していた旗に税を支払う義務がなく、移住先の旗で支払うべきである。各ジャサグは移住してきた人々を本旗の人民と同一に扱い、軽視せず保護する必要がある」と主張した。李芳は「現在国家の憲法には居住の自由が示されていることはいうまでもない。北の肥沃な土地を放置するのはもったいない」とし、南部のモンゴル人を移動させ生活させることに容認した。ジレム盟の代表であるヤンサンジャブは非常に賛成した。グンサンノルブは李芳とオルトナストらに同案の審査を任せた。第7回大会では同提案の審査報告を討論した結果、各盟に了承された³¹。

「化除畛域准蒙民在各旗境内自由居住謀生案」の決議経緯からは、内ジャサグ各盟のモンゴル人のなかにも、農業と遊牧といった生活様式の差異があったことが分かる。しかし、広川が気づいていないが漢人による土地占拠に反対する点では、王公たちは共通の意識を持っていたのである。同案が各盟代表の間に激烈な衝突なく決議されたことはそれを裏付けている。また旗の境界を打破し、モンゴル人が元の旗ではなく、移住先の旗の管轄を受

³⁰ 前掲『蒙蔵院召集蒙事會議議事録』、88、98～100頁。また広川佐保前掲「1920年代、内モンゴルにおける制度変革とモンゴル王公」、39～41頁。

³¹ 前掲『蒙蔵院召集蒙事會議議事録』、59～60、113～114頁。また広川佐保前掲「1920年代、内モンゴルにおける制度変革とモンゴル王公」、41～42頁。

けることは、清朝以来の相互無関係に近い状態を打破することにほかならない。これはモンゴル人同士を連結し、統一した民族意識を強化する動向が、王公によって提起されたことを意味したと言って良いのではなかろうか。

以上、蒙事会議中の王公の言動を整理した。「蒙古待遇条件」や「自からの省設置」論をめぐって王公が激烈に衝突した。その背後にはグンサンノルブら王公が蒙蔵院を通して王公の統一をはかった努力に限界があったことを物語っている。しかし、その一方、外モンゴル奪回を理由に、内ジャサグへ漢人軍隊を派遣することに反対することで共通認識をもった。また彼らはこうした北京政府の「辺境危機」を利用して「内モンゴル」自身の自衛力の増強を要求したのである。そして民族の繁栄を考慮し、ラマ勢力の整頓を提出した。旗の境界を打破して、モンゴル人同士の交流を促す決議も出された。

しかし、周知のとおり、中ソ協定は民国建国以来の外モンゴル独立状態に大きな変化をもたらしていない。したがって、北京政府にとっては従来の方針を変更させ、新たな事情に対応する必要は生まれなかった。王公の諸議案は北京政府に提出したが施行されていなかったことが、北京政府のこうした態度を裏付けている。王公の次の権利擁護の活動の場は善後会議である。

第2節 1925年善後会議中の王公の活動

第二次奉直戦争後、張作霖・馮玉祥らは段祺瑞を中華民国臨時執政に推し、1925年2月から4月にかけて、「時局の糾紛を解決し、建設方針を討議する」³²目的で善後会議を開いた。善後会議には当時各界で影響ある軍人・知識人・民族区域指導者や宗教指導者などが参加し、それは臨時的な民意機関となった。王公は盟旗の指導者として、「内モンゴル」と最も利害関係がある奉系軍閥や馮玉祥が中央政府を握る新たな政治状況にどう反応すべきか、といった課題に直面していた。その問題を考える契機を与えたのが善後会議であった。また同会議に、王公以外に蒙蔵代表としてパンチェンラマ9世とチャンキヤ・ホトクト7世が出席すると同時に、前者はロサンを、後者は黄玉を代理として議論に参加させた。

正式代表は、ナヤント、グンサンノルブ、アマルチングルト、ジャガルのほか、祺璜森、車林桑都布（二人は外モンゴル出身の王公で前者はナヤントの六男、二人は民国以来、中国の議員活動に参加していた人物である）と、はじめて政治舞台に登場した徳王の6人であった。なお徳王は1925年3月31日にシリングル・イケジョー・ウラーンチャヴ三盟の代表として善後会議に参加し³³、後に臨時参議院参政に任命されている。

³² 「段祺瑞擬就臨時執政電」、中国第二歴史档案馆編『善後会議』（档案出版社、1985年）、3頁。善後会議でのモンゴル王公の活動に関して、張建軍前掲『清末民初蒙古議員及其活動研究』は、善後会議を清末以来のモンゴル王公の最後の議員活動と位置づけた（同書、395頁）。善後会議を内モンゴル民族主義運動の視点から考察するのはおそらく本稿は最初である。

³³ 「善後会議秘書庁会員人数報告」、前掲『善後会議』、104頁。

1. モンゴル王公の二つの「修正案」

善後会議では、1925年2月「臨時執政国民代表会議条例草案」が臨時執政により提案された。この草案は第7条「国民代表会議は以下の各議員によって組織する。一、京兆4人。二、各省区・毎道3人。三、内外モンゴル8人。四、チベット6人。五、青海2人。六、華僑16人」、第42条「モンゴル・チベット・青海人は国語【漢語】に通じない者は議員に選ばれることができない。しかし、選挙人【ここでは被選挙人の意】は当該地域の通用言語に通じることを基準とする」、第43条「モンゴル・チベット・青海の選挙は状況を酌量して適切な場所や臨時政府所在地で行う。政府特派の大員や蒙蔵院総裁が選挙を監督する」とした³⁴。

これは1912年の国会組織法では内モンゴル・外モンゴルの衆参両院の議員定数が、合わせて54人であったこと³⁵に比べて、モンゴル人議員の人数を大幅に削減しており³⁶、モンゴル人の参政権を損なっていると王公が批判し、修正することを要求したのである。以下、徳王らの修正案を中心に、モンゴル王公の権利擁護の要求について考察する。

同修正案は四つの要求を提出した。

- 一、内モンゴル・外モンゴルの議員は以下の通りとする。ジレム盟2名、ジョスト盟2名、ジョーオダ盟2名、シリングル盟2名、オラーンチャヴ盟2名、イケジョー盟2名、トシェート・ハン部2名、セツェン・ハン部2名、サイン・ノヤン部2名、ザサクト・ハン部2名、タンヌオリアンハイ2名、ホブド及び旧ドルベド3名、アラシャ1名、エジネ1名、フルンボイル2名、チャハル八旗2名、アルタイ2名、西トメド1名、イクミンガン1名、商都牧場1名、両翼牧場1名、明安牧場1名。
- 二、【本稿の考察との関係性が少ないため省略する】³⁷
- 三、内モンゴル・外モンゴル・チベット・青海の選挙は当該盟・部・旗・場ごとに行う……蒙蔵長官がそれを監督する。
- 四、非モンゴル人・非チベット人がモンゴル・チベットの国民代表会議議員に選ばれることを厳禁する³⁸。

³⁴ 「臨時執政国民代表会議条例草案」、同上、137～141頁。

³⁵ 「中華民国国会組織法」、清憲政編查館編『清末民初憲政史料輯刊』第11巻（北京図書館出版社、2006年）、3～8頁。

³⁶ これは王公の意見であり、実際は漢人側の人数も削減されているが、史料をみる限り、漢人議員の減少率とモンゴル人のそれを比較する意図はない。

³⁷ 「臨時執政国民代表会議条例草案」で、国民会議に各省区の教育会、商会、農業団体、工業団体などの実業団体からも代表を選出するよう規定した。徳王は内モンゴルも同じ権利を有すると要求したのである。しかし、「国民代表条例」では、この部分の内容は全面的に削除された。

³⁸ 「徳穆楚克棟魯普等対国民代表会議条例草案審査報告修正案」、前掲『善後会議』、190～194頁。

モンゴル王公の要求に対し、善後会議が最終的に出した答えが同年4月18日決議された「国民代表会議条例」に反映されている。「国民代表会議条例」は、第8条「内モンゴル・外モンゴル合わせて30人、その定員の分配は別に規定する」、第24条「単選【単選とは内地行政である省区とは別に選挙を行うことで、モンゴル・チベット・青海が対象とされた】は、各当該地方の最高行政長官を選挙監督とする」、第29条「モンゴル・チベット・青海の選挙は当該盟部が行う。被選挙人は各盟部が決め、また被選挙人は各盟部の属民であることに限る」³⁹と規定した。

徳王らの三つの要求のなか、要求（三）（四）は「条例」の第24条・第29条に体现されているが、要求（一）で示されたモンゴル盟・部・旗・場が列举されておらず、無視された。しかも第8条は前述の草案に比べて、モンゴル議員の定員を増やしたが、これは漢族代表の「人口の多少により議員の定員を決める」意見⁴⁰、そして盟旗が其々の管轄下にあると見なす三特区代表の議員定員を増やす要求⁴¹を受け入れた結果であり、王公の意見を受け入れたとは言い切れない。

要求（一）が受け入れられなかった原因は、要求に付けられた「理由」⁴²から見る限り、王公が民国以来の対モンゴル政策を批判する強硬な態度をとり、新政権に対しその是正を要求し、しかもこの要求は新政権が受け入れがたいものであったからであろう。以下、「理由」の検討を通じて王公の権利擁護の主張とは如何なるものかを検討する。

まず、民国成立以来、各省および各盟部の区域はほとんど清朝時代の通りであり、民国元年の国会組織法及び参衆両院議員選挙法はこの固有の省分と盟部を各当該地方の選挙区として列举していた。しかし、草案では各省は従前通りに列举されているのに対し、盟部が従来通りに列举されず「内外モンゴル」と概括されている点を徳王らは指摘し、これはモンゴルを蔑視し、モンゴル固有の盟部を故意に抹殺することであると強く批判した。つまり、モンゴルの「盟部」が「内地行省」と同じレベルの行政単位であるとする民国成立以来の認識を新政権が放棄し、モンゴル全体を行省に格下げようとしていると王公は考えた。新政権のこの方針の背後には、清末からの内ジャサグを省にしようとする中央政府や地方軍閥の意図が働いており、実際に張作霖が1919年頃、それを要求していた。王公は草案がモンゴル盟部を列举しないことは、結果的には省を設けることと同じであると考えたと思われる。

第二の問題は、「内モンゴル」では各盟旗が従来の慣例および優待条件を根拠に、従来通りモンゴル人の一切の行政事項を管理しているのに対して、東三省と三特別区はモンゴル人以外の住民、つまり開墾しにやってきた漢族移民を管理していることに関わっていた。

³⁹ 「国民代表会議条例」、同上、205～209頁。

⁴⁰ 「胡適等国民代表会議組織法修正案」、「王運孚等国民代表会議条例草案修正案」、同上、145～156頁。

⁴¹ 「劉之龍等国民代表会議条例修正案」、「王守中等国民代表会議条例修正案」、同上、185～187頁。

⁴² 注40と同じ。

つまり、王公は蒙地が開墾され、庁・県などの内地の行政措置が設けられても、「蒙古待遇条件」を根拠に盟旗の従来の行政制度が健在で、各省区のこれまでの行為はその行政範囲を超えていると主張したのである。先述したように蒙事会議中に王公間には「蒙古待遇条件」に対し賛否の議論があり、「その効力がわずかであるばかりか、実際には旧来の権利までもが剥奪されている」と批判的な立場を取っていた王公もいたが、この時期、「蒙古待遇条例」の重視を新政権に求めるに至った。

その背景は複雑だが、重要な一因としては、内人党（内人党の活動については、第二章で詳述する）が民国以来の王公の地位を担保してきた「蒙古待遇条件」を厳しく批判し⁴³、王公はこれに対し危機感をもち、新政権へ接近していったのではないかと筆者は考えている。しかし、新政権は王公が訴える民国以来の慣例を形式上は認めたが、「内モンゴル」さらに外モンゴルに対しても移民・開墾・改省を期待していた。北京籌辺協会は蒙蔵の全面開発を提議し⁴⁴、臨時執政は「内モンゴル」にリストラされた兵士を駐屯させて開墾せること（「裁兵屯墾」）を提案していた⁴⁵。

第三に王公は、民国元年の国会法令でも全てのモンゴル地域を列挙しておらず、また全てのモンゴル人に平等な参政機会を与えていないと主張した。この主張の意味を理解するには清朝の「内属・外藩分治」政策を顧みる必要がある。序章で述べたように、「内属・外藩分治」の規準は清朝の統治中心からの距離などの要素も含みかなり複雑だが、基本的に「外藩モンゴル」とは世襲王公が自分の領地＝旗において属民を統治している地域で、「内属モンゴル」は清朝の統制が厳しく、領地には世襲王公がおらず、朝廷に任命された総官が交代に業務を行う地域で清朝の「直接支配」下にあったといってもよからう。ここで列挙されていないとされた地域はほとんど「内属モンゴル」であった。

「内属」モンゴル人が清朝の崩壊によって、「清朝の内属」という身分が自動に消失したことをうけて、「外藩モンゴル」に相当する自律性を復活すべきだと認識したのは当然のことであった。例えば、1912年5月に、西トメドは「全旗官民」の名義で北京政府に対しその参政権を求めた。しかし、北京政府はその要求を拒否し、「トメト左右両旗【西トメド】は帰化城に隷属し、すでに開墾され、県が設けられている……モンゴル人の選挙権はその居住する設治【開墾しに來た漢人を管理する県や設治局などを指す】に任せるべき」⁴⁶であるとし、また、1914年、三特別区を設置する際も、西トメドをモンゴルであると認めず、更にその旗公署を取り消そうとした⁴⁷。西トメドは1922年11月23日と翌年4月12日の二度にわたり、榮祥、武爾功を北京に派遣し、参議院、衆議院に参加することを要求した。

⁴³ 当時の内人党のスローガンは「内蒙の同胞奮起せよ！速に全国々民大会を開いて内蒙自治案を議定せよ！全ての人々よ！速に公道を支持して蒙古待遇条件を取消すべし！」であった（白雲梯、前掲『蒙古民族自決運動』、1頁）。

⁴⁴ 「北京籌辺協会請重視蒙蔵边防電」、前掲『善後會議』、9頁。

⁴⁵ 「内務部移民計画消納裁兵議案」、同上、210頁。

⁴⁶ 『政府公報』第17号、1912年5月17日。

⁴⁷ 白拉都格其ら前掲『蒙古民族通史』第5卷（上）、263頁。

しかし、依然として北京政府に認められなかった⁴⁸。1919 年外モンゴルの自治が廃止されたとき、フルンボイルの自治も取り消された。1923 年から 1924 年にかけてフルンボイルは代表を派遣し、同じく参政権を要求した⁴⁹。「内属」モンゴル人の要求に対し、北京政府が始終拒否していたのは清朝の対蒙政策を根拠に、これら地域を前清の「外藩モンゴル」とは平等と見なさず、中華民国の「内属」と思い込んでいたのではないかと筆者は考える。

1925 年、「内属」モンゴル人は再び参政権を要求し善後会議や国民党の主張する国民会議に期待した。1 月、西トメドは国民会議促成会を組織し、「漢族一尊の陋見を破棄し、地域差別をなくさせ、民族平等を実現させること」を国民党および新政権に期待した⁵⁰。また、2 月に、フルンボイルは請願書を発し、「国民代表組織内にフルンボイルの代表を加入させ、全蒙【清朝の外藩であった他のモンゴル諸部族】と同等な待遇を与えてくれる」⁵¹ことを善後会議に期待した。王公は善後会議では明確にこれら地域の要求に賛同し、平等な参政権を求めた。

これは王公にとって重要な思想転換であろう。というのも、王公は自分の支配地域のみに関心を向けるという、いままでの態度を改めて「内属」モンゴル人に対し、その参政権を要求し、「全てのモンゴル人」に平等な参政権を要求したからである。当時「内属」地域に居住するモンゴル人は、王公が旗の属民を統率するという伝統行政組織の枠外に置かれた結果、中国の中央政府だけでなく、周辺省区政府の「直接支配」まで受け、その權益が盟旗の住民よりもさらに侵害されていたが、王公は漢族との民族平等を要求すると同時に、王公がいない地域も彼らが率いる盟旗と平等に見なすようになり、清朝崩壊後も大きな影響を持っていた対モンゴル政策の桎梏から離脱しようとしたのである。

同「修正案」の提出者に関しては、グンサンノルブ・ナヤント・ジャガルのような盟旗かつ中央にも影響がある有力王公が署名したが、その中で中心として作成に携わったのは徳王であった。徳王が善後会議に参加する前に、グンサンノルブ・ナヤント・ジャガルらは既に修正要求を提起している。しかし、その要求は元年の国会選挙法のようにモンゴル盟部を列挙すべきだと主張するに止まり⁵²、強硬な態度が見られず、またその要求も「全モンゴル人」の平等な参政権を要求するまで到達していない。

しかし、漢人の地方実力者の対応は従前通りである。段祺瑞は張作霖・馮玉祥をそれぞれ「督辦東北边防屯墾司令」と「西北边防督辦」に任命し、馮玉祥は善後会議の最中に、綏遠・チャハルに移民開墾することを計画していた⁵³。また、四月に「内モンゴル」を三大区に分けて開墾を進める計画を立て、「河套地域を山東墾民区域に、アラシヤを直隸墾民区

⁴⁸ 張建軍前掲『清末民初蒙古議員及其活動研究』、311～313 頁。

⁴⁹ 「呼倫貝爾蒙旗吁請国民代表會議確定呼倫貝爾議員名額請願書」、前掲『善後會議』、71～72 頁。

⁵⁰ 「北京『京報』関与内蒙古土默特旗促開国民會議的報道」、前掲『善後會議』、12 頁。

⁵¹ 「呼倫貝爾蒙旗吁請国民代表會議確定呼倫貝爾議員名額請願書」、同上、72 頁。

⁵² 「那彦図等国民代表會議条例草案修正案」、同上、164～167 頁。

⁵³ 「察綏兩特区開墾消息」、『盛京時報』、1925 年 3 月 31 日。

域に、シリンゴルを其他省民の分墾区域にする」⁵⁴とし、モンゴル奥地に位置し、まだ開墾されていない徳王の故郷であるシリンゴル盟も開墾される危機に直面した。更に、馮玉祥・張作霖は「外モンゴルは庫倫青年党【人民党】の支配下にあり、中央に帰服しない。各旗には蒙匪【モンゴル人の匪賊だけでなく、外モンゴル勢力そしてその影響下の内人党も含む】が氾濫し、蒙民に安定の機会を与えない。蒙政を統一するには重兵を派遣しなければならない」と主張し、両督辦が「内モンゴル」全域に派兵する意欲を示した⁵⁵。これは「外モンゴル退治」の名目で「内モンゴル」での開墾を促す言い訳であったことは、後に彼らが取った行動を見ると明らかである。段祺瑞は内モンゴル側の反発を惹起する可能性があり平和的な方法を取るべきだとその自重を求めたが⁵⁶、実際には両督辦の行動を制止しなかった。

2. 徳王・呉鶴齡の登場とその意義

徳王のほかに、善後会議をきっかけに新たに政治舞台に登場した人物に呉鶴齡がいる。呉鶴齡はジョスト盟ハラチン右旗出身、モンゴル名はウネンバヤンである。彼は、先述した「金丹道暴動」から、モンゴル人義勇軍を組織してハラチン右旗西半部を防衛したラマジャブの長男である。彼は北京政府時代、内務部教員であり、蒙蔵院秘書でもあった。1925年、彼はグンサンノルブに推薦され、善後会議に参加し、ジョスト盟の臨時参政院参政に選出される⁵⁷。後に徳王の提唱した「反開墾運動」に参加した。とはいえ呉鶴齡は善後会議会員ではなく、そのためか「那彦図等国民代表会議条例草案修正案」、「徳穆楚克棟魯普等対国民代表会議条例草案審査報告修正案」に名前が記載されていない⁵⁸。

⁵⁴ 「馮將軍積極經營西北」、同上、1925年4月4日。

⁵⁵ 「執政擬乘機挽救蒙蔵」、同上、1925年4月2日。

⁵⁶ 馮玉祥は開墾事業を「軍人開墾」・「平民開墾」に分け、「軍人開墾」は指導下の四旅の軍隊を開墾に従事させることであり、「平民開墾」は内モンゴルの土地に二百戸の移民からなる「理想村」を五一個建て、開墾に従事させることとした。馮玉祥はこの計画を実践に移していた（「馮玉祥之九項談片」、『盛京時報』、1925年4月11日）。張作霖は「東北屯墾」の第一歩として、直隸・山東・河南など各省に農民を召募し、また中央執政が各省に移民政策を切実に執行させるよう通告を下すことを要求していた（「請政府通飭移民」、同前、1925年4月28日）。政府側も彼らの影響を受けて、「いわゆる漢蒙間の境界を一律撤廃し、兩族相互の發展を図るよう」通電した。政府側の意図は「内モンゴル」の支配強化にあることはいうまでもない（「決定對蒙改革方針」、同前、1925年8月18日）。

⁵⁷ 札奇斯欽『我所知道的徳王和當時的内蒙古』1、（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1985年）、25頁。

⁵⁸ 呉鶴齡の内政部そして蒙蔵院での任職は、1915年5月、袁世凱政権の公布した「蒙人服官内地辦法」に基づくものであった。この辦法は「各盟旗は本旗の出身の漢文・漢語に通じる20才以上のモンゴル人を……各ジャサグが推し……各省に派遣もしくは中央に留用する」との規定していた（「陸軍部内政部蒙蔵院呈准蒙人服官内地辦法」、『東方雜誌』第12巻第6号、1925年）。つまり、呉鶴齡は王公の幕僚であると同時に、中央の行政システムの職員でもあったのである。呉鶴齡を代表とするこうした者は王公に進言し、王公の言動に加わっているが、「モンゴ

徳王、そして呉鶴齡の登場により、王公はこれまでにない思想と行動を見せた。これは前述した善後会議中の権利擁護の要求と、後述する善後会議直後に展開された「反開墾運動」に示されていると筆者は考えている。

まず、「那彦図等国民代表会議条例草案修正案」と「徳穆楚克棟魯普等対国民代表会議条例草案審査報告修正案」に示された王公の思想の変化の意義について、改めて確認しておく。グンサンノルブはこれまでの民族主義運動の失敗は、各盟旗の間になんのまとまりもないことが、原因の一つであると認識し、「蒙古が利益を自衛する」には「内蒙を聯合して一の強固なる団体」を作る⁵⁹べき、つまり盟旗が統一行動を取るべきであると始終考えていた。しかし、グンサンノルブの「盟旗統一行動」の構想はあくまでも「各王公を合同して団体を組織する」⁶⁰つまり王公の統一行動であった。彼は蒙蔵院を通してそれをはかった。しかし、蒙事会議がしめしたように、統一行動は内ジャサグ 6 盟に限定された。また王公の間の意見のずれを簡単に解決することができずにいた。

それに対して、徳王らが中心になって発展させたのは、王公が率いる盟旗だけでなく、「内属」モンゴル人の平等な権利をも訴え、清朝の対蒙政策の影響から離脱し、王公みずから民族内部における平等を認め、それを掲げることであった。つまり、蒙事会議時の「内モンゴル」の範囲内にフルンボイル、西トメドなど内ジャサグと隣接している「内属モンゴル」を取り入れる思想的な変化を見せたのである。

王公の「蒙古待遇条件」の重視は清朝の対モンゴル政策への依存ではないかと反論されるかもしれないが、「蒙古待遇条件」は王公が新しく誕生した中華民国と結んだものであり、また北京政府時代における盟旗の正当性の唯一の論拠である。必ずしも簡単に王公が清朝の旧例に固執していたと言い切れない。

また、徳王はこれまで議員活動に積極的ではなかったシリングル・イケジョー・ウラーンチャヴ三盟を代表して善後会議に参加した。これは「内モンゴル」王公が全体として政治活動に参加するようになる重要な転機であり、のちにイケジョー・ウラーンチャヴ盟の王公も盛んに政治活動に参加するようになる。

ただしこの思想の変化にも限界があった。民国以来の選挙法で認めたのは世襲王公の参政権であり⁶¹、また善後会議もこの原則に従い組織されたのである⁶²。つまり、ここで王公が求めたのは、彼らと「内属」モンゴルの地方長官たる副都統・総官など清朝以来のモンゴル人官僚との「平等」であった。これは、民国以来これら地域の平等な参政権を要求す

ル代表」としての資格がなく、修正案と彼らの言動を直接つなげる証拠は当然ながら見当たらない。しかし、第三章で詳しく検討するが、呉の請願運動は、この王公の権利擁護の活動を忠実に反映している点から見ると、少なくとも修正案との継承関係は確かだと筆者は考えている。

⁵⁹ 中見立夫前掲『「満蒙問題」の歴史的構図』、140～141 頁。

⁶⁰ 同上。

⁶¹ 「モンゴル及び青海の選挙会は……各該王公世爵または世職から組織される」（「参議院議員選挙法」第 28 条）、前掲『清末民初憲政史料輯刊』第 11 巻、14 頁。

⁶² 「本会議は以下の代表各員から組織される……各省区及びモンゴル・チベット・青海の軍民長官」（「善後会議条例」第 2 条）。前掲『善後会議』、4 頁。

るうえで、その長官達の「モンゴルに復帰したい」・「盟旗制度を有したい」との期待があったからであろう。王公はそれに対し呼応したが、やはり王公を中心とする伝統思想はそれほど変化を見せていない。この点を無視して王公の共同行動を過大に評価することは厳に慎む必要がある。

先に指摘しておいた「反開墾運動」は、徳王らが同年4月27日に段祺瑞に請願書を出し、「モンゴル人民は一致して移民屯墾に反対であり、この方案【前節でふれた馮玉祥・張作霖の諸政策】を取り消す」よう要求したことから始まった。彼の呼びかけはグンサンノルブら元老、北京在住の一般モンゴル人や蒙蔵学校の学生の支持を得て、呉鶴齡も運動の計画に協力していた。これは民国以来のモンゴル人の初の大規模な請願運動⁶³であり、その規模そして関わった人物のプロフィールから見れば前述の「盟旗統一行動」の初の実践といってもよからう。そして先述したように開墾はアラシャのような内ジャサグと隣接する「外ジャサグ」の旗をも対象としていたため、「反開墾運動」に協力することは想定外ではない。後の呉鶴齡の請願運動や徳王の自治運動にアラシャとエジネ出身者も多く参加するようになるのである。

段祺瑞はモンゴル人の請願に慎重に対応し、請願書を受理したが、実際には馮張両督辦の行動を制止する力量がなく、請願運動は成果無く終わった。しかし、これは徳王・呉鶴齡の民族主義運動の思想形成の初期にあたり、また二世代の王公の民族主義運動の接点でもある。そして両者の協力・対立の幕を開いた意味で、後の民族主義運動の展開にも重要な意味を持つだろう。

実はこうした「盟旗統一行動」の傾向は善後会議中にも形成されていた。漢人代表との衝突の中、モンゴル代表の呼びかけに応じ、会議外からロブサンチョイジル、ヤンサンジャブ、李丹山、テムゲト（モンゴル文活字印刷の発明者）が請願書を善後会議に提出したのである⁶⁴。請願書の内容は王公が提出したふたつの「修正案」とほぼ一致しているため、ここではその内容にはふれないが、筆者が注目したのは、王公出身であるヤンサンジャブ、旗官であるロブサンチョイジル、テムゲト以外、李丹山もメンバーにいたことである。李丹山は後に1925年10月の内人党の正式成立大会で中央常務委員に選出される。つまり、内人党の一部指導者は善後会議時には王公の権利擁護の活動に参加していたのである。彼の参加は「盟旗統一行動」の構想を実践していた王公たちの要請からであろう。

3. チャンキャ・ホトクト7世と内モンゴル王公の対立

善後会議で示された「臨時執政国民代表会議条例草案」の第18条は、「僧道及びその他

⁶³ 札奇斯欽前掲『我所知道的徳王和当時の内蒙古』1、26頁、郭廷以編著『中華民國史事日記』第1冊（中央研究院近代史研究所、1979年）、880頁。

⁶⁴ 札奇斯欽前掲『羅布桑車珠爾伝略』、122～127頁。

の宗教師の被選挙権を停止する」とし、宗教に対する基本態度を示した⁶⁵。新中央は「政教分離」を掲げ、宗教勢力の政治的な関与を禁止する方針であったのである。この方針に異議を申し立てたのはチャンキヤ・ホトクト 7 世である。彼の意志は彼の代理として議論に参加した黄玉の修正案に反映されている。「黄玉等提議修正国民代表会議条例草案案」は、「第 18 条の条文の下に、モンゴル・チベットはこの制限を受けないとの但書を付けるべきである」と要求した。その理由として以下の点が指摘された。

モンゴル、チベットの人民は、未だに宗法社会から脱離しておらず、政教は分離していない。その宗教首長の権は行政長官を超える……モンゴル・チベット人民の内、チベット仏教徒は全体人民の約半分を占める……地方政務を執行するものは、宗教上認められた資格を有し、その地方政務の振興・改革はすべてその宗教長をリーダーとする。モンゴル・チベットの宗教首長が土地を管轄し人民を統治する権能を有する。つまり、民族の首領の一種である。それゆえ、普通の宗教師とは同一視すべきではない⁶⁶。

しかしこの修正案にモンゴル人代表は誰ひとりも署名しておらず、つまり王公は彼の意見に反対したのである。

そしてチャンキヤ・ホトクト 7 世自身は、閉幕式で「私はモンゴルから来て、モンゴルでは私は執政する」とし、自らがモンゴル地域で宗教首長的な身分を有すると主張した⁶⁷。彼は新たな転生者の選定が否定されたボグド・ハーンの地位を自分に移すことをはかったのである。しかし、事実上、外モンゴルは依然として中華民国の枠外にいた。彼が欲したのは、実は「内モンゴル」におけるボグド・ハーン同様に君主ではないが、宗教的に、政治的に権力を有することである。

しかし、序論でふれたように、彼は元々モンゴル地域のホトクトではなく、清朝の扎薩克喇嘛制度の頂点に立ち、「内モンゴル」のホトクトと言いがたい。にも関わらず、彼は視野をふたたび仏教信仰が深いモンゴルに向けたのである。その要因はチャンキヤ・ホトクト 7 世が 1913 年 3 月に「廟産を保護し、仏教を振興させる」スローガンを掲げて、袁世凱政権が再起した「廟産興学」⁶⁸運動に反抗し、中華仏教総会の名誉会長となって、1920 年

⁶⁵ 「臨時執政国民代表会議条例草案」、前掲『善後会議』、139 頁。

⁶⁶ 「黄玉等提議修正国民代表会議条例草案案」、同上、176 頁。

⁶⁷ 「章嘉呼図克図善後会議閉幕宣言」、同上、136 頁。

⁶⁸ 戊戌の変法が始まった 1898 年 6 月、7 月に清朝では、張之洞、康有為らは「廟産興学」運動を提起していた。「廟産興学」運動とは、「将来の復興と強盛のため、全面的に教育改革をおこない、学堂を積極的に設置し、地方の初等教育の基礎を建てる」ことが最優先すべきであり、そのため「全国の数万の寺院、道観を徴収し、その土地および建築物を利用する」ことであった。この運動は断続的に国民政府時代まで展開された。陳金龍『南京国民政府時期的政教関係：以仏教為中心的考察』（中国社会科学出版社、2011 年）、78～79 頁。この「廟産興学」運動は中国内地で行われて、モンゴル、チベットなどの地域に及んでいない。

代初めまで、中国仏教界と共に活動したが、その反抗運動が失敗したことであった⁶⁶。

したがって王公から見れば、彼の意図は受け入れ難いものである。すでに指摘したように王公たちは蒙事会議中に仏教改革を行い、ラマ人口を制限しようとしていた。また扎薩克喇嘛制度に対し改革の意欲を示した。チャンキヤ・ホトクト 7 世の到来は王公の既定方針と齟齬をきたすものであろう。そして王公は閭錫山と密接な関係を持つ⁶⁷彼に対し不信感があったことはいうまでもない。この時期、チャンキヤ・ホトクト 7 世の主張は内モンゴル民族主義運動にそれほど影響はなかった。しかし、後の呉鶴齡の請願運動と徳王の自治運動になると、モンゴル人の統一活動に対して大きな妨害となっていくのである。

以上、二節にわけて王公の蒙事会議、善後会議中の活動を検討した。従来の研究では盟旗を越えた「内モンゴル」が存在していた前提で考察したため、王公同士が意見の衝突があった側面を重視した。本章の独自性は以下の点である。

当時、宗教勢力の一部は、モンゴル地域の影響力を強めようとしていたが、王公の政教分離という原則は揺るがず、彼らは自らの政治活動を自立的に進めていた。すなわちグンサンノルブを中心とした一部王公は、ほかの王公との連絡を深め統一行動にでることを重視したのである。しかし、蒙事会議中においての王公間の衝突が示したように、蒙蔵院というルートに限界があった。

もうひとつの活動の場である善後会議では、徳王、呉鶴齡など若手の王公や旗員が新たに政治舞台に登場した。彼らはグンサンノルブら一世代上の王公らとも連携をとりながら、「内属モンゴル」として内ジャサグ六盟よりさらなる移民・開墾の被害を浴びている西トメド、フルンボイルを統一行動に近づけた。また徳王が善後会議に積極的に参加したことは、これまで政治的にほぼ無関心であり、保守的な盟旗がグンサンノルブらの活動に加わったことを意味した。つまり、統一行動が単なる構想ではなく、現実性を浴びてきたのである。

そしてこうした統一行動は、独立している外モンゴルとの接近よりも、中華民国の支配下に残されたモンゴル地域同士の連携をさらに重視した。換言すれば、漢人の入植に反対し、モンゴル人の権益を訴え、内ジャサグを越え、隣接する「内属モンゴル」・「外ジャサグ」地域も含んだ内モンゴルの統一活動を重視したのである。その最初の大きな動きが、1925 年 4 月の「反開墾運動」であったといえよう。

しかし、請願対象とされた北京政府の実権を握ったのは張作霖・馮玉祥など内モンゴルでの移民・開墾によって勢力を拡大してきた漢人地方勢力である。当然ながら王公の権力擁護活動はかれらの支持をえることはなく、失敗した。善後会議後、中華民国は国民党・

⁶⁶ 香光尼衆仏学院図書館仏教年表資料庫データ

(<http://www.gaya.org.tw/library/chronicle/index.asp>) 2016/08/31 閲覧。

⁶⁷ 張子和、辛補堂「章嘉活仏与山西的關係」、中国人民政治協商會議内蒙古自治区委員会文史資料研究委員会編『内蒙古文史資料』第 19 輯、内蒙古文史書店、1985 年）、197～200 頁。

中共の北伐によって再度混乱状態に陥った。したがって、王公は、北京政府の崩壊までふたたび議員活動を行っておらず、蒙蔵院も後の国民政府によって撤廃された。しかし、王公の民族主義活動は途絶えたのではなく、後の呉鶴齡の請願運動と徳王の自治運動に継承されるのである。

第二章 内モンゴル人民革命党の活動

内人党は内モンゴル近現代史上、①1920年代、②第2次世界大戦直後、③文化大革命時、④近年を含め4度登場し¹、同一の党組織と言いがたいが、近現代内モンゴル政治史を考察する場合、けっして見逃すことができない存在である。そのため、同党の活動は多くの研究者の注目を集め、膨大な量の研究成果が出されている。本章ではまず、先行研究を整理して残された課題を提起し、筆者の研究視角を提示したい。

郝維民の一連の研究が中国の内人党研究の定説になっている²。郝維民は内人党の性格を「コミンテルンと中共の指導を受け、マルクス・レーニン主義を思想理論の基礎とし、反帝反封建の革命綱領を堅持し、内モンゴルのモンゴル族労働人民の利益を代表とする革命政党である」とした³。また、内人党の活動を「民族民主革命」と名づけている⁴。研究者たちは内人党の活動を中国の少数民族としてのモンゴル族の民主革命という認識を共有している。

続いて日本・欧米での研究を整理したい。日本では、坂本是忠、二木博史、寺島英明、生駒雅則、中見立夫、ボルジギン・フスレなどの研究が挙げられる⁵。欧米での代表的学者

¹ 星野昌裕「内モンゴル人民革命党と中国共産党による地域統合：20世紀半ばまでの政治展開」（『アジア研究』第44巻第4号、1999年）、39頁。

² 郝維民「第一、二次国内革命戦争时期的内蒙古人民革命党」（『中国蒙古史学会成立大会紀念集刊』、中国蒙古史学会編印、1979年）、郝維民編著前掲『内蒙古革命史』（新版）。

³ 郝維民前掲「第一、二次国内革命戦争时期的内蒙古人民革命党」、587頁。

⁴ 郝前掲『内蒙古革命史』（新版）では党の性質を「思想理論上はマルクス・レーニン主義を指導思想とし、政治上は反帝国反封建の革命綱領を堅持し、組織上はモンゴル族人民を基礎に、革命派と共産党員を中核にして、各革命党派と各族人民を連合・団結させ、モンゴル族人民の利益を代表する民族民主革命政党」としている（75～76頁）。白拉都格其ら前掲『蒙古民族通史』第5巻（上）では、内人党を「モンゴル族の民主革命政党」とし、その活動を「民族民主革命」とし、「全中国の国民革命の組成部分」とした（308～322頁）。金海、賽航主編『民国时期的内蒙古』（郝維民、齊木徳道尔吉総主編『内蒙古通史』第6巻、人民出版社、2011年）では、内人党の活動に関し、「内人党が指導した民族民主革命闘争」（102頁）と「中共が指導した内モンゴル革命闘争」の一部（682～767頁）との記述が見られる。また、これまでの諸観点を吸収し、党の性質に関し、郝維民の主張を踏襲した上で、「ロシア10月革命と外モンゴル人民革命の直接影響下、中共の民族綱領と孫文の第三民主義民族政策の啓発と鼓舞を受け、国共合作による国民革命の形勢の促進の下、モンゴル民族の空前の覚醒と民族自由・解放を要求する情熱の産物であり、内モンゴル革命と全国大革命の有機的な組成部分である」とした（689頁）。また、近年の党研究として、モンゴル国における内人党史料を利用した朝魯孟「1925～1931年間内蒙古人民革命党歴史探述」（2013年度内蒙古大学修士論文）、同前「内蒙古人民革命党烏蘭巴托特別大会述評」（『内蒙古師範大学学報：哲学社会科学版』第42巻第5期、2013年）がある。

⁵ 坂本是忠「第一次国共合作期における内蒙古民族運動」（『近代中国研究』第6輯、1964年）、二木博史「ダムバドルジ政権の内モンゴル援助」（『一橋論叢』第92巻第3号、1984年）、寺島英明「近代内モンゴル民族運動」（田中正美先生退官記念論集刊行会編『中国近現代史の諸問題』、国書刊行会、1984年）、生駒雅則「ダムバドルジ政権下のモンゴル：第一次国共合作とモンゴル民族解放運動」（狭間直樹編『一九二〇年代の中国』、汲古書院、1995年）、同前「中国革命と内モンゴル問題」（池田誠ら編『中国近代化の歴史と展望』、法律文化社、1996

としては、アメリカの Christopher P. Atwood があげられる⁶。彼らの研究を総じていえば、1921 年の「モンゴル革命」後の外モンゴルの執政党であった人民党と内人党の関係に注目し、内人党の活動を民族主義運動と位置づけている。先行研究は、内人党の指導部は人民党の育成そして精力的な支援を受けて活動していた点を明らかにした点は評価される。しかし、当時の人民党と内人党の関係は複雑な性格をもち、さらなる検討が必要である。

内人党は 1945 年以後、「復活」して再び政治舞台に登場する。その「復活」をめぐる本稿に関連する研究を整理したい。「復活」した内人党は外モンゴルと合併するという明確な民族主義的な立場を表明した。その点を重視して、中共と国民党そして外モンゴルのそれへの対処を検討したフスレ、星野昌裕、Atwood、Xiaoyuan Liu などの研究があげられる⁷。中国における研究の基本論調は中共によるナショナル・ヒストリー構築の視点から、内人党は当初の主張を取り下げ最終的には中国からの離脱の権利の主張を放棄したとする。そして中共による内モンゴル民族自治運動に合流し、内人党が中共に吸収されたことに着目して論じている。つまり 2 度目の登場に関し、先行研究では相異なる評価が下されているが、この時期の内人党が民族主義的な性質を一時的ではあれ鮮明に持っていたこと自体は、共通して認めている。

しかし、ここで指摘したいのは、2 度目の登場が民族主義的であったとしても、必ずその前身もこうした性質をもっていたとは限らない、ということである。換言すれば、2 度目の登場を重視して、20 世紀前半の内人党の活動を総体的に見れば民族主義的であるとする見解もあるが、時期による差異も検討する必要があるということである。とくに 1927 年の党分裂から、1945 年に「復活」するまでの間の「空白」をどう説明すべきかが問題となる。代表的な論調として、フスレは 1920 年代後半から 1930 年代の呉鶴齡、徳王の活動を内人党の民族主義運動の延長線上にあるとしている⁸。しかし、前章でふれたように、呉鶴齡、徳王の活動は、善後会議を起点としている。つまり、彼らの活動は他にルーツがあり、「内

年)、中見立夫「ナショナリズムからエスノ・ナショナリズムへ: モンゴル人メルセにとっての国家・地域・民族」(毛里和子編『現代中国の構造変動 7 中華世界: アイデンティティの再編』、東京大学出版会、2001 年)、ボルジギン・フスレ「中国共産党の文献にみる内モンゴル人民革命党(1925~34 年)」(『言語・地域文化研究』第 8 号、2002 年)、同前「内モンゴルにおける革命歌の形成: 内モンゴル人民革命党と内モンゴル人民革命青年同盟の歌を中心に」(『学苑』第 781 号、2005 年)、同前『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策 1945~49 年: 民族主義運動と国家建設との相克』(風響社、2011 年)などがあげられる。

⁶ Christopher P. Atwood, *Young Mongols and Vigilantes in Inner Mongolia's Interregnum Decades, 1911-1931*(Volume One, Volume Two), BRILL, 2002. 以下、Volume One、Volume Two と略。

⁷ ボルジギン・フスレ前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策 1945~49 年』、星野昌裕前掲「内モンゴル人民革命党と中国共産党による地域統合」、Christopher P. Atwood “The East Mongolian Revolution and Chinese Communism”, *Mongolian Studies*, Vol.XV, 1992, Xiaoyuan Liu “The Kuomintang and the ‘Mongolian Question’ in the Chinese Civil War, 1945-1949”, *Inner Asia* 1, 1999. *Reins of Liberation: an Entangled History of Mongolian Independence, Chinese Territoriality, and Great Power Hegemony, 1911-1950*, Woodrow Wilson Center Press, 2006.

⁸ ボルジギン・フスレ前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策 1945~49 年』、55~64 頁。

人党の活動の延長線」との説明は必ずしも史実に合わない。では、なぜこういう説明に至ったのか。その原因を考えると、2 度目の登場の民族主義的な性質を 20 世紀前半の内人党の活動に投影する傾向があり、しかも近代内モンゴル民族主義運動の主役を内人党に帰しているからであろう。

本章では、先行研究の成果を踏まえ、分析時期を内人党の 1920 年代の活動に限定し、当時の内人党の各派別の主張・活動をその背景、特に外モンゴル情勢を重視して総合的に考察したい。

第 1 節 人民党と「内モンゴル」革命家の接触

1. 人民党とモンゴル革命

ここで人民党とその活動について整理する。

社会主義時代にソ連の衛星国と認識されていたモンゴル人民共和国は 1990 年の民主革命を経て、1992 年に新憲法を公布した。新憲法では「社会主義を放棄」し、「あらゆる所有形態」を承認することを規定し、国名を「モンゴル国」とした⁹。そして民主化後のモンゴル国では、「歴史の見直し」が精力的に進められる中、1921 年の中華民国によって撤廃された外モンゴルの自治を恢復することを目標として発動された「モンゴル革命」を、これまでの「反封建主義反帝国主義の人民革命」と定義してきたのを改め「民族民主革命」とする見解が広まっている¹⁰。

革命に主導的な役割を果たしたのはロシア革命の影響下、1920 年春に結成された人民党である。1921 年 3 月に、人民党は第一回党大会を開催し、臨時人民政府を樹立し、人民義勇軍を創立した。コミンテルン極東書記局は、敵対関係にある白軍ウングエルンの外モンゴル進出を背景に、人民党を援助し、軍隊を組織させ、軍事指導者や必要な武器を供給した。6 月、外モンゴル・ソ連の連合軍がウングエルンを追い出した。そしてウングエルンの関与を背景に再興した自治政府を吸収し、7 月にボグト・ハーンを首長とした「制限君主制新人民政府」を樹立した¹¹。

人民政府は 1921 年 10 月に全モンゴル統一の呼びかけ文書を出した。この文書には、「内モンゴルのいくつかの地方は既に漢化してしまった。また、カスピ海、カフカス、ウラル山脈周辺のモンゴル諸族は既にロシア化してしまっている。内モンゴルとブリヤートもこ

⁹ 木村毅『モンゴルの民主革命：1990 年春』（中西出版、2012 年）、289～290 頁。

¹⁰ 近年、モンゴル国では「民族革命」、「人民民族革命」、「民族人民革命」などと様々に定義するようになっているが、多くの研究者が「民族民主革命」との見方を支持している。橘誠「外モンゴル自治政府の再興とその歴史的意義：臨時人民政府との関係を中心に」（『史学雑誌』第 113 編第 10 号、2004 年）、1689～1690 頁。

¹¹ 同上、1752 頁。また磯野富士子「モンゴル革命に対するソビエト・ロシアの軍事介入について」（『東洋学報』第 62 巻、第 3・4 号、1981 年）、Ts・バトバヤル（芦村京、田中克彦訳）『モンゴル現代史』（明石書店、2002 年）、31～32 頁を参考した。

のような傾向に向っている。そこで、これら外国の勢力の影響が少ないハルハ・モンゴル【外モンゴル】に全モンゴルが統一すべきである」とした¹²。この時点で人民党は、パンモンゴリズムを掲げ、中国そしてロシア白軍の勢力を外モンゴルから追い出し、外モンゴルの枠を超え「モンゴル世界」に広がるモンゴル民族の統一国家を建設することを目指したという意味でいえば、民族主義革命の範囲内にあったといってもよからう。

この人民政府は人民党が当初目的としていた政権ではなかった。というのも、第一回党大会で定めた綱領では、その前文で「国の政治権力を人民大衆の手に移し、中世的状態にとどまっているモンゴルを革新発展させるべきこと」を唱えてた。また第4項で「モンゴルの人民大衆の権力の強化、モンゴル国家の再興という二つの事業を完全に遂行する……」とのべ、民主的改革の必要性も提起していたからである¹³。人民党結成時の「党員の従うべき盟約書」では、王公、ラマなど伝統勢力が「中国軍閥と共謀して自治を廃棄したこと」を批判した。また「貧しい牧民大衆の利益」を考え、「他人に奪われた権利をとりもどし……内外の敵に打負かされない方法をできるかぎり適切に徹底して実行する」とした¹⁴。そしてソ連・コミンテルンは、「モンゴルの国家的運動、つまり外モンゴル自治の復興運動を、社会運動、つまり外モンゴル社会の内部の階層間の分化に転換することを【自らの革命課題として】設定していた」¹⁵。

つまり、人民党側とソ連・コミンテルンの意志を反映している党綱領から見れば、人民に権利をあたえるという目的は、この人民政府では達成されていない。そのため、民主「革命」が引き続き展開されることになった。すなわち同年9月に主として人民代表からなる「臨時議会」を設置し、11月に王公の世襲を廃止する決定がなされた。1923年には貴族のあらゆる特権が廃止された¹⁶。こうした急進的な民主革命は「モンゴルの民主化された大衆を組織する」という考えのもとにある、①ソ連・コミンテルンの外モンゴル内政への干渉、そして②人民党内部の「人民革命グループ」の要望によるものである¹⁷。

例えば、ボヤンネメフ¹⁸は、1920年に詩作「五銭足らずで人民を売り渡したハルハの貴族達」、1923年に戯曲「モンゴルを囲む侵略国家間の状況を簡略に示した歴史」など文学作品を執筆した。彼は「モンゴルの上に座っていたラマとノヨン【王公】が革命の仮面をかぶり、モンゴルの勇士を騙し眠らせ、モンゴルの勇士とロシアの共産党の間に覆いをし、

¹² 青木雅浩前掲「『境界』を行き交う民族の思いと大国の思惑」、305頁。

¹³ 磯野富士子『モンゴル革命』（中央公論社、1974年）、153頁。また、モンゴル科学アカデミー歴史研究所編（二木博史、今泉博、岡田和行訳、田中克彦監修）『モンゴル史』（1）（恒文社、1988年）、118頁。

¹⁴ チョイバルサン他著（田中克彦編訳）『モンゴル革命史』（未来社、1971年）、153～154頁。また、前掲『モンゴル史』（1）、79頁。

¹⁵ 青木雅浩前掲『モンゴル近現代史研究 1921～1924年』、26頁。

¹⁶ 磯野前掲『モンゴル革命』188～189頁、二木博史前掲「ダムバドルジ政権の内モンゴル援助」、366頁。

¹⁷ 青木前掲『モンゴル近現代史研究 1921～1924年』、112～113頁。

¹⁸ 彼は外モンゴル現代文学の開拓者であり、のちに内人党の成立に深く関わる。

離間して、両者の連絡を絶とうとした」とし、王公、ラマ勢力を厳しく批判していた¹⁹。彼は1921年2月から8月にかけて、コミンテルン極東書記局に「モンゴル人民の代表」として半年余り勤務した。同8月に戻った直後にロシア人革命家の指導下にチョイバルサン、バヴァーサンなどとモンゴル革命青年同盟（以下、青年同盟）の設立に参加した。青年同盟は青年共産主義インターナショナルの直接指導下に共産主義思想の普及を目指し、1924年8月にコミンテルン東方部より「共産主義的」とであると認められた²⁰。

急進的な民主革命は、人民政府に加わった王公、ラマたちの反発に遭うのは当然であり、人民党側内部にもソ連・コミンテルンの過度の干渉に批判的な人物がいた。外モンゴルでは、ソ連・コミンテルンの干渉が深まるにつれて、その方針に批判的な人物が続々と粛清された²¹。1924年8月に、青年同盟は、「党の革命性を信じないこと」を表明したうえ、「モンゴルの真の革命分子【モンゴル勤労者】を統合する方策を採用しなければならない」と主張した。また「人民党に対する新党組織の方針を明示するよう」に要求した。それを受け、人民党内部は右派と左派の確執が激化した。リンチノは「非資本主義発展の道」による社会主義建設と国外モンゴル諸族の解放運動支援による「民族統一国家」建設を同時に追求することを宣言した。こうした思想の下、ダムバドルジ指導部が誕生した。一方、外モンゴルに対するコミンテルンの指導と介入も公然化されることになった²²。ちょうど、この時期、知識青年やイケジョー盟のドグイロン²³指導者が外モンゴルを訪れたのである。

2. 人民党、ソ連・コミンテルンと「内モンゴル」革命家の接触

1922年、フルンボイルの郭道甫と富明泰²⁴は外モンゴルへ赴き、翌年に、1917年に結成

¹⁹ 王満特嘎（岡洋樹訳）「新発見のS.ボヤンネメフ作戯曲「モンゴルを囲む侵略国家間の状況を簡略に示した歴史」について」（『東北アジア研究』第8号、2004年）、33頁。

²⁰ 同上、42頁、生駒雅則「モンゴル人民革命党とコミンテルン：コミンテルン駐在代表ルイスクロフの更迭問題をめぐって」（樺山紘一ほか編集『アジアとヨーロッパ1900年代～20年代（岩波講座世界歴史23）』、岩波書店、1999年）、256～257頁。

²¹ 一般黨員に関しては、例えば、1925年だけで、中央・地方の諸委員会では、黨員ならびに候補7606名の約90%が審査にかけられ、うち25%が粛清された。外務省アジア局中国課訳『モンゴル人民革命党略史』（外務省、1972年）、75頁。党の指導部に関しては、1940年の第10回党大会まで、革命当初から闘ってきた同志はチョイバルサンを除いてすべて姿を消した。生駒雅則前掲『モンゴル民族の近現代史』、51頁。

²² 生駒雅則前掲「モンゴル人民革命党とコミンテルン」、257～258頁、生駒雅則前掲『モンゴル民族の近現代史』、35頁。

²³ イケジョー盟では、清末の移民・開墾に王公は最初に反対したが、後に妥協した。開墾が広範囲に行われるようになり、抗墾運動はその後牧民レベルで長期にわたり推進されるようになった。白岩一彦「協調と対立：清末のモンゴル族と漢族」（可児弘明ら編著『民族で読む中国』、朝日新聞社、1998年）、132頁。ドグイは円形の意味。抗墾の請願をするとき、指導者を隠すため参加者は名前を円形に書いたことから、ドグイロンと称した。

²⁴ 二人は自らをモンゴル人として認識し行動していたが、現在の中華人民共和国では、モンゴル族と区別されたダフル族である。ダフル人が一民族として「識別」された経緯に関し、曉敏「近代におけるダフル人の政治活動：そのアイデンティティに関する一考察」（『中国研究

したフルンボイル学生会をフルンボイル青年党（以下、便宜上、彼らをフルンボイル派とする）に改めた。郭道甫はその組織化の背景として、内政面ではフルンボイルが滅亡した清朝制度の保存に執着し、外交面ではロシアと日本の侵略や野望に面し、結局、フルンボイルの大局は「独立から自治、自治から半自治」に変じたことを指摘した。彼らは外モンゴルの「平民革命」の成功に感銘し、人民党と連絡を深め、「彼ら【人民党】の主張と方法を完全に接受したのは1923、1924年のことであった」²⁵。富明泰が参加した人民党第2回大会（1923年7月18～8月10日）では、「同一民族たる内モンゴルなど多くのモンゴル民族に我ら人民党の思想を宣伝すべきであることを報告し、熟練した代表を派遣し大業を成しとげるよう望む」と決議したのである²⁶。彼らは党や軍の学校に入学し、「モンゴル人民党東方部」、つまり人民党の一支部として認知されていた²⁷。

また、ここで指摘したいのは、1919年以来、北京において中国の「五・四」運動時期の民主、自由、反伝統、反封建の思想の影響を受けて、反王公制度の思想が青年たちの間に広がっていたことである²⁸。つまり、彼らは既に反王公制度の思想を形成しており、人民党の民主改革を受け入れる思想的な基礎があったのである。

フルンボイル派と人民党の密接な関係が構築される過程で、郭道甫は漢語で1923年2月に『蒙古問題』、11月に『新蒙古』の2冊の著作を完成させた。彼のこの二つの著作は当時の漢族知識人に、さらに重要なのは互いに連絡が制限されてきた内モンゴル人に外モンゴル革命を紹介したのである。『蒙古問題』に梁啓超と白雲梯が序文を執筆した。白雲梯は、郭道甫を「モンゴル青年の先覚者」と称賛し、本書の執筆動機は「海内の賢達を得て、わがモンゴル青年の知識を啓発し、文化によって我々モンゴル民族を救うことである」と指摘した。また、彼は「民国以来、中華民族の多くは専制から離脱し、平等の幸福を享受している」のに比べ、「モンゴル平民は平等の隊列に並べられず、階級専制に圧迫され」、「【平民の】私権は奪われ、公権は販売され」、参政の機会がないとし、「我々モンゴル平民は直ちに覚醒し、我々モンゴル民族の自由平等を得て専制から離脱するため団体を結成し奮闘すべきである」とモンゴル人読者に呼びかけた²⁹。

以下、彼の著作で紹介されたモンゴル革命はいかなるものであったのを中心に検討したい。『蒙古問題』では、革命を第2次独立（1911年の独立宣言が第1次独立）とし、「外モ

月報』第62巻第2号、2008年）、ユ・ヒョジョン「ダウールはモンゴル族か否か：1950年代中国における『民族識別』と『区域時期』の政治学」（ユ・ヒョジョンら前掲『境界に生きるモンゴル世界』）などの研究があげられる。

²⁵ 郭道甫『呼倫貝爾問題』（大東書局、1931年）、23～26頁、本史料は奥登挂編『郭道甫文選』（内蒙古文化出版社、2009年）に収録された。

²⁶ 青木雅浩前掲『モンゴル近現代史研究1921～1924年』、344～345頁。

²⁷ 生駒雅則前掲『モンゴル民族の近現代史』、42頁、二木博史前掲「ダムバドルジ政権の内モンゴル援助」、368頁。

²⁸ 哈申其格「内モンゴルの近代とハラチン王・グンサンノルブ：その近代的改革と独立志向をめぐって」（『言語・地域文化研究』第19号、2013年）、314頁。

²⁹ 郭道甫『蒙古問題』（出版社不明、1923年）、15～16頁、本史料は奥登挂編前掲『郭道甫文選』に収録された。

ンゴル国民政府【人民政府を指す】は過去のモンゴル統一運動から由来した」と位置づけた³⁰。次に、ブリヤート・モンゴル人革命家³¹の三つの文章を紹介した。「蒙古閥閥【王公や旗の官僚など伝統的有力者】に忠告する文」では「人民の王公官僚に対しての敬愛・服従は却って【彼らの】侮辱を受け、【王公官僚の支配は】破壊したほうがましである」と主張した。「蒙古宗教家【ラマ勢力】に忠告する文」では「【ラマ勢力の】要務は【仏教】経書を誦めるだけでなく、【仏教】改革・維新すべきである」とした。「蒙古紳士【退隠した官僚、没落した貴族や知識青年】に忠告する文」では「もしわが民族が同心協力し団体を結成して、わが民智を開化させ、わが民力を増加させ、わが民徳を促進させなければ、他族の奴隷になり、生存できなくなる。わが民族を救うには【紳士たちの】責任は重大である」と呼びかけた³²。これは革命の成果を勝ち取るための諸前提条件を示すものであろう。

また、彼は人民政府が北京政府と王公に対して革命を説明した「外蒙古民政府致内蒙各盟長王公公書」（以下、「公書」）を紹介した。「公書」では、ボグド・ハーン政権から人民政府にいたるまでの自治の正当性を中国政府が守れず、しかも自治を廃止しながらも、ウンゲルンの侵略に対し何の対抗も見せなかったことを批判し、それゆえ「モンゴル人民が軍隊を召集し、ロシア労農政府軍と力を合わせて、人民の生命・財産を守った」とした。そして、「人民政府はすべてのモンゴル人民の民意によるもの」とし、北京政府に「取消したフルンボイルの自治を恢復すべきであり、またわが内モンゴル同胞に種族文化の発達による自治の機会を与えるべきだ」と勧告した³³。

郭道甫の『蒙古問題』は、前述のように人民党が民族革命の成果を踏まえ、民主革命へと革命の性質を転換していた段階のモンゴル革命を紹介したのである。また「蒙古紳士に忠告する文」では「団体」の組成を呼びかけ、白雲梯の序文は「団体」の組成つまり党の結成に対し賛成であることを示した。郭道甫のフルンボイル青年党の結成もこうした議論のなかに位置づけられる。「公書」に示した「種族文化発達による自治」という意見は、郭道甫の著作の主旨でもあった。「公書」は郭道甫の意見を組み込み、北京政府に発せられたものである。また郭道甫は「蒙古待遇条件」を「王公を優待するため設定したもの」であり、したがって「現行の【北京政府の】共和制はモンゴル王公にだけ有利であり、人民は

³⁰ 同上、27 頁。

³¹ ブリヤート・モンゴルではロシア革命の影響下、共産主義者による民族解放運動が展開され、自治を獲得した。ブリヤート・モンゴル人共産主義者は人民党をソ連・コミテルンに結び付け、人民党の活動がソ連・コミテルン側に重視されるようになった（生駒前掲『モンゴル民族の近現代史』、22～27 頁）。ブリヤート・モンゴル人リンチノはコミンテルン極東書記局モンゴル・チベット部長として活動し、人民党の「最高指導者のひとり」でもあった（二木博史「リンチノとモンゴル革命」、『東京外国語大学論集』第 51 号、1995 年）。人民党の綱領を起草したジャムツァラーノもブリヤート・モンゴル人である。彼は 1923 年に人民政府において文化事業を司る典籍委員会の研究書記長、1924 年以降は人民教育省長官になって、憲法作成にも深く関与した（青木雅浩前掲「『境界』を行く交う民族の思いと大国の思惑」、298 頁）。

³² 郭道甫前掲『蒙古問題』、27～35 頁。

³³ 同上、50～54 頁。

何の権利も許されていない」と批判した³⁴。

『蒙古問題』の内容から見れば、郭道甫はブリヤート・モンゴル人革命家の影響をかなり受けていることが分る。モンゴル革命を指導したリンチノなどの革命家が、すべてのモンゴル人の統一と解放を目標とする民族主義から出発し、人民政府では民主革命を促し、政府外に置かれた「内モンゴル」における革命活動を支持する方針を立てていた³⁵。しかし、郭道甫が主に紹介したのはその民主革命的な部分であり、「民族主義」を表だって強調することはなかった。その要因は次の 2 点にある。①当時人民政府が展開していたのは王公権利の回収とラマ教の改革といった民主改革であったこと。②北京政府や漢人読者の反応を配慮し、また彼自身も当時「蒙漢大学」を創立するといった「教育興蒙」を志向していたこと。

『新蒙古』³⁶では、彼は人民政府（原文は国民政府）を、その内治・外交、軍政、法治、宗教、教育、経済などの面から全般的に紹介した。その着目点は、各方面での民主改革、たとえば「内治」の面では王公の支配権を完全に地方の議会に渡したことや、「宗教」の面では政治と宗教の分離を行いラマ勢力の政治関与を禁止したことであった。そして「もし中華民国が民族自決の大義に従って広義の連邦制を実施し、各族平等の精神を完成させれば、その連邦に参加することを否定しない」とう人民政府の中国に対する方針にも言及した。

彼のモンゴル革命紹介が、当時北京に集まっていた知識青年やドグイロン指導者に与えた衝撃は多大であった。当時、国民党はソ連・コミンテルンとの交流を深めて革命を計画し、1923 年元旦の「中国国民党宣言」では「国内各民族を団結させ、一つの大中華民族を完成させる」、1924 年 1 月の第 1 次全国代表大会の宣言では「中国以内の各民族の自決権を認め」、革命勝利後は「自由統一【各民族が自由連合する】中華民国」を成立することを目標としていた。そして人民党もコミンテルンの「プロレタリア国際主義」的世界戦略のもと、平等の立場から中国など被侵略国の革命政党と交流し、将来的に民族平等を実現した連邦制中国に参加する可能性を示していた。

当時国民党員であった白雲梯は、双方の交流を促す役割を果たすと同時に、モンゴル革命を学び、専制を打倒するため「団体」を結成しようと志向をもっていた。国民党の一大会で彼は国民党の中央候補執行委員に選出され、1924 年 4 月に孫文の手紙を持ち外モンゴルに赴く。その手紙の内容は「我が党は三民主義によって中国を改造し、帝国資本主義の横暴を排除することを強く求め……主義を同じくする【人民党の】諸同志との交流を促すため白雲梯を派遣した」³⁷というものである。孫文の本意は両党の連携を促し、「中国国

³⁴ 同上、43～50 頁。

³⁵ 二木博史前掲「リンチノとモンゴル革命」、254～255 頁。

³⁶ 郭道甫『新蒙古』（出版社、出版年不明）、自序の記述から判断すれば、出版は 1923 年 11 月頃以降（奥登挂編前掲『郭道甫文選』所収）。

³⁷ 孫文「致中国国民党庫倫本部同志函」、『孫中山全集』第 9 卷（中華書局、1986 年）、474～475 頁。これは生駒の「コミンテルンは国民党との友好関係樹立の一環として……ウランバー

民党内モンゴル支部」を組織することであった。しかし、白雲梯には前述したようにモンゴル人の政治「団体」を結成する考えがあり、人民党との交渉の中、「内モンゴル国民党」の成立や軍隊の組織に援助を与えることを求めた。そして彼はこの「団体」意識を発展させ、「三民主義」を意識しながらも独自の党成立を希望するに至った。

当時、イケジョー盟のドグイロン運動は王公と軍閥の連携弾圧に遭い、挫折し、席尼喇嘛や旺丹尼瑪など指導者（以下、便宜上、彼らをオルドス派とする）が北京に逃れてきた。北京において、彼らは他の人士と交流し、郭道甫によるモンゴル革命の紹介にも接触していたのは想像に難くない。そして「人民による民主革命」を成功させた人民政府に憧れを持ち、人民政府が彼らの地元でのドグイロン運動を援助し、王公と軍閥の牧地掠奪から人民を救うことを期待した。旺丹尼瑪は1923年、2名のドグイロン・メンバーを外モンゴルに派遣した³⁸。翌年に旺丹尼瑪との交渉のもと、「革命の道理」を学習させるため、席尼喇嘛は十数人のドグイロン・メンバーを率いて外モンゴルに赴いた。旺丹尼瑪はオルドス各旗から人員を募集し学習させ、地元派遣し革命活動に従事させた³⁹。そして席尼喇嘛は人民党に加入し、軍事学校に入り、軍事技術を学習した⁴⁰。

この時期外モンゴルでは、大きな政治的な変遷を経験していた。外モンゴル駐在の共産主義インターナショナル代表スタルコフは、富明泰が参加した人民党第2回大会（党組織外とされた青年同盟も参加した）の意義を「人民党を政治組織としてまとめ上げたこと、人民党は国家活動を指導する意志であるという認識と王公支配に対する疑念を党支部代表たちに植え付けこと、中央委員会を正式な選挙で選出したこと」であるとし、人民党と王公、ラマ勢力との対立を推進する方針にたった。そして同大会の第2回会議・第3回会議でボヤンネメフが報告を行った。報告に対して、人民党は「我らモンゴルの貧しい大衆にとって本当の援助者、盟友たるソ連との友好をさらに堅固なものにする。さらに我ら2国の友好を破壊することを考え行う反動勢力をすぐに掃討すべきである。この党の各支部のメンバーには、古い考えに頑固に基づいて、支配して傲慢になることを重んじ、さまざまな不道理なことを行い専制グループ【王公、ラマ勢力】の味方になっているメンバーがいるが、これをすぐに遠ざけて肅正し、真正の大衆勢力の本当の革命的メンバーを加えるべきである」との決議を出した⁴¹。

1924年5月にボグト・ハーンが死去し、6月に人民政府は共和制への転換を決定した。8月の第3次党大会では、リンチノが『モンゴル革命の将来』という小冊子を配布し、「わが党の最終目的は共産主義である」とした。リンチノは演説で、「中国の抑圧者からモンゴル

トルに国民党駐在代表部を設置しようとした」との指摘と合致する（生駒前掲『モンゴル民族の近現代史』39頁）。つまり、白雲梯の活動を規定した外的な条件としては、ソ連・コミンテルンと国民党のモンゴル民族に対する政策が一致する方向へ向っていたことがあった。

³⁸ 朝魯孟前掲「1925—1931年間内蒙古人民革命党歴史探述」、28頁。

³⁹ 宝音図「旺丹尼瑪事略」（中国人民政治協商会議内モン族自治区委員会文史資料研究委員会編『内蒙古文史資料』第19輯、内蒙古文史書店、1985年）、41～42頁。

⁴⁰ 伊盟政協文史委「席尼喇嘛及其領導的“独貴竜”運動」、同上、23頁。

⁴¹ 青木雅浩前掲『モンゴル近現代史研究 1921～1924年』、218～221頁。

民族を解放するための事業を中国の革命家たちと共同して行うため、彼らと同盟を結びに中国へ行く用意がある」とし、その目標は「内モンゴル」の解放であるとした⁴²。リンチノらはソ連・コミンテルン側の過度の干渉に人民政府の多くのモンゴル人政治家が反対したことを利用してスタルコフ、ボヤンネメフを失脚させた。後の内人党成立に関わりが深いダムバドルジが党委員長に選ばれた。そして11月に第1回国民大会を開き、モンゴル人民共和国の樹立を宣言し、憲法を制定した。リンチノは、ソ連・コミンテルン、党内のボヤンネメフらの「大衆的革命党」の目標を巧みに後回しにし、外モンゴルの現状から出発し王公、ラマ勢力との一定の協力関係を維持することを強調した⁴³。

人民党内部には、ソ連・コミンテルン支持派と反対派の対立は終始存在した。そして、往々反対派が王公、ラマ勢力と接近したことを理由に粛清されていく。反対派は表面的にもコミンテルンの方針に賛成する意思を示さなければ次の粛清対象となる。こうした過程で、参政権が否定された王公、ラマ勢力はさらなる「民主革命」の被害を受ける。そしてソ連・コミンテルンの指導下、人民党のパンモンゴリズム的な傾向も、しばしば外モンゴルにおける「民主革命」の成果を他のモンゴル人地域に広めるものと読み替えられる。人民党は革命活動の最初では王公、ラマからなる在来勢力を利用して政権を勝ち取り、ある意味「民族統一戦線」的な政策を採用していた。だが、こうした事実をこの時期、郭道甫にも、後に白雲梯や席尼喇嘛が外モンゴルに赴いたときにも、人民党は正直に伝える条件がなかったといつてよからう。

その民主革命を実際に目撃したことは、彼らに「人民党の民主革命」に憧れを持たせ、フルンボイル派やオルドス派が人民党員になった。一方、白雲梯は人民党の指導を認めるが、やはり「内モンゴル」独自の政党を成立させようと考えていた。彼らの思想・活動には反王公制度な側面で共通した見解が終始あった。そして人民党との交渉のなか、彼らの間の関係が強化され、政党を組成する準備がすすめられた。

第2節 内人党の成立とその活動

1. 内人党の成立

白雲梯が『蒙古問題』に執筆した序文から見れば、1923年2月頃に、すでにモンゴル人の「団体」を作る志向があったことが確認できる。そして同年11月以降の『新蒙古』では、郭道甫が当時の外モンゴルの革命に更なる支持を表明した。1924年1月、「北京で内蒙国民革命党組織の準備会議を開催し、中央執行機関を組織し、またこの時党軍隊の武器、弾薬、軍費は主として労農露国から援助を仰ぎ、併せて中国国民党に連絡をとり、指揮と援助を仰ぐことを決議し……主席であった白雲梯を外蒙へ派遣せしめ、外蒙から積極的援助

⁴² 二木博史前掲「リンチノとモンゴル革命」、255頁。

⁴³ 同上、また青木雅浩前掲『モンゴル近現代史研究 1921～1924年』、276～277頁。

を仰がんとため出発した」⁴⁴。ダムバドルジは「中国国民党中央委員をしているある人物【白雲梯】が内モンゴルのジョスト盟の地で秘密裡に内モンゴル国民党を作り、党员をつのつた」と報告していた⁴⁵。つまり、白雲梯の内モンゴル独自の政党結成の動きがこの頃から本格的に始まったといってもよからう。

札奇斯欽は、白雲梯は 1924 年張家口で「内蒙国民党」を組織し、直ちにダムバドルジの支援を得て、同時にフルンボイル青年党の協力を得たとする⁴⁶。1924 年 8 月、9 月頃、失脚したボヤンネメフはフルンボイルを訪れて、郭道甫、富明泰と接触した⁴⁷。同年末、北京で準備会議が開催され、白雲梯、郭道甫、金永昌、李丹山などからなる「臨時執行部」が選出された⁴⁸。同会議では、白雲梯、金永昌、李丹山ら（以下、便宜上、彼らをハラチン派とする）と人民党の一部であったフルンボイル派が合作し、指導部の構成を再確定し、組織を拡大させた。

1925 年 3 月に書かれた『蒙古自決運動』では、前節で検討した『蒙古問題』に収録された「公書」を再び紹介し、新に人民政府の憲法の全文を紹介した。その第 2 条は「蒙古共和国【人民政府】ノ目的ハ封建的神権制度ヲ根本ヨリ剷除シ民主共和政体ノ基礎ヲ鞏固ニスルニ在リ」、第 12 条は「旧時ノ王公貴族等ノ階級称号ハ一律ニ取消ヲ宣告ス且活仏【ホトクト】及呼比爾幹【化身ラマ】等ノ所有権ハ同時ニ廢除ス」とした。また「内蒙王公にして若し、果たして内蒙同胞の為に種族文化を發達すべき自治の機会を得る為に努力するならば彼等【人民政府】は必ず出で之を助ける」と主張した⁴⁹。つまり、白雲梯らは人民政府の援助を背景に王公に対し「蒙古待遇条件」を自ら廃止し、民主制の導入をせまった。また、さらに自治と民主を結びつけたのである。その自治主張は具体的に「内蒙全国国民大会議定案大綱」に示されている。

内蒙全国国民大会議定案大綱

第 1 条 内蒙地方自治政府ノ組織法ヲ議定ス

第 2 条 内蒙自治区ハ固有ノ内蒙六盟及青海呼倫貝爾阿拉善額濟納察哈爾等ノ地方ヲ以テ範圍トナスコトヲ議定ス

第 3 条 内蒙地方自治政府ヲ設立スルノ地点ヲ議定ス

第 4 条 内蒙地方自治政府行政長及其ノ各旗旗長ハ均シク民選制トナスヘキヲ議定ス

第 5 条 内蒙地方自治法を議定ス

第 6 条 内蒙各札薩克王公ノ権限爵職ヲ如何ニスヘキヲ議定ス

⁴⁴ 野津彰「内蒙古に於ける赤色運動の変遷」（興亜院『調査月報』第 3 卷第 10 号、1942 年）、5～6 頁。

⁴⁵ 二木博史前掲「ダムバドルジ政権の内モンゴル援助」、369 頁。

⁴⁶ 札奇斯欽『蒙古之今昔』（二）（中華文化出版事業委員会、1955 年）、252 頁。

⁴⁷ *Volume Two*, p1016.

⁴⁸ 小川繁『内外蒙古に対する露国の活動』（東亜經濟調査局、1930 年）、49 頁。

⁴⁹ 白雲梯前掲『蒙古民族自決運動』、8～18 頁。

第7条 内蒙地方自治政府ト各該属内都統及道尹署ノ権限ヲ劃清スルノ法ヲ議定ス

第8条 内蒙自治運動ハ如何ニ進行スヘキカノ手續方法を議定ス⁵⁰

彼らは、「内モンゴル地方自治政府」を提唱し、「各該属内都統及道尹署ノ権限ヲ劃清スル」とし、特別区設置によって内モンゴル地域に漢人勢力がえた権限を排除することを主張した。この点からすれば、民族主義的な性質があったと言えよう。また「内蒙地方自治政府行政長及其ノ各旗旗長ハ均シク民選制トナスヘキ」とし、自治政府そして各旗の長たるものを民選によって選出するとした。そして「内蒙各札薩克王公ノ権限爵職ヲ如何ニスヘキ」とし、王公との討議の余地を残していた。これは前章でふれた同時期の王公の活動を視野に入れたからであろう。彼らは反王公制度の思想を持ち、外モンゴルでの「民主革命」を見学した。しかし、「内モンゴル」で政党を組織しようとする場合、外モンゴルと違って、「内モンゴル」で依然として王公が政治活動の中心となっている実情から出発しなければならない。

彼らは自治政府の範囲を「内蒙六盟及青海呼倫貝爾阿拉善額濟納察哈爾等ノ地方ヲ以テ範圍トナス」とした。それは前章でふれたように王公を中心に形成した「内モンゴル」の概念を参考したのであろう。そして彼らは漢人勢力の権限を排除することを目標とした点で、王公との協力の可能性があった。それゆえ、前章でふれたように、李丹山は王公、旗官吏代表と連名で善後會議にモンゴル人の参政権の擁護する提案を提出したのである。

だが、外モンゴルとの交渉では依然として、反王公制度の思想を重視した。1925年陰曆3月に、白雲梯が再びウランバートルを訪れ、人民党にこれまでの活動を報告し、将来の計画を語った。同報告では、「内モンゴル各地で土地が漢人に奪われ、県が設置され、県の役人の支配を受けるようになった。王公による各種賦役によって人民が窮乏化している」と報告し、外モンゴルが援助するように訴えた⁵¹。外モンゴルからのさらなる援助を得て帰ってきた白雲梯は、同年7月26日に北京で臨時會議を開催した。臨時會議では、フルンボイルに一旦帰っていた郭道甫を除き、前述した「臨時執行部」のメンバーが参加し、新たに参加したのは旺丹尼瑪であった。この會議で白雲梯は、外モンゴルは既に「独立自主した人民の国家」になったと紹介し、「各派の協力こそ内モンゴルを現状から救える」と訴えた⁵²。こうしてドグイロン指導者を党に組み込むことを実現したのである。

一方、外モンゴルでは同月に、党中央委員會第39回會議が開かれ、リンチノとコミンテルンの対立が本格化した。ソ連・コミンテルンは、リンチノのモンゴル統一の理念は「若い党、新しい独立国に最も危険な見解である大モンゴル主義的傾向【つまりパンモンゴリズム】」であると批判し、「内モンゴル人民革命党を人民革命党から独立した委員会とする」ことを決めた。コミンテルン新代表アマガエフは「外モンゴルが他のモンゴル族の意向を

⁵⁰ 同上、19頁。

⁵¹ 二木博史前掲「ダムバドルジ政権の内モンゴル援助」、367～369頁。

⁵² *Volume One*, pp 410-412.

考慮しないで全モンゴル族を統一するのは適当でないし、全モンゴル族の統合は、それらがすべて民族解放を得た後にそれらの間で協議して決定することである」とし、コミンテルンの方針を示した⁵³。そして9月の党第4回大会では新綱領を決めた。綱領では「解放を勝ち取った国に残存する僧俗【僧はラマ、俗は王公】反動的遺物を徹底的に清掃する」⁵⁴とし、民主革命を徹底させる方針を明示した。

外モンゴルでの激変を背景に、ジョスト・フルンボイル・オルドス三派が合流し、同年10月13日、張家口で第1回党大会が開かれ、内人党が正式に成立した。この大会では白雲梯を委員長に、郭道甫を書記とする中央執行委員会（以下、中央委員会）を選出した。党の正式な名称に関し、先行研究でも色々議論されてきたが、ボルジギン・フスレは、これは外部に対するアピールとしての訳名の問題であり、当時のモンゴル語やロシア語の文脈では「内モンゴル人民革命党」と一致した呼称であった⁵⁵と指摘した。

2. 内人党第一期中央執行委員会と内人党の活動

同党の指導中心である中央委員会のメンバー構成について専論がなく、党史研究のなかで簡単に言及している程度であり、しかも各学者の観点にかなりの差異がある⁵⁶。前節でふれたように、同党はその準備段階から「モンゴル民族の民主革命」といったある程度コミンテルンの既定方針に妥協しながら、民族主義的な性質を持つ人民党の啓発によって結成されたのである。内人党は「内モンゴル各盟旗各団体代表大会」を開催し、その後「内モンゴル人民代表大会」を組織するというプログラムを立て⁵⁷、民衆の動員に重心を置いた。内人党は1927年7月10日に次の党大会を開く予定を下し、「三ヶ月以内に必ず党第二回大会を開催する」とした。しかし、8月にウランバートルで開かれた特別大会で党の中央委員会、とくにその常務委員は富明泰、郭道甫以外全員が排除された。そして党の新しい指導部がコミンテルン主導で選出され、内人党は分裂したのである⁵⁸。内人党が実際に行った党

⁵³ 生駒雅則前掲『モンゴル民族の近現代史』、40～42頁。

⁵⁴ 前掲『モンゴル人民革命党略史』、73頁。

⁵⁵ ボルジギン・フスレ前掲「中国共産党の文献にみる内モンゴル人民革命党（1925～34年）」、60頁。

⁵⁶ たとえば、二木博史は、1930年代以降のジレム盟の独立・自治運動で指導的役割をはたしたボヤンマンダフを「内人党の中央委員」であったとした。しかし、一方、氏は、「内人党の中央委員会の構成については、その常務委員会のメンバーははっきりしているが、中央委員、中央委員候補の完全な名簿をしるした信頼できる文書資料はこれまでの研究のなかでは引用されたことがない。したがって、ボヤンマンダフが本当に中央委員会のメンバーであったのか検証する必要がある」と述べている。二木博史「ボヤンマンダフと内モンゴル自治運動」（『東京外国語大学論集』第64号、2002年）、72～73頁。

⁵⁷ ボルジギン・フスレ前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策（1945～49年）』、46頁。

⁵⁸ ボルジギン・フスレは、1927年8月10日に開催されたウランバートル特別会議を党の第二回代表大会としている。同上、49頁。確かに、同会議では新たに指導部が選出された。コミンテルンの主導で選出された新指導部からすれば、第二回大会に当たるが、排除された従来の指導

大会はこの正式成立大会だけであった。

内人党第一回大会では 21 人からなる中央委員会を選出し、その内、7 人を常務委員にしたという見解が、ボルジギン・フスレによれば「すでに【学界で】定着している」⁵⁹。その根拠の一つは、野津彰の説であり、内人党第一回大会では先ず党中央執行委員 21 名を選定し、常務執行委員として、白雲梯、樂景濤、包悦卿、李丹山、郭道甫、富明泰、伊徳欽の 7 名を選出したと述べた⁶⁰。しかし、野津はほかの 14 人の顔ぶれについては、ふれていない。



図 3 内人党中央執行委員会常務委員会の写真⁶¹

常務委員 7 人説のもう一つの根拠は、図 3 の写真である。写真に写っている人物の顔ぶれは、Atwood によれば前列左側から金永昌、富明泰、郭道甫、白雲梯、樂景濤、包悦卿、李丹山であり、後列左側からはボヤンネメフ、人民党のトップであるダムバドルジとコミ

者からすれば、必ずしもそうではない。

⁵⁹ 同上、36～37 頁。

⁶⁰ 野津彰前掲「内蒙古に於ける赤色運動の変遷」、9 頁。

⁶¹ *Volume One*. この写真が最初に使われたのはおそらく И. И. Генкин. Два съезда монгольской народной партии. *Новый Восток*, No.12, 1926 (ゲンキン「モンゴル人民党の二つの大会」、『新東方』第 12 号、1926 年)であろう。日本では坂本是忠がゲンキン論文の写真を当時彼らと面識のある人物に確認させ、全員の顔ぶれを明らかにした。坂本是忠「第一次国共合作期における内蒙古民族運動」（『近代中国研究』第 6 輯、1964 年）、66 頁。この写真の原本は現在モンゴル国のモンゴル人民革命党中央文書館に所蔵されている。ボルジギン・フスレ前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策（1945～49 年）』、38 頁。

ンテルン代表ブリヤート・モンゴル人オシーロフである。また、郝維民はこの写真を使わず当時者の回想録を利用したが、常務委員 7 人の顔ぶれはまったく同じである⁶²。

つまり常務委員が 7 人であることにおいて学界に異論はなく、フスレが定説だとするのは、野津彰の説をもとに中央委員会は 21 人で構成されたが、写真と当事者の回想を根拠に、7 人の常務委員とは富明泰、郭道甫、白雲梯、樂景濤、包悦卿、李丹山に加えて、野津がいう伊徳欽ではなく金永昌だったというものである。だが、なぜ金永昌ではなく、伊徳欽が常務委員とする見解が示されたのかについて、いまだ明らかになっていない。

もう一つの相違点は写真の後列の外モンゴル、コミンテルンの参加者の身分についてである。Atwood は 3 人をすべて外国人アドバイザーとしたのに対し⁶³、フスレは写真中のボヤンネメフ、オシーロフを内人党の常務委員とした。さらにジョスト盟ハラチン右旗出身の呉子興をも常務委員であったと考え、従来の「定説」に異を唱えて、新たに常務委員 10 人説を提起した⁶⁴。

まず写真後列の 3 人について、検討してゆく。二木博史は、当時の人民政府の内モンゴル革命援助は、人民党の「モンゴル系の諸族と結び、全モンゴル族を統一する」という方針のもとに行われたため、ダムバドルジとボインネメフは内人党の成立に自ら参加したとみなした⁶⁵。また、中央委員会のメンバーについて、氏は「当時の信頼すべき資料【＝外務省外交史料館所蔵の 1926 年の藤野進報告「内蒙古自決運動ニ就キテ」⁶⁶】は、チチンビリクト、アルタ、ワチルの名前を挙げている」と指摘し、図 1 の写真を根拠に「ワチル」とはおそらくオシーロフであろうと判断した。また藤野報告では、外モンゴルの出身であるとされたチチンビリクト、アルタの二人の身分の確定を行った。氏はチチンビリクトがボインネメフのペンネームであることを指摘し、「ボインネメフが内モンゴル人民革命党中央委の執行委員に選ばれ、雑誌の発行に従事していたことは今日の外モンゴルでもよく知られている」ことに触れた。そして、「断定はできないけれども」アルタを人民党の機関紙の編集長を務めたバヤニー・ナムスライ通称アルタン・ナムスライの可能性が高いとした。外モンゴル出身者 2 名が執行委員に選ばれたことは、「ダムバドルジ政権は内モンゴル人民革命党をイデオロギー面で強化しようとした」ことを意味すると主張した⁶⁷。

しかし、問題なのは、藤野進報告そのものの信憑性はどの程度なのかという問題である。藤野進がふれたチチンビリクト、アルタ 2 名についての情報とは、「内蒙国民党本部（張家口）ヨリハ Dotoyadu Mongyol-un arad-un sedkül（漢訳『内蒙国民旬刊』）ト称スル蒙古

⁶² 郝維民前掲「第一、二次国内革命戦争时期的内蒙古人民革命党」、584 頁。

⁶³ Volume One, p490.

⁶⁴ ボルジギン・フスレ前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策（1945～49 年）』、36～40 頁。因みにフスレは、呉子興を「呉子徴」と誤記している。

⁶⁵ 二木博史前掲「ダムバドルジ政権の内モンゴル援助」、371、375～377 頁。

⁶⁶ 藤野進「内蒙古自決運動ニ就キテ」（芳澤謙吉「内蒙古自決運動ニ関スル調査提出ノ件」1926 年 6 月 8 日、『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一巻、外務省外交史料館所蔵、レファレンスコード：B02031779100）。

⁶⁷ 二木博史前掲「ダムバドルジ政権の内モンゴル援助」、371～372 頁。

文旬刊雑誌ヲ発行ス菊版約六十頁ナリ該党ノ宣伝ヲ主トシ併セテ支那政局ノ大要ヲ掲ク、「主筆チチンビリクト編輯印刷アルタ、共ニ内蒙国民党委員ナリ、親ソビエツト排外ノ記事多ク毎号数葉ノ漫画ヲ添ヘ排外ヲ宣伝シ蒙古人ノ覚悟ヲ促シツツアリ」とし、チチンビリクトを外モンゴル出身とした⁶⁸。

藤野報告はモンゴル語、漢語の一次史料を添えている。しかし、彼の自筆の報告は、当時 30 歳初頭の白雲梯を 52 歳とし、ボヤンネメフを「急進思想ヲ有スルモ支那官憲ト内通セリトテ外蒙ヲ逐ハレ」たとした。ボヤンネメフが「外蒙ヲ逐ハレ」たのは、先述したように、コミンテルンの指導をめぐって起こった人民党内部の対立のためであり、「支那官憲ト内通」したからではない。「蒙古語研究」をし、「平素蒙古人ニ接シ蒙古事情ヲ研究シツツアル」藤野進は留学生としてモンゴル人と接触したと思われるが、実際に内人党员との交流があったとは到底考えられない。一次史料を手にいれたフスレは、アルタは呉子興であることを明らかにしている⁶⁹。

したがって、後ろの 3 人については、現在、もっとも確かな見解は、3 人のなかのボヤンネメフは内人党に参加し、内人党のプロパカンダを担当していたことである。

次に常務委員としての伊徳欽と金永昌をめぐる問題について、寺島英明は、中央委員会の顔ぶれは、「右派の白雲梯が委員長、左派の富明泰が副委員長、同じく左派の郭道甫が書記長に就任し、外モンゴル出身のチチン・ビリクト【ボヤンネメフ】、アルタ【呉子興】、内モンゴルの金永昌、李丹山、包悦卿、楽景涛、伊徳欽の 7 人が委員となった。内モンゴルの 5 人の委員は右派である。左派と右派の均衡がとれていることが明確であるが、外モンゴル出身者が中央委員会委員となっていることから、内人党が外モンゴルと結びついてきたことがわかる」とした⁷⁰。氏は同じく藤野報告を参照した上で、外務省外交史料館所蔵の「内蒙国民革命党略史」を利用した。「内蒙国民革命党略史」の記述は野津彰の記述と一致している⁷¹。

つまり、藤野報告と図 1 の写真は金永昌を常務委員とする考えを示したのに対し、1931 年以後の日本側の資料は「中央委員会 21 人、伊徳欽を含む 7 人の常務委員」の観点で統一されている。それは 1930 年代の日本側の内モンゴル情勢観に大きな影響を与えた 1931 年の極秘文書「内蒙国民革命党略史」に常務委員として伊徳欽の名はあるが、金永昌は出てこないためであった。

そのことの要因としてひとつ考えられることは、同略史の著者である「一内蒙国民革命党员」とは金永昌本人（あるいはその意を受けた人）だということである。筆者はその可能性は高いと考えている。金永昌と伊徳欽は、グンサンノルブが 1906 年、最初に日本に留

⁶⁸ 藤野進前掲「内蒙古自決運動ニ就キテ」。

⁶⁹ 注 64 と同じ。

⁷⁰ 寺島英明前掲「近代内モンゴル民族運動」、369～370 頁。

⁷¹ 一内蒙国民革命党员「内蒙国民革命党略史」（極秘）、1931 年 4 月 11 日（「内蒙国民革命党略史送付ニ関スル件」1931 年 4 月 27 日、『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一巻、外務省外交史料館所蔵、レファレンスコード：B02031780000「6. 昭和六年」）。

学させた学生であり、二人は後にともに東京農科大学（現東京大学農学部）に進学した⁷²。

金永昌が1926年7月4日に「突然」日本の張家口にあった領事館を訪れ、領事山崎誠一郎に面会した機密情報が、外務省外交史料館に所蔵されている。彼の目的は日本に留学生を送ることを相談することであったが、一方内人党の内部情報を日本外交官に漏らしていた⁷³。そしてよく知られているように、彼は1933～1936年の間は関東軍の顧問、高級通訳としてその内モンゴル工作に参加し、モンゴル人と日本との接近を働きかけていた。

伊徳欽は1932年4月7日～12日に開催された国難会議⁷⁴にモンゴル人代表として参加し、内モンゴル西部を日本の侵略から守ることを要求していた⁷⁵。この点からみれば、日本の内モンゴル東部での活動が既に頻繁になっていた1931年4月11日に日本側と接近していたとは考えにくい。白雲梯、李丹山、包悦卿、樂景濤は元々日本語教育を受けた経歴がなく、伊徳欽と同じく日本への批判を強めていた。富明泰は、1931年頃コミンテルンによってソ連の東方勤労者共産大学に送られ勉強していた。張学良の幕僚（詳しくは第四章で言及する）となった郭道甫は「フルンボイルの国際関係をみれば、北からはスラブ民族の侵略政策があり、東方からは又日本帝国の野心・陰謀がある。みなバルガ【フルンボイルのモンゴル人の自称】民族を俎上の肉、釜の中の魚と見ている」と反日の言論を発していた⁷⁶。それゆえ日本との接近をはかる金永昌は、自らが内人党の指導部であったことを意図的に隠したのであろう。

以上の点を踏まえて、今日の学界の到達点ともいうべき Atwood とフスレの研究について、改めて触れておく。Atwood はモンゴル国、アメリカの文書館の史料、とくにモンゴル国の一次史料を中心とし、さらに内モンゴルの文史史料を慎重に使い、学術的な価値の高い研究を進めた。筆者も、氏が発掘した史実の多くを参考にした。ただし、氏自身も認めているように中央委員会に関しては、研究が十分ではなく、不明なところが多い。それはおそらく、日本や台湾での史料をほとんど使っていないことによるのであろう。

とはいえ Atwood は1925年10月の時点では、金永昌、富明泰、郭道甫、白雲梯、樂景濤、包悦卿、李丹山の7人が中央執行委員となり、ダムバドルジ、ボヤンネムフ、オシーロフは同党の組成に携わった外国人アドバイザーであるとした。そして氏は1925年11月に組織部の担当者が富明泰から呉子興へ、1926年夏に宣伝部の担当者が金永昌から額爾根巴図に替わり、1927年4月に郭道甫にかわって伊徳欽が中央委員会の秘書になったとした。そして1926年8月～12月に外モンゴルからナスンバトが人民党代表として外国人アドバイザー

⁷² 小軍「從喀啦沁旗学校建設看二十世紀初期内蒙古東部地域教育」（『蒙藏現況双月報』第17卷第4期、2009年）。

⁷³ 山崎誠一郎「喀啦沁旗人金永昌ノ談話ニ関スル件」1926年7月6日（『満蒙政況関係雜纂／内蒙古関係』第一巻、外務省外交史料館所蔵、レファレンスコード：B02031779200「1. 大正十五年／4 大正15年7月6日から大正15年12月19日」）。

⁷⁴ 国難会議は満州国の成立、第一次上海事変を背景に、日本の侵略という国難を救うための方策を探ることを目標とした。国難会議秘書処『国難会議記録』（文海出版社、1984年）。

⁷⁵ 彼は4月7の予備会議より最後の第六次会議まで全部参加した。

⁷⁶ 郭道甫前掲『呼倫貝爾問題』、24頁。

ザーの役を担ったとした。詳しくは、以下の表 2 とおりである⁷⁷。

表 2 Atwood による 1925～27 年の内人党第一期中央執行委員会のメンバー

姓名	出身地	活動時期及び特別責務
白雲梯	ジョスト盟ハラチン中旗	委員長
郭道甫	フルンボイル	秘書
富明泰	フルンボイル	組織部
金永昌	ジョスト盟ハラチン右旗	宣伝部
楽景涛	ジョーオダ盟ヘシクテン旗	軍事協議会(Military Council) ?
包悦卿	ジレム盟ホルチン左翼後旗	
李丹山	ジョスト盟ハラチン右旗	
呉子興	ジョスト盟ハラチン右旗	1925 年 11 月新選出 1926 年 3 月殺される 組織部
額爾根巴図	フルンボイル	1926 年夏新選出 宣伝部
伊徳欽	ジョスト盟ハラチン中旗	1927 年 4 月 秘書

外国人アドバイザー(Foreign Advisers)

ダムバドルジ	モンゴル人民革命党	第一回大会時のアドバイザー
ボヤンネムフ	モンゴル人民革命党	プロパガンディスト 1925 年 10 月～1926 年春
オシーロフ	ブリヤート・モンゴル・ソビエト社会主義自治共和国（ソ連）	コミンテルン代表 1925 年 10 月～1927 年 5 月
ナスンバト	モンゴル人民革命党	モンゴル人民革命党代表 1926 年 8 月～12 月

富明泰については、Atwood は 1925 年 11 月から 1926 年 8 月の間、武器の調達や軍事的な連絡・交渉のためウランバートルと内モンゴルを往復し、またレーニングラード（現サクトペテルブルク）を訪問していたと論考した。換言すれば、富明泰は人民党そしてコミンテルンにおける内人党の代表といってよかろう。呉子興は富明泰のかわりに組織部を

⁷⁷ Volume One, p490.

暫時に担当し、またボヤンネムフと一緒に the agony of Inner Mongolia⁷⁸というパンフレットを著し、1926 年 3 月に党の資金を張家口からヘシクテン旗に運送する途中でおそらく匪賊に殺されたとした。

金永昌は 1925 年 11 月 12 月頃に荊棚で創設された蒙古軍官学校の責任者で、1926 年 8 月からは富明泰の下にウランバートルでの内人党代表の相談役を担い、同年 12 月に人民党の第五次大会に参加したとされている。なお蒙古軍官学校は樂景濤が創設し、同時に彼は蒙旗民兵訓練処を設置している。

ボヤンネムフは 1925 年 11 月から『内蒙国民旬刊』において歌、リーフレット、記事・論説を作成・登載し、内人党の宣伝に従事したが、翌年春頃に外モンゴルに帰還しブリヤートにプロパガンディストそして党組織者として派遣されたとした。

駐北京ソ連領事館に働いていたオシーロフは 1925 年 3 月にコミンテルンのエージェントとして内人党の組織に携わり、その創立者の一人であり、1925 年 10 月より 1927 年 5 月までコミンテルン代表として内人党の事務に加わり、1927 年春頃に短期的に帰国していたが、同年 5 月にコミンテルン極東書記局の対外モンゴル政策に関する会議に参加し、同年 7 月におそらく病気のため内人党の責務からはずされたとした⁷⁹。

他方、フスレは図 1 の写真と藤野報告、そして中央委員会が 1925 年「陽暦 12 月 20 日」に出した公告（内モンゴル自治区で 1986 年に公刊された史料に含まれていたもの）を根拠に、先述した 10 人説を提出した。そしてボヤンネムフ、オシーロフの「2 名の外国人の幹部会員の存在が、コミンテルンとモンゴル人民共和国の内モンゴル革命に対する指導的地位を象徴しているといえるならば、出身からみれば、フルンボイル人、内モンゴル人とブリヤート・モンゴル人、ハルハ・モンゴル【外モンゴル人】人により構成された内モンゴル人民革命党の指導部の存在は、同党のパンモンゴリズムの性格をあらわしていたとみることができるだろう」⁸⁰とした。

しかし、先述したように 1926 年 6 月までの内人党に関する情報源はほとんど内人党の刊行物であり、フスレが使用した同公告もおそらくそのなかの一つであろう。だが Atwood の論考が示したようにちょうどこの時期に中央委員会内部では人員の異動があり、こうした内部事情の詳細を公的な刊行物だけから知ることができるとは考えられない。また、図 1 と同日に撮られた図 2 の写真の第 4 列左から 1 番目は呉子興である。もし、10 月 13 日の成立大会時点で、呉子興が中央委員会の常務委員であったとすれば、彼が図 1 の写真に写っていないことに説明がつかない。

⁷⁸ 同パンフレットを使用したボルジギン・フスレによれば、そのモンゴル文名称は Dotoyadu Mongyol-un Jobalang-tu Baidal（内モンゴルの苦難状況）である。ボルジギン・フスレ前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策（1945～49 年）』、316 頁。

⁷⁹ Volume One, p490, Volume Two, pp1009-1037. ボルジギン・フスレによれば、1924 年秋をむかえるまえ、オシーロフはすでに内モンゴルの活動家と一緒に、オルドス地域をまわっていた。ボルジギン・フスレ前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策（1945～49 年）』、34 頁。

⁸⁰ ボルジギン・フスレ前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策（1945～49 年）』、40 頁。



図4 内人党成立大会に参加した代表⁸¹

1988年に公刊された「白雲梯先生事略」は、白の死後に、彼の経歴をまとめたものである。Atwoodは内人党委員長である白雲梯の活動に当然ながらかなりの関心を寄せ検討したが、彼が参考した台湾の1970年代以前の文書記録は、「白雲梯は党の正式成立を【孫文が死去した】1925年3月だと訴え、内人党の国民党との関係を孫文の遺教に即したものと強調」し、信憑性が低いと判断していた⁸²。しかし「白雲梯先生事略」は「国民党との密接な関係」を主張する傾向も依然として見られるが、これまでの文書記録に含まれてない重要な情報も提示している。「白雲梯先生事略」の中央委員会に関する記述は次のようなものである。

民国14年3月1日、内蒙古国民党【内人党】第1回大会が張家口において開催され125名の代表が出席した。当時、国父【孫文】は病んでおり、李烈鈞、徐謙などを中国

⁸¹ *Volume One*. 前列左から2番目は李丹山、第2列左から2番目ボヤンネメフ、3番目は金永昌、第3列3番目は富明泰、4番目はオシーロフ、5番目は郭道甫、6番目は白雲梯、7番目はダムバドルジ、9番目は楽景涛、第4列左から1番目は呉子興、5番目は包悦卿である。写真を詳細に観察すればわかるように、図1の写真と同じ場所で撮られたものであり、そして人物の服装、髪型なども同じであり、明らかに同日に撮られたものである。

⁸² Christopher P. Atwood, "Inner Mongolian Nationalism in the 1920s: A Survey of Documentary Information", *Twentieth-Century China*, 25.2, 2000.

国民党代表として派遣した。外モンゴルからの参加者は丹巴多爾濟【ダムバドルジ】、阿木爾【アムル】、根敦【ゲンデン】、那遜巴圖【ナスンバト】、博彦諾穆祜【ボヤンネメフ】など 5 人である……内蒙古国民党の組織は、中央部会と地方部会に分けられ。中央部会には中央執行委員 21 席を設け、その中 7 人を常務委員、1 人を委員長とする……第 1 回大会は中央執行委員白雲梯、郭道甫、包悦卿、樂景濤、金勳青【金永昌の別は金勳卿、勳は勛の異体字、青は「卿」と同音で誤記だと思われる】、李丹山、福明泰【富明泰】、王徳尼瑪【旺丹尼瑪】、蒙和烏勒吉【席尼喇嘛の側近】、包楞布、沙克達爾【シャグダルジャブ】、達崇阿、博彦諾穆都祜【ボヤンネメフの誤記】、伊徳欽、吳冠卿【吳恩和】、吳子興、阿拉林格根、新喇嘛【席尼喇嘛】、卓徳巴札布、吉雅泰、額爾根巴図等 21 人を選出し、先生【白雲梯】および郭道甫、包悦卿、樂景濤、李丹山、金勳青、福明泰を常務委員とし、先生を委員長に選出した⁸³。

「白雲梯先生事略」と Atwood の論考を整理すれば、まず常務委員は伊徳欽なのか金永昌なのかという問題についていえば、1925 年 10 月 13 日の時点では白雲梯、郭道甫、包悦卿、樂景濤、金永昌、李丹山、富明泰の 7 人が中央委員会の常務委員に選出されたということになる。また、吳子興、伊徳欽、額爾根巴図が後に常務委員の責務をはたすようになる前提は、3 人が成立大会より中央委員会に属していたことであつた。

また図 1 の後列の 3 人について、「白雲梯先生事略」とフスレの論考を整理すれば、成立大会では人民党からダムバドルジ、ボヤンネメフが参加したが、ボヤンネメフだけが中央委員会に選出された。オシーロフはコミンテルンから派遣され内人党の樹立、指導に携わった人物であるが、中央委員会のメンバーではない。

「白雲梯先生事略」の 21 人の中央委員会の顔ぶれを見れば、人民党と頻繁に連絡した郭道甫、白雲梯らだけでなく、シャグダルジャブ、樂景濤、伊徳欽など王公出身者やチャハル部の総官である卓徳巴札布や吳恩和、李丹山など王公の活動に同調していた人物も含んでいた。つまり、内人党の正式成立の時点では、善後会議時の王公の活動との関わりがまだ存在していたといつてよかろう。1925 年 10 月 13 日に成立した内人党は、漢人地方勢力に反対することで共通認識をもつ「内モンゴル」各階層の人物を含み、民族主義的な性質を持っていたのである。

一方、彼らが訪れたときの人民党は、ソ連・コミンテルンの統制が厳しく強化されていた。人民党の内部では、ソ連・コミンテルンとの関係なども一因として、ボヤンネメフと

⁸³ 「白雲梯先生事略」（国史館編印『国史館現蔵民国人物伝記史料彙編』、1988 年）、128～130 頁。モンゴル人名を漢訳する際に、中国と台湾では異なる文字を使う場合がある。情報確認に以下の文献を参考した。郝維民前掲「第一、二次国内革命戦争时期的内蒙古人民革命党」、599～604 頁、二木博史「ダムバドルジ政権の敗北」（『東京外国語大学論集』第 42 号、1991 年）、生駒雅則前掲『モンゴル民族の近現代史』、44 頁、札奇斯欽前掲『羅布桑珠爾伝略』、85、120～121 頁、張建軍前掲『清末民初蒙古議員及其活動研究』、439～450 頁、朝魯孟前掲「1925—1931 年間内蒙古人民革命党歴史探述」、29～35 頁。

リンチノの対立が生じていた。人民党の支援を求めた彼らに対し、ソ連・コミンテルンは1924年11月3日に、次のように主張していた。

【人民党内の】汎モンゴル主義者たちの地位を弱め、この活動【内モンゴル革命家と内人党の連絡】を健全化【共産主義の論調にあう】して組織的な方向へと向け、最終的には、この活動を直接に指導する可能性を我々【ソ連・コミンテルン】に与えてくれるであろう……我々はモンゴル【外モンゴルそして内モンゴル、フルンボイル】の党活動において、党の活動の観察と修正の立場に止まってはならない。現在、組織的で創造的な活動が必要である⁸⁴。

つまり、ソ連・コミンテルンは人民党に対するさらなる統制とモンゴル革命家への直接指導を同時に考えていた。それゆえ、リンチノ、ダムバドルジらによって追放されたボヤンネメフを、後にオシーロフを「内モンゴル」に派遣したのである。そしてこの二人がのちに内人党を指導することとなる。

ダムバドルジはナスンバト、アモル、ゲンデンといったダムバドルジ政権の重要な官僚を率いて張家口を訪れたが、すぐに外モンゴルに戻ったのも、ボヤンネメフ、オシーロフに排斥されたからであろう。しかし、先行研究が指摘したように、ダムバドルジ政権の内人党への援助は絶えず行われてきた。そしてダムバドルジ政権の外交政策は、「ソ連一辺倒」でなく「開放」政策をとっており、「日本への留学生派遣さえ計画されたが、ロシア人の猜疑心のため実現しなかった」⁸⁵。つまり、ソ連・コミンテルンとの緊張関係は維持されていた。

こうしたコミンテルン、そして人民党内部の緊張関係のもと、内人党は成立大会を開催した。同大会では、『内モンゴル人民革命党第1回大会から全体民衆への宣言書』（以下、『宣言』）を公布した。『宣言』では、「内モンゴル人民は残虐な軍閥や富商の搾取を受け、彼らは自分を内モンゴルの主人と見ている。内モンゴルの王公貴族は属民を彼らの搾取から守ることがないだけでなく、属民を裏切っている」と「外部」における軍閥と「内部」における王公両方の支配を打倒するよう呼びかけて、党の当面の課題として、政治的な面では「内部における暴虐者【即ち王公】の盟旗における行政権を終わらせること、盟旗の内政を人民に渡し民主的選挙を行うこと、内モンゴル人民大会を開催すること」、財政的な面では「内部における暴虐者が領有する土地はすべて民選機関の管理に移行させること、内蒙古の土地利益を民選機構により保護し、蒙古地方に現行する一切の虐政を排除すること、漢商や外国商人に対する一切の債務を蒙旗人民に転化する王公の行為を停止させること」を当面の課題とした⁸⁶。

⁸⁴ 青木雅浩前掲『モンゴル近現代史研究 1921～1924年』、354頁。

⁸⁵ 生駒雅則前掲『モンゴル民族の近現代史』、45頁。

⁸⁶ 『内モンゴル人民革命党第1回大会から全体民衆への宣言書』（原文はモンゴル文）、前掲

しかし、翌年 1 月 13 日に開催された「内モンゴル各盟旗各団体代表大会」は、『致内蒙王公書』（漢文）を公表した。同公書では「内モンゴル王公に対し、和平的な態度を採り、立憲の方法を以て、各旗政務の折衷・革新を謀る」と王公に呼びかけたのである⁸⁷。白雲梯は第 1 回大会時、すでに「王公と連合して王公に反対する」意見、換言すればすべての王公に対し打倒を掲げるのではなく、民主改革に賛同的である王公とは友好関係を築くべきであると主張した。しかし、ソ連・コミンテルンそして多くの党員の反対により却下された⁸⁸。札奇斯欽の証言によれば「ダムバドルジは外部の敵【つまり周辺省県の軍閥】を排除したあと、内部【つまり王公と人民】の矛盾を解決するよう白雲梯らに建議していた」⁸⁹。内人党のこうした態度の逆転はダムバドルジの思惑があったのではないかと筆者は考える。

つまり、『蒙古自決運動』で提出した民主の導入と自治の獲得という課題に対し、具体的活動として『宣言』と『致内蒙王公書』二つの答えが出されたのである。『宣言』の主張はソ連・コミンテルンの方針からのものであり、もう一つの『致内蒙王公書』は、ダムバドルジがモンゴル革命での王公との協力関係を内人党側に伝えた後の方針であった。

この二つの答えから、人民党とソ連・コミンテルンの緊張関係、さらに人民党内部の対立が内人党まで蔓延し、その方針を左右していたことが伺える。しかし、『致内蒙王公書』の示す和平的な方針は到底実践に移せなかった。その背景にはそれを促していたダムバドルジが 1926 年 1 月からリンチノと同様に内人党支援をめぐってコミンテルンと対立を繰り返し、1928 年頃「右派」として批判され失脚したことがあるだろう⁹⁰。

内人党は『宣言』の方針のもと活動を展開し、コミンテルンの絶対的指導を受け、その軍隊はモンゴル人が反対してきた蒙地への移民・開墾を積極的に促した馮玉祥と連携して、張作霖に対抗する戦争に加わった。連合活動に関し、馮玉祥からは「一、各蒙古王族の権利と特権を廃止し、全然其維持と保護を拒絶すること。二、内蒙古の自治は内蒙古各種階級の政權参与を以て基礎となすこと」との約束をもらったが、馮玉祥はこれを公開することを避けていた⁹¹。また旺丹尼瑪を軍の総司令に任命に、席尼喇嘛は第 12 団団長になり、章文軒もこの時期に内人党に参加した。

ちなみに章文軒は 1923 年頃からイケジョー盟オトグ旗でドグイロン運動を指導していたが運動を展開するのに必要な武器が足りず、彼らは外部からの援助を求めている。その供給先は、この旺丹尼瑪や席尼喇嘛が参加した人民の權益を掲げる内人党であり、彼も黨員になったのである⁹²。またオルドス派の指導者の多くはラマ出身者であり、内人党も宗教的には寛大な政策をとった。こうして軍隊の指導権は戦闘経験があるドグイロン指導者に掌握

藤野報告「内蒙古自決運動ニ就キテ」に収録された。

⁸⁷ 『致内蒙王公書』、藤野前掲「内蒙古自決運動ニ就キテ」に収録。

⁸⁸ 郝維民前掲「第一、二次国内革命戦争时期的内蒙古人民革命党」、591 頁。

⁸⁹ 札奇斯欽前掲『我所知道的德王和当时的内蒙古』1、23 頁。

⁹⁰ 生駒前掲『モンゴル民族の近現代史』、43～44 頁。

⁹¹ 支那実情調査会訳編『露国の対支赤化運動実相』（支那実情調査会、1927 年）、62～64 頁。

⁹² 劉映元「章文軒統治鄂托克旗二十年」（中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史資料研究委員会編『内蒙古文史資料』第 14 輯、内蒙古文史書店、1984 年）、168～169 頁。

されてゆき、その活動の基盤も馮玉祥の敗北によりオルドスへ移動した。したがって民衆の基盤もドグイロン指導者の影響下に移った。そしてオルドス派の参加の目的は、ほとんど地元でのドグイロン運動の展開の出口を探すことであり、そのためにも彼らはイケジョー盟各旗において王公を打倒することを強調した。こうした人民の要求は、ソ連・コミンテルンの方針に合致するものであったことはいうまでもない。

たとえば、1926年11月8日、内人党は国民党にあてた手紙で、「オルドス派の活動によって激化したイケジョー盟王公との対立を解決するため、各王公と暫時的に合作を図った。しかし、王公、高級ラマ【上層ラマ】と保守的分子は抵抗し、民衆は無関心であった」とした⁹³。これは白雲梯が発信したものであろう。彼は当初は国民党から独立した政党を設立する考えで活動した。だが、内人党が成立した後はむしろ国民党との関わりを強化していた⁹⁴。1927年1月に、コミンテルンは「①内モンゴルの革命運動は国民党と中共が指導する中国国民革命の一部である。②内モンゴルの活動は外モンゴルの指導下ではなく、コミンテルンの監督下にある。③内人党の活動は反封建の宣伝下に行い、【内人党がめざす】自治内モンゴルは革命中国の連邦共和体制の一部とする」と主張していた⁹⁵。

つまり、外モンゴルそしてその背後にあるソ連・コミンテルンと「内モンゴル」各革命グループとの接触は、ソ連・コミンテルンの掲げる「世界革命」の一部として、彼らが人民党の「パンモンゴリズムの民主革命」へ合流することを意味した。しかし、「内モンゴル」で政党を成立する過程のなかで、北京政府に批判的である王公との連携も視野にいれた。前章で指摘したように、王公は「盟旗統一活動」の重要性を訴えていた。その下で、内人党が成立した時点でもっていた民族主義的な要素が形成されたといえよう。

ソ連・コミンテルンの外モンゴル内政への干渉が徐々に強化され、パンモンゴリズムの要素が押さえ込まれる過程で、人民党内部ではリンチノ、ダムバドルジらとボヤンネメフらの間に対立が生じた。そしてその対立は内人党まで及んだ。これは民主革命では解決できない、漢人からの統合圧力に反対する従来の内モンゴル民族主義運動の課題を王公に反対する人民中心の民主革命に託すことであり、「内モンゴル」の実情と大きくかけ離れた。また、内人党の反軍閥活動も失敗し、「内モンゴル」で実践されたのは結局、王公打倒であった。つまり、ボヤンネメフ、オシーロフの内人党参加は、フスレのいうように「パンモンゴリズム」の性格を示すというよりも、民族主義的な性質を持っていた内人党の活動を民主運動に転換させたのである。

中国での研究は内人党の活動の実践部分に注目したが、この実践はコミンテルンが人民

⁹³ 「内蒙 K. M. T 致中国 K. M. T 中央信」1926年11月8日（中共中央統戦部編『民族問題文献匯編（1921年1月～49年9月）』、中共中央党校出版社、1991年）、51頁。

⁹⁴ 彼は蒋介石が「四・一二」政変を起こし国民党内の中共党员を大量に排除する直前の1927年4月2日頃までは国民党の中央委員であった。崔之清主編『国民党結構史論（1905～1949）』上冊（中華書局、2013年）、284頁。

⁹⁵ С.Г. Лузянин, *Россия - Монголия - Китай в первой половине XX в. : политические взаимоотношения в 1911-1946 гг.*, Москва : Институт Дальнего Востока РАН , 2000, pp135-136.

党そして内人党の民族主義的な立場を批判し、王公との協力の方針を否定したことによって形成されたことについては触れていない。日本や欧米の研究は、内人党の民族主義的な部分を強調し、その民主に対するつよい思い込みについて十分検討していない。

1927年4月12日、蒋介石はソ連・コミンテルンの支援下で促していた中共党員の国民党入籍に反対した。その武力弾圧によって大量の中共党員は殺害された。中国における国共合作の破綻を背景に、国民党に裏切られたコミンテルンの内人党に対する規制がさらに強まった。その結果、白雲梯ら元指導部（以下、元内人党人とする）のほとんどが右派として批判され、ダムバドルジの援助のもと内人党から離脱し国民党に「復帰」した。暫く残っていたフルンボイル派も後に内人党から離脱しフルンボイル青年党を復活させた。

以上、二節に分けて、内人党の活動を検討した。本章の結論は以下のとおりである。

1920年代の内人党は理想の面では「モンゴル民族の民主革命」といったすべてのモンゴル人の統合と民主化を図り、ソ連・コミンテルンにパンモンゴリズムと批判された人民党の影響を受けた。しかし、内人党の活動は、実は民主のみを重視するものであった。

だが、内人党は王公を中心に形成している「内モンゴル」としての盟旗統一行動と接触した。またソ連・コミンテルンも一部人民党指導者の「パンモンゴリズム」を打破するため、こうした「内モンゴル」観を重視した。そのため、内人党は「内モンゴル」における民主革命を目標としたのである。

1928年、国民党が指導権を握る新しい中央政府として国民政府が登場した。国民党に「復帰」した白雲梯らにとっては有利な展開であった。また、本章で検討した内人党の活動を第一章の考察と結び付けば、1925年以来、王公と内人党が対立関係になっていくが、「内モンゴル」という共通意識を持つようになり、近代意義での内モンゴルが初めて登場したといえよう。しかし、内人党の活動によって激化してしまった彼らと王公、上層ラマ勢力など他の民族主義者との対立をどう受け止めるかは、元内人党人だけでなく、王公にとっても重要な課題となった。その課題に答えようとしたのが、呉鶴齡の請願運動である。

第三章 吳鶴齡の請願運動

第1節 吳鶴齡の請願運動のはじまり

前章でふれたように、王公と内人党の衝突、そして奉系軍閥・馮玉祥や閻錫山の内モンゴルでの移民開墾を強行する状況は1928年頃まで続く。こうした状況に変化をもたらすことを期待されたのが国民党である。しかし、国民党は1927年、共産党との協力関係を断絶することにより、ソ連・コミンテルンからの援助を失った。その替わりとなったのは、内モンゴルへの移民と開墾を推行していた馮玉祥や閻錫山ら、各自の利益を求めて北京政府打倒に合流した地方軍閥であった。そして1928年12月29日、国民党は張作霖の息子である張学良の「易幟」のもと、ほぼ全国を統一した。国民政府の対内モンゴル政策は、国民党の革命に協力した各勢力の利益を配慮するものとなり、内モンゴル開墾を進める馮玉祥らだけでなく、元内人党人の意見をも取り入れることになり、複雑な様相を示すこととなった。

そして国民党は党治に抵触する北京政府の法令を一律廃止することを決め、「蒙古待遇条件」も同じく効力を失った。前章でふれたように元内人党人は「蒙古待遇条件」にはもともと批判的な立場であり、また国民政府が蒙蔵院を撤廃し、蒙蔵委員会を成立したのも彼らの主張を受け入れたからであろう。1928年2月23日、国民政府は新たに修正した政府組織法を公布し、「国民政府内は内政部、外交部……蒙蔵委員会、僑務委員会を設置する」と規定し¹、3月21日、蒙蔵委員会組織法を決議した。国民軍が北京を占領した後の6月15日に張継、白雲梯、李丹山、ロサンナンジジャ（チベット人）ら8人をその委員にし、18日に張継、白雲梯、劉僕忱を常務委員に任命した。そして7月、白雲梯は李丹山と于蘭澤を派遣し蒙蔵院を接收させた²。元内人党人が国民政府に対し「蒙蔵」を管理する機構を設置することを建議したことは、国民政府の「蒙蔵統合」に有利ではあるが、内モンゴルにとっては別の意味をもった。

民国以来、蒙蔵院の大小官職に就くことで、王公と旗官は「モンゴル代表」として中央政府と意見を異にしながらも、「中央」と盟旗を繋ぐことが可能となっていた。蒙蔵院の接收は、彼らと対立関係にある元内人党人が、革命の理念をともにする国民政府内の正当なモンゴル代表者になり、王公らのモンゴル代表としての身分を奪ったことを意味する。しかし、内モンゴル地域では依然として王公が盟旗の実権者であり、旗官がその補佐であり、つまり王公統治を基礎とする盟旗制度はまだ健在であった。従って、元内人党人と王公・旗官は国民政府のもと、これまでの対立関係の延長線で衝突することは避けられないこと

¹ 中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料彙編』第五輯第一編（江蘇古籍出版社、1991年）、21～22頁。

² 札奇斯欽前掲『我所知道的德王和當時的内蒙古』1、31～32頁。

になった。

こうした周辺軍閥の国民政府支持、さらに内部の衝突が内モンゴル地元での衝突だけでなく、「中央」レベルでの衝突にもなるという情勢の下で、呉鶴齡の請願運動が始まったのである。

1928年6月に、呉鶴齡は汪震東、アユルウグイらと協議し、「南京政府を擁護し、三民主義を奉じることがを声明すると同時にモンゴル自治を要求し、自ら革新を図ること」をグンサンノルブ、ジャガル両盟長に建議し、彼等の支持を得た。そして両盟長は連名で、そのほかの各盟王公に書簡を送り情勢を説明し、速やかに全権代表を派遣しモンゴル民族の進むべき方向を相談することを要請した。そして同月20日、北平在住の代表を中心に第一次代表会議を開き、29日に第二次会議を召集し、「モンゴル代表団組織大綱」を決議した³。

同大綱の第一条では「蒙古各盟旗は国民政府を翼賛し全蒙の民意を表現する為各々代表を推し代表団を組織する……一、ジレム・ジョーオダ・ジョスト・シリングル・ウラーンチャヴ・イケジョー・チャハル・フルンボイル・青海⁴の各盟部は各々代表を1人より7人推するものとする。但しその所属の各旗も又1人或いは2人を推す。二、アラシャ・エジネ・西トメド・イクミンガン【以上の地名の原文は漢字だが、本稿ではカタカナで記す】などの盟部に属していない各旗は各々1人より3人の代表を推す」とした⁵。これは明らかに第一章で述べた善後会議中の徳王らの修正案を想起させる規定であり、王公が率いる盟旗だけでなく、チャハル・フルンボイル・西トメドなど王公の統一行動に合流することが可能な、その他の内モンゴル地域に共同行動を呼びかけている。

そして代表団は同大綱によって組織され、列挙された盟部旗はほぼすべてが代表を派遣し、しかも後に呉鶴齡への反対へ転じた徳王とジレム盟盟長のチメドサンピルも代表を派遣し、代表団に加わった。王公とその幕僚が率いた今度の請願運動は、発足当初、孫文の「建国大綱」を継いで「国内弱小民族の自治自決を支持する」新政権に、モンゴル民族も「五族平等」の立場で加わる意思を表明し、「平和」的な方法で新政権の下に内モンゴル地域の基本権益を守ろうとした、「盟旗統一行動」である。これは第一章でふれたグンサンノルブを初めとする王公が構想していた「盟旗統一行動」の初の実現であろう。

また、1928年9月に代表団は「蒙古地方政治委員会組織大綱」を国民政府に陳情した。同大綱では第1条「蒙古地方政治委員会を蒙古地方最高政治機関となす……蒙古各盟旗を管轄し一切の地方政治の改善並びに国民政府の委任を受け各項の国家の行政事務を処理する」、第2条「本会は国家の法令に抵触せぬ範囲内で地方の単行法規を制定し、各項命令を

³ 呉鶴齡（呉美恵訳）「蒙古代表団：南京政府との交渉」（『日本とモンゴル』第22巻第1号、1987年）、75～76頁。

⁴ 清朝の外藩としては外モンゴル・内モンゴルのほかに新疆モンゴルと青海モンゴルがあり、同じく盟部組織を有していた。新疆のモンゴル人は楊增新・金樹仁らの新疆独占の影響で内モンゴルにおける民族主義運動に合流することは不可能であり、青海のモンゴル人はこの時期、合流の意思を示していたが、まもなく脱落することになる。

⁵ 「蒙古代表団組織大綱」、呉鶴齡前掲「蒙古代表団」、76頁。

發布して本会の名義を以て之を行う」、第5条「本会は毎年一回蒙古代表大会を召集」し「その法規は別に之を定める」、第9条「本会は下記二項の委員を以て組織する。一、重要委員、各盟盟長一人と盟に相当する部落の領袖一人が本人自身報告して出席、別に任命する必要としない。二、選任委員は当分の間十二人とし蒙古代表大会にて選挙……その選挙法は別に之を定める」とし、代表団の要求するモンゴル自治の形式を明白にした⁶。

これは内モンゴルに統一した行政機関を設置し蒙地の政務を任せること、つまりこの「モンゴル自治」の主張は前章でふれた内人党の自治主張を一部反映している。しかし、その自治機関を構成するのは王公である「重要委員」、そして選挙で選ぶ「選任委員」であり（平民代表といってもよかろう）、内人党の掲げる平民政治とは違う。だが、王公そして王公の代表としての呉鶴齡らは「内モンゴル自治」を要求すると同時に、王公の絶対的権利を守る盟旗制度に対して民主的な改革を加えようとする姿勢をとっているのは明らかであり、その進歩性はいうまでもない。これは代表団の国民政府だけでなく、元内人党人に対する、その基本姿勢の表明であった。

同年6月から11月24日まで、代表団は清朝以来の対蒙行政の中心である北平を中心に活動し、国民政府に「モンゴル自治を要求し、改省に反対する」電報を連発し、また南京から北京を訪れる国民政府の要人に直接面会し、その自治要求を訴えた。例えば、同年7月17日、代表団は白崇禧らの歓迎茶会を催し、呉鶴齡はその場で演説を行った。彼は「モンゴルの自治は中央の指導を受ける」との約束の下、「政府が蒙古に自設の地方政府を許可し、更に彼等をして専門に蒙古人の政治を行わせる」ことを願うと代表団の要求を訴えた。

呉鶴齡の発言は国民政府へ配慮した要求であったが、白崇禧がこれは分裂行為であると非常に反対した⁷。白崇禧の反対は国民党内部には「民族自治」に否定的である人物が存在することを示すが、その一方、元内人党人が「王公の打倒」、「盟旗封建制の廃止」を唱えて、国民党側に内モンゴルの実情を理解させていなかったことも意味する。たとえば、蒙蔵委員会の成立典礼で国民党中央党部代表・丁超伍は、元内人党人の立場から「王公制度を打破し、民衆を喚起してモンゴル・チベット【の現状】に関心を寄せさせよう」と発言していたのである⁸。

前章でふれたように、内人党は白雲梯など国民党员を含むが、党組織を国民党と別にする政党であり、そしてコミンテルンの直接指導を受けていたため、国民党側にとっては中共と同じく警戒される存在であった。たとえば、国民党中央が中共との合作を放棄する直前の1927年4月2日の中央監察委員会会議では、国民党の中央委員を①「本党に忠実である分子」、②弾劾する対象である「共産党分子」、そして③「態度が疑わしい分子」に分けた。白雲梯、恩克巴図（彼は内人党の準備段階に加わったが、正式成立後は参加していない）

⁶ 「蒙古地方政治委員会組織大綱」、同上、92～93頁。

⁷ 同上、84～86頁。また、札奇斯欽前掲『我所知道的德王和当時の内蒙古』1、33頁。

⁸ 「時事日誌」、『東方雑誌』第25巻17号、1928年、126頁。

のふたりのモンゴル人中央委員は③に分けられた⁹。

1927年9月に、ウランバートルを脱出し、内モンゴルに戻った白雲梯らは「反共」を宣言し、国民党に「復帰」する意欲を示した。1928年2月に、彼は再び国民党の中央委員に選出された¹⁰。しかし、国民党内部に、一部人物は「内人党は従前、国民党と対立していた」と主張し、彼らの「復帰」に反対する者がいた。反対に対し、白雲梯は、「内人党」として活動したのは、モンゴル平民に「革命」を呼びかけるためであると主張し、「【国民党と意志を同一する】内人党の同志は直接【国民党】中央の指揮を受け、内モンゴル国民党【内人党】を『中国国民党内モンゴル党部』に改め」、「【国民党の】民族主義の精神に依拠し、漢族の支持を得てモンゴル人が自決・自立し、さらに民権主義、民生主義の教訓に依拠し、モンゴル平民が受けている政治上、経済上の圧迫を解除することを目標とする」とした¹¹。つまり、元内人党人はコミンテルンの影響から脱したのである。しかし、復帰先である国民党は民権主義、民生主義を掲げているため、かれらは内人党時代の「王公の打倒」、「盟旗封建制の廃止」を引き続き訴える必要があった。

代表団の北京での交渉が難航していた時、国民政府は周辺省区側の意見を受け入れて、改省構想を強行することになる。同年8月に国民党中央政治会議で決議し、9月5日、国民政府は「熱河・チャハル・綏遠・青海・西康はすべて改省する……五省政府の組織委員を暫定的に五人とし、民財二庁を設置し……ほかは全部省府組織法を参照して事務を進める」ことを決め、17日にこの決議を正式に発表した¹²。清末以来、「モンゴル代表」としての王公の反対により実現されていなかった省の設置は、ついに国民政府によって現実のものとなった。この決定には少なくとも以下の2点の要因があった。

一つは元内人党人らの意見は、馮玉祥・閻錫山などの軍閥ほど重視されておらず、省の設置の決定は馮玉祥・閻錫山らの主導で促されたことである。札奇斯欽の回想によれば、決議通過の経緯を白雲梯にたずねたところ、白雲梯は会議当日の主席は馮玉祥であり、彼には重要会議であることが伝えられていなかったもので出席しなかったと答えた¹³。その答えの真実性はともかく、少なくともこの会議は馮玉祥が主催して、この決議を出したのは間違いないだろう。

もうひとつは、この決議は国民政府の「建設方針」に合致し、国民党の内モンゴルに対する既定政策を反映している。例えば、1928年2月から発足した建設委員会は一年來の工作を翌年3月（当時、呉鶴齡らモンゴル代表団の請願はまだ続いていた）に報告した。この報告では、同会が計画・実践している諸建設事業を述べている。このなかで直接内モン

⁹ 崔之清ら前掲『国民党結構史論（1905～1949）』上冊、284頁。

¹⁰ 白拉都格其ら前掲『蒙古民族通史』第5巻（上）、327～328頁。

¹¹ 「白雲梯対内蒙議論之声弁」（一）、『南洋商報』、1928年5月2日、「白雲梯対内蒙議論之声弁」（二）、同前、1928年5月3日。

¹² 熊耀文編、呉鶴齡・張默涛審校『總理對於蒙藏之遺訓及中央對於蒙藏之法令』（蒙藏委員会、1934年）、275～276頁。

¹³ 札奇斯欽前掲『我所知道的德王和當時的内蒙古』1、34頁。呉鶴齡の回想によれば、彼は出席したはずである。呉鶴齡前掲「蒙古代表団」、98頁。

ゴル地域に関連するのは、「裁兵実荒計画」と「開闢滿蒙新蔵計画」であり¹⁴、その内容は第一章でのべた善後会議中の「裁兵屯墾」政策とはほぼ同じであった。

代表団は北平での活動に限界を感じ、南京へ代表を派遣し、国民政府と直接交渉に臨むことになる。1928年11月、代表団は呉鶴齡・胡里雅奇・戴清廉・弼理格図・吉爾格朗・拉希色楞・色爾古朗・仁欽拉克巴・鐘鼐・巴図那遜（後2人は徳王の代表）の10人を互選し南京に派遣して、その他の代表は北京に残り後方支援を担当することとなった¹⁵。代表団にとっての阻力は政府の方針、そして馮玉祥・閻錫山らと元内人党人からの攻撃であった。

白雲梯、恩克巴図らは、「モンゴル代表団は王公とその走狗の少数人の投機活動であり、呉鶴齡は陰謀を企んでいる」と攻撃し、国民政府に招待を停止すべきと主張した¹⁶。白雲梯らの攻撃に対し、一部代表とくに内人党の主要な活動地域であったイケジョー盟代表仁欽拉克巴は当時内人党の活動は「赤化運動」であると反発した¹⁷。その結果、白雲梯らの国民政府でのモンゴル代表としての資格が疑われたが、代表団側も従来の主張を次のように調整せざるを得なくなり、徳王・チメドサンピルら王公からの反対を招致し、双方とも損害を受けることになった。

すなわち代表団の本来の計画は「蒙地に新設される各省の成立を阻止すると共に、各盟旗の上に一つの自治機構を設け、自ら一步一步と盟旗の旧制を改革し、自治を実行すること」であったが、「先ず盟旗を保全する方法を講じ、基礎を固めた後に蒙古全体の自治を求める……一挙に盟旗を統一出来ぬとすれば、中央及び関係各省の範囲内に入ることも出来ないので、別に統合の方法を考えなくてはならない」と変更した。この変更のポイントは、「盟旗は封建制度であるので何時の場合にも反対者の口実とするところとなっていた」からである¹⁸。

つまり、盟旗制度が白雲梯らに民主の精神に合わない「封建」だと批判されたことに対し、代表団は王公も承認していた本来の計画を変えて、「盟旗の民主改革」をアピールすることで国民政府との交渉を有利に進めようとした。そして1929年1月、国民政府は代表団の一部意見を受け入れ、「蒙蔵委員会に蒙事弁事処、蔵事弁事処を分別設置する、北平に弁事処を設置することを許可する……盟旗の自治に関する事項は蒙蔵委員会と当該省政府とが共同で決定する……熱河・察哈爾・綏遠・青海各省省委員会はそれぞれ三人のモンゴル人委員を任命する」¹⁹と決議した。

¹⁴ 「建設委員会工作報告書」、羅家倫主編・中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会編『革命文献』第26輯（中正書局、1963年）、80～81頁。

¹⁵ 呉鶴齡前掲「蒙古代表団」、96頁。

¹⁶ 張紹庭「呉鶴齡和蒙古各盟旗代表連合駐京弁事処的活動」（中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史資料研究委員會編『內蒙古文史資料』第6輯、內蒙古人民出版社、1977年）、26頁、「恩克巴図論蒙代表請願事」、『南洋商報』、1928年12月26日、「蒙代表団非民衆代表 恩克巴図原電」、同前、1929年2月23日。

¹⁷ 呉鶴齡前掲「蒙古代表団」、99～100頁。

¹⁸ 同上、104頁。

¹⁹ 『蒙蔵委員会公報』（第1期、1929年5月）、177～182頁（馬大正編前掲『民國辺政史料

代表団は「モンゴル各旗ジャサグを一律政府に改称する。だがジャサグ・協理・管旗章京・副管旗章京【ジャサグは王公、他は旗の官僚】など旧行政員により政府を組織し、旗ごとに参事会を設置する。ただ、管旗章京・副管旗章京は総管・副総管に改称し、参事会の公開選挙により任命する……各盟公署にも参事会を設け、盟政府に改称し、盟長制を引き続き使用するが、盟長、副盟長は以後参事会の公開選挙により任命する」²⁰と提議した。

同年 2 月 1 日、正式に発足した蒙蔵委員会は閻錫山を委員長、趙戴文を副委員長、劉僕忱を総務処処長にしたが、実際に責任を持って事務を処理したのは劉僕忱であった。彼は蒙蔵委員会の各級人員がモンゴル事情に対し理解が不足しており、代表団の陳情案件を解決するには彼等の参加が必要であることを説明し、代表たち（この時期、呉鶴齡など先行して南京に到着した 10 名以外の呉雲鵬・陳賡揚など十数人の代表も南京に到着²¹）にその官職に就くよう勧告した。

呉鶴齡は盟旗代表の任務がまだ達成していないとそれを辞退したが、徳王ら王公との意見の分岐が顕著化する中、代表団の任務に関し再考慮することになる。そして劉僕忱の「君等が前後陳情した案件を政府は全部本会【蒙蔵委員会】に渡して調査の上、処理することになった。もし君が就職したならば、蒙古の事情はすべて君の意志通りに処理出来ることとなる。君がこのままで就職しなければ、我々事情の分っていない者【元内人党人も含む】が推測して処理する。その結果は必ずしも蒙古の事情に合うといえない」という再三の勧告を受け入れ²²、呉鶴齡は同年 4 月、蒙蔵委員会参事に就き、代表団の在京代表等もその職員になり、蒙蔵委員会の組織を完成させた。

一方、国民党内モンゴル支部のメンバーとなった元内人党人は、「内蒙党務委員会」を組織し、熱河・チャハル・綏遠三省に属する各盟旗に指導委員を 20 数人派遣した。しかし、その活動は、新生の各省に許可されなかったことに加えて、国民政府から工作費の支援がなかったため、金永昌など 4 人の指導委員が辞職した²³。

呉鶴齡らモンゴル代表団が蒙蔵委員会に参加したことを境に、国民政府はその政策を確実に変更し始めた。5 月に国民政府は「蒙蔵行政制度が確定するまでは、すべての名称・官職は暫時、従前通りとする」と決議した²⁴。これは国民政府がはじめて内モンゴル側の要求を正式に承認したことである。この決議によって暫定的ではあるが、「蒙古待遇条件」そして盟旗制度が守られた。蒙蔵委員会は、7 月に「蒙蔵委員会施政綱領及進程序」²⁵を公布した。その内容は「蒙蔵旧制を革新し、王公待遇を規定し、奴隸制度の廃止、人民参政機関の設置を促し、中央政府の指導下、治安・交通・財政・教育・実業・宗教諸方面でモン

彙編』第 8 冊に収録された）。

²⁰ 同上、182～187 頁。

²¹ 張紹庭前掲「呉鶴齡和蒙古各盟旗代表連合駐京弁事处的活動」、26 頁。

²² 呉鶴齡前掲「蒙古代表団」、124～125 頁。

²³ 「内蒙党務報告 恩克巴図等開其端包悦卿等繼其後」、『南洋商報』、1929 年 4 月 18 日。

²⁴ 黄奮生『蒙蔵新志』（上）（中華書局、1938 年）、239 頁。

²⁵ 「蒙蔵委員会施政綱領及進程序」（中国第二歴史档案館編『国民党政府政治制度档案史料選編』（下）、安徽教育出版社、1994 年）、411～424 頁。

ゴル近代化事業を漸次展開しよう」とするものであった。

そして呉鶴齡は、「すべての蒙古各盟旗と蒙古に設けられた各省及び中央党政に関係ある機関がそれぞれ代表を派遣して蒙古に関する各項問題を共同して協議しよう」²⁶と蒙蔵委員会にモンゴル会議の開催を建議した。また榮照らモンゴル人国民党員の要求もあり²⁷、1929年6月17日に、「蒙蔵会議」を翌年に召集することを決めた²⁸。時局の混乱によって、モンゴル会議は何度も延期し、1930年5月29日に開催された。チベット会議は開催されなかった。呉鶴齡の次の重要な政治舞台はモンゴル会議、1931年の国民会議、1932年の国難会議である。

第2節 呉鶴齡の請願運動の成果と限界

1. モンゴル会議

1929年4月より、国民政府の政治手腕での統一の弱点がすぐにも現れ、蒋介石は「武力統一政策」に乗り出す。馮玉祥、閻錫山らは蒋介石に対し異議を持ち、南京を離れ、北京そして中国北部の制覇をめぐり合作・対立を繰り返し、党内は分裂した。白雲梯も、蒋介石と汪精衛の衝突に加わり、汪派である彼は南京を離れた。1929年9月23日、彼は長期に職から離れたとして蒋介石の蒙蔵委員会より免職されたが、1930年8月に、彼は汪精衛ら改組派の中央党部の民族部部長に任命された。蒋介石とその批判者との間の対立は、モンゴル会議開催時には「中原大戦」に至り、蒋介石が兵士8万人以上の犠牲を出し1930年10月2日に悲慘な勝利を遂げた²⁹。同年11月12日の蒋介石らの国民党第3届中央執行委員会第4次全体会議で、白雲梯は国民党より除籍された³⁰。

²⁶ 呉鶴齡前掲「蒙古代表团」、127頁。

²⁷ ボルジギン・フスレ前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策 1945～49年』、94頁。

²⁸ 熊耀文前掲『總理對於蒙蔵之遺訓及中央對於蒙蔵之法令』、63～66頁。モンゴル会議、そして国民会議に関して、先行研究としてあげられるのはボルジギン・フスレ「1930年のモンゴル会議とその意義」（『学苑』第799号、2007年）がある（後に氏の前掲『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策 1945～49年』の第1章の一部となった）。氏はこの二つの会議を内人党の活動の延長線上にあると見なし、第一章で指摘した王公の「盟旗統一行動」をルーツとする呉鶴齡の果たした役割を見落としている。

²⁹ 羅敏『走向統一：西南与中央關係研究（1931—1936）』（社会科学文献出版社、2014年）、28～40、49頁。

³⁰ 「府令」、『蒙蔵委員会公報』（第8期、1929年12月）、「命令」2頁（馬大正前掲『民国辺政史料彙編』第9冊に所収）。「拡大会議昨日委任中央党部領袖五名」、『南洋商報』、1930年8月16日。原文は組織部部長、宣伝部部長、民主訓練部部長、海外部部長の次に彼を「民主部部長」に任命されたと記した。民国以来の慣例を即せば、華僑と（少数）民族の政府参加に関し、ほとんど同じレベル扱いされてきており、白雲梯自身もモンゴル人である。そして、民主訓練部があるため、わざわざ民主部を作る必要がない。筆者は、以上の点から、「民族部長」と判断した。東亜經濟調査局編『一九三〇年—一九三一年支那政治經濟年史』（先進社、1932年）、51頁。

閻錫山の離脱以後、蒙蔵委員会委員長の職を代理したのは、西北軍閥の馬福祥（趙戴文の辞職後、副委員長に昇進した）である。馬福祥は回人であり、同じく弱小民族とされるモンゴル人側の主張に同情的であった。呉鶴齡の蒙事処長の昇進も彼の任命である。札奇斯欽は、馬福祥の呉鶴齡支持の原因は、呉鶴齡がモンゴル人の獲得すべき權益を実現した後、同成果を回人にも獲得させようという考慮からであったと回想した³¹。

1930年2月に、内モンゴル事情と関係のある東北三省³²および新設置した熱河・察哈爾・綏遠三省もモンゴル会議に代表を派遣することを決め、内政部長、蒙蔵委員会正副委員長を中央代表として指定した³³。そして国民政府は蒙蔵委員会副委員長馬福祥を「モンゴル会議」の主席団の一員とし、教育部長・蔣夢麟と内政部次長・張我華を主席団に参加させて、また国民党中央執行委員会からは恩克巴図、克興額と孔祥熙三人を指定し、モンゴル代表からは呉鶴齡、李芳と遼寧省代表・袁慶恩の三人推定して九人の主席団を組織し一切の議案を決議することにした³⁴。同年5月29日から6月12日にかけて、南京でモンゴル会議が開かれた。

表3 モンゴル会議参加者一覧表（モンゴル人参加者の名の後に*を付けた）³⁵

姓名	出身地	出席資格	備考
馬福祥	甘肅	国民政府指定	蒙蔵委員会副委員長
恩克巴図*	モンゴル	国民党中央執行委員会指定	中央監察委員、蒙蔵委員会委員
克興額*	モンゴル	同上	中央候補執行委員、蒙蔵委員会委員
孔祥熙	山西	同上	中央執行委員、工商部長
蔣夢麟	浙江	国民政府指定	教育部長
張我華	安徽	同上	内政部次長代理部務
袁慶恩	遼寧	モンゴル代表推定	遼寧省政府代表、東北政務委員会蒙旗処長

³¹ 札奇斯欽前掲『我所知道的德王和當時的內蒙古』1、38頁。

³² 清末新政の最中の1907年に、ジレム盟とフルンボイル、ブドハ、イクミンガンなど部、旗は東三省の管轄を受けることになっていた。呉鶴齡『蒙古地区現代演変図誌』（弘道文化事業有限公司、1975年）、10頁。

³³ 『蒙古会議彙編』（蒙蔵委員会編印、1930年）、第三編（重要文件）、17頁（馬大正編前掲『民国辺政史料彙編』第17冊に収録された）。

³⁴ 同上、19頁。

³⁵ 「蒙古会議主席一覧表」、「蒙古会議会員一覧表」、同上、第一編（図表）、1～20頁。東西ブドハの人々は後に中華人民共和国の「民族識別」工作によって、モンゴル族と区別されるが、少なくともモンゴル会議にはモンゴル人として参加した。

李芳*	モンゴル	同上	ジョソト盟代表、ハラチン左旗管旗章京
呉鶴齡*	同上	同上	ジョソト盟代表、蒙蔵委員会蒙事処長
巴拉丹僧格*	同上	ジレム盟代表	
徳宏*	同上	東ブドハ旗代表	
陳効蕃*	同上	ジョスト盟代表	
楊秀春*	同上	ジョーオダ盟代表	
恩和阿穆爾*	同上	ジョスト盟代表	
楊蔭邨*	同上	ジョーオダ盟代表	
那達木徳*	同上	ジョスト盟代表	フレー旗のラマ
蘇興宝*	同上	西ブドハ旗代表	
佟濟衆*	同上	ジョスト盟代表	
杜双壽*	同上	西ブドハ旗代表	
趙福岳*	同上	ジョーオダ盟代表	
博彦満都*	同上	ジレム盟代表	
崇阿*	同上	同上	
徐霖	江蘇	黒竜江省政府代表	
福齡*	モンゴル	フルンボイル代表	
彭楚克*	同上	同上	
常文魁*	同上	ジョーオダ盟代表	
普爾布*	同上	フルンボイル代表	
金有才*	同上	ジョーオダ盟代表	
門徳巴雅爾*	同上	イフミンガン旗代表	
阿明烏爾図*	同上	ジレム盟代表	
郭文田*	同上	ジョスト盟代表	
陳効良*	同上	ジョスト盟代表	
都噶爾札布*	同上	ジレム盟	
達孟達*	同上	フルンボイル代表	
春徳*	同上	フルンボイル代表	
李培天	雲南	蒙蔵委員会委員	
趙敬慎*	モンゴル	ジョーオダ盟代表	
哈欽蘇栄*	同上	イフミンガン旗代表	
烏爾図那蘇図*	同上	ジレム盟代表	
李芳春	遼寧	吉林省政府代表	

呉双海*	モンゴル	フルンボイル代表	
蘇宝麟*	同上	ジレム盟代表	
傅長齡*	同上	ジョーオダ盟代表	
郭文興*	同上	東ブドハ旗代表	
阿拉騰額齋爾*	同上	ジョーオダ盟代表	
戴清廉*	同上	ジョスト盟代表	
王士仁	遼寧	熱河省政府代表	
李丹山*	モンゴル	蒙蔵委員会委員	
格桑澤仁*	チベット	同上	
白圭璋*	モンゴル	ジョスト盟代表	
葛明格*	同上	ジレム盟代表	
那達穆徳*	同上	同上	
諾那呼図克図	西康	蒙蔵委員会委員	
朝格布彦*	モンゴル	ジレム盟代表	
鮑福環*	同上	ジョーオダ盟代表	
丹巴*	青海	青海右翼盟代表	

参加者の顔ぶれは表 3 に整理した。モンゴル会議に参加したモンゴル人代表はジレム、ジョスト、ジョーオダとフルンボイル、西東ブドハ、イフミンガンなど内モンゴル東部の出身者に限定された。しかし、これはシリントルを含む内モンゴル西部が、モンゴル会議に消極的であったからではない。呉鶴齡への反対行動に出た徳王すらモンゴル会議の開催に支持していた。彼らは、察哈爾、綏遠両省の妨害があったことに加えて、中原大戦に阻まれ直接モンゴル会議に参加することができず、ほかの盟旗代表を頼り陳情書を提出した³⁶。つまり、同会議は、モンゴル代表団の結成と同じく、「盟旗統一行動」の性質を持ったといってよからう。

呉鶴齡は全てのモンゴル代表を代表して開幕式で演説³⁷を行った。この演説は彼の思想が如何なるものかを知るため極めて重要な史料である。彼は当時のモンゴル問題に関して、「中央と地方【つまり王公】」、「盟旗と省県」、「平民と王公」という三種類の矛盾があると指摘し³⁸、その解決方法としては「省県を廃止し、盟旗を存する」、「盟旗を廃止し、省県を

³⁶ 「蒙代表会議」、『盛京時報』、1929 年 12 月 27 日、「蒙古代表团已自蒙古遼寧抵上海外交部訓令各戰地当局保護外僑王正廷氏昨日在立法院舌戰群英」、『南洋商報』、1930 年 5 月 13 日、札奇斯欽前掲『我所知道的徳王和當時的内蒙古』1、39 頁。

³⁷ 「會員呉鶴齡演説詞」、同上、第一編（演説詞）、98～102 頁。また、呉鶴齡（呉美恵訳）「蒙古會議」（『日本とモンゴル』第 26 巻第 1 号、1991 年）にも全編収録されているが、ここでは原文である前者を参考にした。

³⁸ 呉鶴齡（呉美恵訳）「蒙古會議（下）：続」（『日本とモンゴル』第 28 巻第 1 号、1993 年）、

存する」、「盟旗・省県を全廃し、新たな地方制度を作成する」³⁹という三種の主張があり常に衝突していたと述べた。そのうえでモンゴル会議を通じた解決策を示している。

第一に、彼は同会議によって「中央」と「盟旗」を実際に連結させることを期待し、その方法は王公を中心とする盟旗制度を従前通りにすると中央が正式に約束することだと主張した。それは、民国以来「蒙古待遇条例」の保護下に維持されてきた王公の「属人主義」的な行政形式こそが、盟旗存続（そして内モンゴル地域全体の存続）の大前提であると彼が十分に認識していたからであろう。

第二に、彼は内モンゴルでの「盟旗」と「省県」との並存の実態、そして現地における衝突を述べて、モンゴル会議が「盟旗」と「省県」とを協力へ向かわせることを期待した。これは彼がモンゴル代表でありながらも、国民政府職員である身分からの発言であろう。彼の本音は「どうしても省制度に反対出来ぬとすれば、最小限度盟旗を保持して省県と並存させる」⁴⁰ことであった。それが、これまでの請願運動の経験・教訓を整理したものであり、当時としては最善の選択であったことはいうまでもない。

第三に、彼は同会議を通じて「モンゴルの新旧の衝突」を調整し、王公と民衆の合作を実現させようとした。実際に、モンゴル会議のモンゴル代表は全ての盟部旗が長官代表（王公代表）と民衆代表を派遣する形式によって組織されたのである⁴¹。また彼はこの衝突を解決するには、盟旗の適度な民主改革を進行しなければならないと主張した。彼は、モンゴル盟旗は時代に応じて民主的改革を行わなければ、盟旗が「封建」を固持したとして国民政府から批判されるだけでなく、モンゴル人（つまり元内人党人）からの批判も増えて、その結果、王公が地位を失うだけでなく、盟旗の地位さえ失うことになると思ったと思われる。呉鶴齡はこれまでの王公による「盟旗統一行動」に、人民の権利拡張を掲げる元内人党人の参加を要請したのである。つまり、彼は盟旗の間の合作だけでなくモンゴル人の団結を促成させることを期待した。しかも、実際、彼の期待とおり、同会議は盟旗代表とモンゴル人国民党員が協力し、「盟旗を各省に所属させる」ことや「開墾殖民」を重視していた⁴²内政部・省県代表とは激しく衝突した。両側の協力を促したのは、呉鶴齡の「王公の権利の保護」と「盟旗制度の改革」を同時に主張する方針であったのである。

そしてそれが反映されたのは呉鶴齡が主に執筆し、ほぼすべてのモンゴル代表が署名した「蒙古盟旗制度案」⁴³である。同制度案では、第1条「蒙古各盟旗の管轄行政権は一律に

43 頁。

³⁹ 呉鶴齡前掲『蒙古地区現代演変図誌』、10 頁。

⁴⁰ 呉鶴齡前掲「蒙古会議（下）：続」、43 頁。

⁴¹ 前掲『蒙古会議彙編』、第三編（重要文件）、12～14 頁。

⁴² 張我華「改進蒙古行政制度案」、袁慶恩ら「遼吉黒熱四省代表袁慶恩等提案」、王士仁「熱河省政府代表王士仁提案」、前掲『蒙古会議彙編』第二編（原提案）、8～9、100～102、109～117 頁。

⁴³ 「蒙古盟旗制度案」、同上、267～283 頁。署名していなかったのはフルンボイル（東西ブドハ旗を含む）代表である。表3に「モンゴル」とし、フルンボイル代表は他の代表と合流する立場ではあるが、単独に別の提案を提起しなければならない。その原因は「内属」モンゴルであ

従前とおりとす」として王公の権利を守り、第 8～41 条ではジャサグである王公と平民組織である盟自治会・旗自治会との協力下に盟旗改革を進めることを定めた。そして最終に審議・通過された「蒙古盟旗組織法」⁴⁴は、第 1 条はそのままとし、第 8～31 条では盟自治会・旗自治会を盟民代表会議・旗民代表会議にそれぞれ変更させたのである。この変更にはモンゴル人国民黨員の考えが反映されているのである。

モンゴル会議では、民政、財政、衛生、教育、宗教、司法、交通、実業など 8 種類合計 127 提案を整理し、48 件の提案が決議案として出された⁴⁵。そのなかで、呉鶴齡らが請願運動の初期に要求していた「蒙古地方政治委員会組織大綱」を想起させる「内蒙地方政務委員会」や「蒙古行政委員会」などの提案がジレム盟、ジョスト盟代表によって再度提起された⁴⁶。しかし、依然として許可されなかった。省県制度によって国家の統一管理を図る国民政府と内モンゴル側はこの案に関し、明らかに理念の矛盾があった。この矛盾は、呉鶴齡が自らを国民政府の対モンゴル政策の策定者に変えても、簡単に解決できないものであった。

モンゴル会議では、主席団 9 人中 5 人がモンゴル人であった。また出席資格を有したのもほとんどモンゴル人代表である。そして会議を司会した馬福祥にもモンゴル人側の意見を受け入れる側面があった。

モンゴル会議では、モンゴル人側の意見が多く受け入れられたのである。ということは当然張学良ら漢人の地方勢力には多くの不満が残されたということでもある。当時の国民政府は、南京を首都とする中国東南部を拠点とし、しかも発足したばかりの中央政府であり、中国北部に統治の基盤がなかった。そのため、これら地方勢力の意志を無視できない。とりわけ中原戦争に打って出た蒋介石からいえば、張学良を馮玉祥・閻錫山と接近させることが必要であった。こうして蔣は、東北政務委員会の意見を受け入れる方針をとった。モンゴル会議中に、張学良は南京に電報を打って、「盟でない地域に盟を組織し、旗でない地域に旗を組織することや、内モンゴル政務委員会を組織することなどの機は熟していない」⁴⁷と主張した。それゆえ、「蒙古盟旗組織法」は国民政府に提出されたが、新興の各省からの反発そして国民政府自身の思惑もあって、なかなか国民政府の対内モンゴル政策として採択されなかった。

2. 国民会議

フルンボイルは盟旗ではなく、モンゴル伝統組織である「部」であり、同制度案に合致しないからである。また後に決議された「盟旗組織法」が「盟部旗組織法」に改称されたのは同法律をすべてのモンゴル人（「内属」モンゴルを含む）の権益を守る法律にしようとするモンゴル人側の意志が働いたからである。

⁴⁴ 「蒙古盟旗組織法」、前掲『蒙古会議彙編』第二編（決議案）、1～4 頁。

⁴⁵ 「蒙古会議提案八類四八件」、『南洋商報』1930 年 6 月 20 日。

⁴⁶ 「組織内蒙地方政務委員会提議案」、「卓索図盟代表那達木徳等提案」、前掲『蒙古会議彙編』第二編（原提案）、35～42、55 頁。

⁴⁷ ボルジギン・フスレ前掲「1930 年のモンゴル会議とその意義」、96 頁。

1931年5月5日に、国民政府は国民会議⁴⁸を開催した。

同会議にモンゴル代表41人が参加した。そのなかの呉鶴齡、戴清廉、奇子俊、尼瑪鄂特索爾、榮祥ら12人が国民会議の規定に即して出席代表となり、巴文俊、元内人党人の樂景濤ら29人は列席代表になった⁴⁹。彼らは、「モンゴル会議で採択された盟旗制度に関する法案を暫定憲法（約法）にいれるよう切望し、盟旗制度を憲法に定めるよう」要求した⁵⁰。

呉鶴齡が主に作成し、内モンゴル代表全員が連名で、「由中央指撥專款並獎勵興弁蒙古教育及各項文化事業案」、「保障蒙古盟旗及蒙民生計案」、「通告国内外特許外蒙古自治以迅速發展案」三つの案を提出した⁵¹。「由中央指撥專款並獎勵興弁蒙古教育及各項文化事業案」、「保障蒙古盟旗及蒙民生計案」は、モンゴル会議中のモンゴル代表の諸提案を統合したものであり、ここで重複して説明はしない。「通告国内外特許外蒙古自治以迅速發展案」は、国民会議に際して新たに提起されたものである。この提案の背景は、1931年3月頃、人民政府は正式に中国と関係を断じ、独立政府を成立することを国民政府内政部に通告し、国民政府そして輿論の関心を引き起こしたことである⁵²。「通告国内外特許外蒙古自治以迅速發展案」の内容は「【北京政府が】1914年に外モンゴル自治を認めたにも関わらず、1919年に徐樹錚は外モンゴルを強迫しその自治を取消した。そのため、外モンゴル官民の反発を引き起こし、外モンゴルは第二次の独立を宣言した。【それ以来、外モンゴルは】ソ連からの赤化の対象となっている。国民政府は本党【国民党】の弱小民族を支持して自決・自治を実現させる主張に即して、外モンゴルの自治を特別に許可することを中国内外に通告し」ようなものである⁵³。

先述したように、内人党の活動は、民主主義に即した自治政府の実現を目標として掲げ、国民党合流後も自治政府の樹立を要求し、呉鶴齡の請願運動も最初は内モンゴルの自治自決を要求した。しかしいずれも否定された。つまり、国民政府が提起した自治自決の主張を実現させることを切望しているのは内モンゴルである。後の話となるが、元内人党人、

⁴⁸ 蒋介石が国民会議を開催する決議を出したのは、1930年10月2日に馮玉祥、閻錫山との戦争に勝利した翌日である。開催の目的は、憲法を公布する時期を決め、その前に実施する訓政約法の制定である。羅敏前掲『走向統一』、41～45頁。

⁴⁹ 「呈国民会議選舉総事務所」、「国民会議蒙古代表名單」、「『蒙藏委員会公報』（第19期、1931年8月）「公牘」、2～6頁（馬大正編前掲『民国辺政史料彙編』第14冊に収録された）。

⁵⁰ ボルジギン・フスレ前掲「1930年のモンゴル会議とその意義」、96～97頁。

⁵¹ 「国民会議重要提案原文（三）蒙古問題三案 外蒙自治興弁教育保障盟旗」、「『南洋商報』、1931年6月5日。

⁵² 「外蒙正式宣布独立蒙边商旅往来断絶」、「『南洋商報』、1931年3月3日。この通告に先立ち、外モンゴルでは反ソ連勢力が次々と排除されて、すでに1930年の第8回の人民党大会で、ソ連をモデルにして、私有財産の廃止と即座の社会主義建設を目指すことが提起されていた（生駒雅則前掲『モンゴル民族の近現代史』、39～49頁）。つまり、ソ連・コミンテルンは外モンゴルの社会主義化の実現が確実となったため、共産主義を敵視する国民党の国民政府に対し、1924年頃のように遠慮する必要がなくなり、この段階で「独立」を国民政府に伝達したのである。

⁵³ 注51と同じ。

呉鶴齡も合流した徳王の自治運動の内モンゴルの「高度自治」の根拠はこの「外モンゴル自治の許可」であったこともそれを裏付けている。

国民政府は、「由中央指撥專款並獎勵興弁蒙古教育及各項文化事業案」、「保障蒙古盟旗及蒙民生計案」に対し、依然として即答を回避した。しかし、国民政府は「通告国内外特許外蒙古自治以迅速發展案」をすぐに受け入れ、公布した。その原因を考察すると、まず、「通告国内外特許外蒙古自治以迅速發展案」は外モンゴル独立への有効な対処策として、国民政府側に受け入れられたことである。第二に、国民会議当日に、西南軍閥の陳濟棠が反蔣を宣言し、5月27日、反蔣各派（白雲梯も参加）が非常会議を開き、広州にもう一つの国民政府（以下、広州政府）を樹立したことである⁵⁴。すなわち国民政府の外モンゴルの自治の許可という対応は、中国内外に蔣介石政権が「正式的な中央政府」であることのアピールに利用された側面がある。

しかし、肝心の「盟旗組織法」が依然として省県側からの猛烈な反対に遭い、また先述したように国民政府自身の思惑が働き、依然として先送りされた。国民政府の態度に変化をもたらしたのは、1931年の満洲事変である。10月に「蒙古盟旗組織法」は、名称を「蒙古盟部旗組織法」⁵⁵に変えて、正式に公布された。その内容はほぼ同じだが、第1条は、「蒙古各盟部旗の管轄行政権は本法に依拠して規定する」とし、王公の権利をはっきりとは明言しないものとなった。これはおそらく当時の国内・国際情勢が激変する情勢のもと、王公の自律性を認めたら王公と日本勢力との接近を促すことになるのではないかと、国民政府が危惧したからであろう。

だが、この国民政府からの圧力による同組織法の改編は、呉鶴齡にとっては大きなダメージとなった。それは呉鶴齡と王公との約束が破れることであり、元内人党人がモンゴル会議当時よりも王公の權益を侵害するようになったことを意味した。それ故、これまで行動を共にしていた王公が徳王の反対運動に参加し、さらに一部元内人党人も加わって、「反呉鶴齡運動」が一大キャンペーンとして展開された。これは各民族主義者が、後に徳王の百靈廟自治運動に合流する先触れでもあった。

3. モンゴル会議・国民会議中のラマ勢力

呉鶴齡が1928年6月にモンゴル代表団を組織する際、杜爾布、那達木徳の二人のラマが参加した⁵⁶。二人はジョスト盟のフレイ旗のジャサグ・ダー・ラマであるロブサンリンチンによって派遣された。フレイ旗のジャサグは、ごく簡単に言えば、その身分は王公とラマの複合である。フレイ旗は内モンゴルのほかの盟旗と同じく、その管轄内では清末から移民・開墾が進められ、綏東県が設置された。綏東県は同旗のジャサグがラマであることを

⁵⁴ 羅敏前掲『走向統一』、46頁。

⁵⁵ 「蒙古盟部旗組織法」、熊耀文前掲『總理對於蒙藏之遺訓及中央對於蒙藏之法令』、258～265頁。

⁵⁶ 呉鶴齡前掲「蒙古代表団」、78頁。

理由に、ロブサンリンチンに対し寺廟のラマ事業を専門に管理し、ジャサグの身分を放棄するよう要求した。熱河省が綏東県の意見に同調した⁵⁹。フレー旗は、こうした熱河、綏東県側からの統合圧力を解決することを請願運動に期待したのである。

そしてフレー旗は、「政教分離」を行い、ジャサグ・ダー・ラマはラマ身分を放棄し、ほか旗と同じくジャサグとなる方針であった。これは、第一章でふれた蒙事会議中のモンゴル人の出家を制限する議案に即したものである。そしてフレー旗の要求は、自旗の權益を守ることであり、ジョスト盟だけでなく、ほかの盟旗の支持も得たのである。呉鶴齡の請願運動はこうした内モンゴルの宗教勢力の要求も背負って発足したのである。

一方、チャンキャ・ホトクト 7 世は国民政府に内モンゴルでの宗教的な地位の保障を期待していた。国民政府が成立した直後、善後会議以来内モンゴル側に拒否されたチャンキャ・ホトクト 7 世は代表を派遣し擁護の意を表明し、国民政府はその一切の待遇を承認した。蒙蔵委員会成立直後の 1929 年 2 月 28 日、チャンキャ・ホトクト 7 世が蒋介石に出した手紙では、「本ホトクトは民国以来、中央に対し恭順であり、モンゴル人に【恭順であるように】勸告してきた。外モンゴルがロシアに誘惑され、チベットはイギリスの圧迫を受け、十数年来、唯一、内モンゴルは何の問題も発生しなかった。【本ホトクトは】その功に自分にあるとしないが、そのため実に努力した」とし、彼に「内モンゴルの宗教権を統一させる」ことを要求した⁶⁰。

彼の要求は内モンゴル側に受け入れ難いものであり、善後会議時の対立が再起した。モンゴル会議はチャンキャ・ホトクト 7 世に代表を派遣する資格を与えなかった⁶¹。チャンキャ・ホトクト 7 世は、モンゴル会議開催直前の 5 月 27 日に、内モンゴル各地の寺廟、ラマの名義で、国民政府、行政院、立法院、監察院、教育部、内政部、財政部を対象に秘密に手紙を出し、モンゴル会議反対の意を示した。これには彼と彼の駐京弁事処処長である李長砺が署名した⁶²。

しかし、筆者はこの手紙の内容は信じがたいものだと考えている。チャンキャ・ホトクト 7 世は多くのラマが五台山を訪れ、反対の意を彼に陳情したと主張する。残念ながら、現段階で、筆者はそれを示す史料を発掘できていない。その原因を敢えて言えば、史料自体が存在しない可能性が十分ありうるからである。なぜならば、先述したように、モンゴル会議自体は複雑な政況によって何度も延期され、五台山に最も近いイケジョー盟でも、

⁵⁹ 徳・額日徳木図等『錫勒図庫倫旗歴史文化』（内蒙古人民出版社、2009 年）、116 頁。

⁶⁰ 「函復行政院秘書處（附抄限函）」、『蒙蔵委員会公報』（第 1 期、1929 年 5 月）、「函」、45～48 頁（馬大正編前掲『民国辺政史料彙編』第 8 冊に収録された）。

⁶¹ 「蒙蔵会議」の代表規準は、「モンゴルは各旗長官及びモンゴル民衆がそれぞれ代表を推し、チベットはダライラマ、パンチェンラマ及びチベット民衆がそれぞれ代表を推す」である。「第三屆二中全會關於蒙蔵之決議案」、熊耀文ら前掲『総理對於蒙蔵之遺訓及中央對於蒙蔵之法令』、63 頁。

⁶² 「国民政府文官處為内蒙各寺廟反对蒙委会關於全蒙喇嘛交蒙旗管轄提案致蒙蔵委員会函」、中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料彙編』第 5 輯第 1 編 政治（五）（江蘇古籍出版社、1991 年）、42～43 頁。

正式代表ですら戦争に阻まれ直接モンゴル会議に参加することができず、ほかの盟旗代表を頼り陳情書を提出したからのである。それゆえ、多くのラマが五台山を訪れる可能性はかなり低い。もしあるとしても、おそらく、ごく僅かなラマの個人行為であろう。

何より秘密に手紙を提出する行為そのものを筆者はうたがっている。もし本当に多くのラマが訪れたのならば、公けに蒙蔵委員会を批判するために利用するはずで、秘密に報告する必要はまったく考えられない。さらに、蒙古会議閉幕後の 1930 年 9 月 27 日、雍和宮のモンゴル人ラマたちが、蒙蔵委員会に対し、彼と李長砺を駐京弁事処、北平喇嘛印務処の経費を自分らの私費に流したと訴え、蒙蔵委員会とチャンキャ・ホトクト 7 世は訴訟を繰り返すことになった⁶³。チャンキャ・ホトクト 7 世とモンゴル人ラマ勢力とは、友好的な関係にあったとは言い難いことが明白であろう。

チャンキャ・ホトクト 7 世は結局モンゴル会議に参加しなかった。しかし、モンゴル会議では、彼の提出した「宗教の改善、教育の振興、実業の開拓」を内容とする提案を審査した⁶⁴。彼の「宗教の改善」の提議はラマ人口の制限、宗教の改革を目指すモンゴル代表の主張に合致したため、受け入れられた。しかし、彼の「教育の振興、実業の開拓」の提議は、内モンゴルの統合・開拓を目指す国民政府の既定方針に応じたものであり、モンゴル代表に否定された⁶⁵。総じてモンゴル会議ではチャンキャ・ホトクト 7 世の影響力は弱かったといえよう。

一方、内モンゴル宗教勢力とモンゴル会議の関係は緩和であったのである。それを考えるうえで重要なのが、那達木徳である。彼はモンゴル会議の準備段階からジョスト盟代表の一員として参加する活動をした。フレイ旗の政教分離の要求は国民政府の既定方針と合致した。しかし、ちょうど、内モンゴルの宗教的指導者となることを目的とするチャンキャ・ホトクト 7 世の反発にあった。呉鶴齡らは、国民政府の規定を堅持することで、チャンキャ・ホトクト 7 世の政治干渉を阻む必要があるため、ラマ代表の資格を認めることは決してない。しかし、その一方、請願運動の最初から参加してきたフレイ旗の代表派遣を止めさせることは、同じく移民・開墾の被害を受けているフレイ旗の自衛策を台無しにするになる上、呉鶴齡の民族主義運動の規則である「盟旗統一行動」そのものにも合致しない。那達木徳が盟旗代表として参加し、彼の提案でも宗教に関し一切ふれなかったが⁶⁶、彼を、宗教提案を審査・決議する審査二組に入れたところに呉鶴齡の苦心が伺えられる。

そして、フレイ旗の政教分離が大きく取り上げられ討論されるのは、ちょうど蒙蔵委員会がチャンキャ・ホトクト 7 世の汚職に刑罰を要求していた時期であった。モンゴル会議

⁶³ 謝海濤「南京国民政府初期与七世章嘉的關係研究：以“章嘉案”為中心」（『民族研究』第 2 期、2013 年）。雍和宮側の主張は史偉「民国前期雍和宮研究」（2009 年度中央民族大学修士論文）、30～31 頁を参考した。

⁶⁴ 「章嘉呼図克図提案」、前掲『蒙古会議彙編』、第二編「原提案」、131～134 頁。

⁶⁵ 同上。

⁶⁶ 前掲「卓索図盟代表那達木徳等提案」、55～61 頁。彼の提案は、行政、司法、教育、軍隊、土地、訴訟、徴税などを内容としている。彼の提案の多くはモンゴル会議の諸決議案に取り入れたのである。

の直後の1930年6月17日、呉鶴齡らモンゴル代表43人は蒋介石、行政院に電報を發し、「チャンキヤ・ホトクト7世の内モンゴル行政への干渉を禁止し、もし彼が拒否したら彼を逮捕し、紀律を正す」よう⁶⁷請願した。モンゴル代表とチャンキヤ・ホトクト7世の関係はさらに悪化する一方であった。この対立は内モンゴルラマ勢力にとっては、宗教か民族主義かという選択に迫られ、彼らが民族主義を選択したことに起因すると筆者は考える。換言すれば、盟旗ラマ代表として自発的に政教分離を要求し、「盟旗統一行動」を選ぶフリー旗と、政治干渉を行うことに腐心し内モンゴルラマ勢力に彼の意志を浸透させることを狙うチャンキヤ・ホトクト7世とは、鮮明な対比であった。

そのため、蒙蔵委員会はフリー旗の政教分離の方針を内モンゴルのラマ勢力に広く宣伝したことには、チャンキヤ・ホトクト7世側よりになりつつある一部ラマに、その政策を受け入れさせる狙いがあった。蒙蔵委員会が実際に施行した宗教政策は、国民政府、蒙蔵委員会の既定方針というより、当時の内モンゴル王公、盟旗代表の思惑をより反映するものである。そして彼らの活動によって、1931年3月19日に、国民政府はフリー旗の「政教分離」を正式に認めたのである⁶⁸。

だが、チャンキヤ・ホトクト7世に対する国民政府の最終的決断は決して蒙蔵委員会が望んだものではなかった。蒙蔵委員会はチャンキヤ・ホトクト7世の「大国師」称号の取消、彼の駐京弁事処及び北平喇嘛印務処の撤廃、彼の蒙蔵委員会委員の職位の取り消しを要求した。しかし、行政院は称号の維持、駐京弁事処及び北平喇嘛印務処の保留を決断し、蒙蔵委員会委員の職位の存廃の判断を蒙蔵委員会に任せた。蒙蔵委員会は、結局チャンキヤ・ホトクト7世の俸禄を半年停止する軽い罰を講じるしかなかった⁶⁹。しかし、蒙蔵委員会を通じて、チャンキヤ・ホトクト7世と呉鶴齡の衝突が継続した。

国民會議時に、蒙蔵委員会は立法院に対し、以下の内容の手紙を送り、チャンキヤ・ホトクト7世の活動に反対した。

一、【内モンゴルは】宗教方面では、各ラマ寺廟が各処に散居し、内地の各処に散居する寺院などと同じく系統的な組織がなく、さらに宗教首領もない……二、モンゴル地方のラマ寺廟は多倫【ドルンノール】、承徳の少数の国家が建てたもの以外、ほとんどは旗または私人が建てたもの、募金で建てたものであり、【しかも】その重要な任職ラマは旗署により派遣されるか、または師弟が旗署に報告し相承するか、あるいは盟旗公署が中央のモンゴル・チベット事務を主管する機関に報告し【政教分離の方針の下】従事させる……【ラマ寺廟と旗署との関係は】内地の寺廟と県政府の関係と相同であり、ただ各ラマ寺廟が散居し、その大小を問わず相互に独立し、大寺廟が僅かで

⁶⁷ 「蒙古代表暢游西湖前晚抵杭作四日遊浙省府撥專欸招待（上海六月十九日杭州電）」、『南洋商報』、1930年7月7日。

⁶⁸ 「卓盟錫埒岡庫倫旗政教分治弁法」、熊耀文ら前掲『総理對於蒙蔵之遺訓及中央對於蒙蔵之法令』、268～269頁。

⁶⁹ 謝海濤前掲「南京国民政府初期与七世章嘉的關係研究」。

あっても小寺廟を管理する事実はなく、一寺廟のラマ首領がほかの寺廟ラマ首領を指揮する事実もない。三、……【チャンキャ・ホトクト 7 世は】府院【国民政府行政院】に何度もモンゴル・チベットの宗教連合会を設置し、モンゴルとチベットの政務を統治することを要求し、そして彼を内モンゴルの宗教上の首領と自称し 15 万人の徒衆【シャビナル】を有し、彼の要請を許可しないと内モンゴルには事変が発生するなどと主張したが、それは【内モンゴルの宗教界の】事実ではない。そのことは旧日の例案及び該チャンキャ・ホトクトが発送した呈文、電報などにより証明できる⁷⁰。

呉鶴齡に反対されたチャンキャ・ホトクト 7 世は、呉鶴齡の請願運動に不満を感じた一部内モンゴル王公を頼った。呉鶴齡打倒という共同の目的のもと、両側が合作し、多くの会議はチャンキャ・ホトクト 7 世の崇祝寺で開催された。たとえば、1931 年 9 月 8 日、反呉鶴齡の王公は、北平で各盟機旗駐平代表会を組織し、ラマ勢力は内モンゴル社会の一大勢力とし、チャンキャ・ホトクト 7 世を「内モンゴル宗教の著名な首領である」と認めた。同時に、王公らは、仏事に従事することがラマの唯一の職業であるとし、ラマの教規の整頓を重視した⁷¹。彼らはチャンキャ・ホトクト 7 世の宗教的な影響力を認めたが、彼の政治への干渉を依然として拒否したのである。とはいえ、呉鶴齡という共同の打倒目標の下で 1925 年以後の内モンゴルとチャンキャ・ホトクト 7 世の対立がある程度緩和したのである。しかし、こうした状態が長く続かず、1932 年の国難会議に再度対立するに至る。

4. 国難会議における呉鶴齡とチャンキャ・ホトクト 7 世との対立

国難会議は、満洲事変による日本の東北占領後の 1931 年 11 月から計画されたが、何度も延期され、洛陽に遷都した後ようやく 1932 年 4 月 7 日に開催された。これまで対立していた各地方勢力が、「国難」に対処するために団結するよう促すことが同会議の目的である。4 月 7 日の予備会議では、汪精衛が会に出席するため山西の太原（閻錫山の基盤）から洛陽に来る途中のチャンキャ・ホトクト 7 世を国難会議の名誉主席に推挙し、尊崇の意を示す動議を出し、討論の結果、可決された⁷²。予備会議には、アユルウグイ、伊希扎拉散と元内人党人のジョトバジャブ、伊徳欽の 4 人が参加し、呉鶴齡は翌日の第一次会議より参加した。

4 月 8 日の朝 8 時、洛陽に到着したチャンキャ・ホトクト 7 世を、汪精衛らは駅まで迎え、洛陽の各界民衆は盛大な歓迎大会を行った。その式辞では、チャンキャ・ホトクト 7 世の清朝時の称号「普善広慈」、袁世凱時の称号「宏済光明」、徐世昌時の「昭因闡化」を正式に認めた。式辞、答辞後の民衆のスローガンは、チャンキャ・ホトクト 7 世を呉鶴齡ら内

⁷⁰ 「函立法院法制委員会」、『蒙蔵委員会』（第 17 期、1931 年 6 月）、「公牘」、55～63 頁。前掲『民国辺政彙編』第 13 冊に収録された。

⁷¹ 「内蒙盟旗之九項要求」、『南洋商報』、1931 年 9 月 8 日。

⁷² 「国難会議予備会議記録」、前掲『国難会議記録』、35～39 頁。

モンゴル代表が否定してきた「内モンゴル政教首領」であると唱えた⁷³。

10 時に国難会議第一次会議に参加したチャンキャ・ホトクト 7 世は、以下の内容の答辞を述べた。

現在、中央は内部を整頓し、力量を集中し共同で外国の侵略を防いでいる。しかし、【内】モンゴルの現状は、各旗が各々為政し、政治勢力の中心もない。古来より団結の精神に満ちている仏教を異端とし、その効能を阻害することは、各帝国主義者に侵略の機会を与えることである。仏教は人心をまとめ、政治を補助し、文化を促進させる一種の力量であり、決して落後し退化した経済・政治発展の障害物ではない……近來、科学者の発明、政治家の主張には、仏教の発展を阻害する色彩があっても、仏教は西から東へ伝来し二千年以来、仏教は少しも反対によって消滅したことがない。仏教始祖釈迦牟尼は民衆の苦難を見て平等自由を提唱し、革命家の中山先生の三民主義とは何の抵触もなく並行できる。もし仏教の力量を以て、党治を補助させれば……目前は強隣【日本】の侵略を受けていても、最終的には勝利を獲得するだろう。この困難の環境は、まさに華夏復興の転機でもある。諸公が共同に奮闘することを願う。本席【チャンキャ・ホトクト 7 世】の提案は、整理した後提出し、諸公と共同して討論する⁷⁴。

そして彼は 4 月 12 日の第 6 回会議で「改設蒙蔵軍事政務宗教教育以禦外侮案」⁷⁵という動議を提出し、可決された。提案は、「一、【内】モンゴルに自衛能力を有させ外国の侵略を防ぐと同時に地方の安定を図る。二、蒙蔵委員会はモンゴル・チベットの重要な各地にモンゴル・チベット管理機関を分別に設置し、政情を通達し、【相互の】隔たりをなくす。三、喇嘛印務処を恢復または新たに黄教管理处を設置し、感化・勸導し民心を中華民国に対し求心させる。四、モンゴル・チベットへ教育を迅速に広め、民智を啓発し、共同して外国の侵略を防ぐ」ことを内容とし、それぞれ以下の理由をつけた。

一、【内】モンゴルは辺疆・屏藩の腹部に位置し、その防禦上の重要さは周知の通りであり、面積が広く住民が各地に散居し訓練を経て編制した軍隊がない。一旦、外患が生じたら必ず抵抗できない……政府は軍事経験・学識が豊富な大員を選んで派遣し、各盟旗王公にも要請して軍事機関を組織し、壮丁を招集してモンゴル自衛軍を成立すべきである。【モンゴル自衛軍は】訓練に励み、また中央から銃弾を支援し、強力な軍隊を養成すべきである。

二、【モンゴル・チベット管理機関を分別して設置することによって】モンゴル・チベット人民の好感を獲得し、モンゴル人・チベット人からなるモンゴル・チベットを

⁷³ 釈東初『中国仏教近代史』（上）（中華仏教文化館、1974 年）、354 頁。

⁷⁴ 「名誉主席章嘉呼図克図致詞」、前掲『国難会議記録』、23～24 頁。

⁷⁵ 「改設蒙蔵軍事政務宗教教育以禦外侮案」、同上、280～283 頁。

開発する基本的な政治的人材を養成する。主管区域内の一切の政務を県に任せる以前は、当地の王公盟長、土司酋長と協力・整頓し、変革の方案を出し、中央に採納・施行させる。

三、モンゴル民族は遊牧時期にあり、人民は固定した住所がなく知識が開化せず、政治観念が薄い。チベット仏教だけは普及し、広く民衆に信仰されてその社会の重心である。それゆえ、国難時は宗教機関によってその感化・勸導を行い、その【中華民国に対する】求心を図るべきだが、近年以来、政府はモンゴル・チベットと宗教の関係を理解せず、従来の喇嘛印務処を取消し、喇嘛事務処を新たに設置し、ただちに喇嘛事務処を喇嘛生計処とした。それ以来、仏教には最高管理機関がなくなり……この一年来、チベット仏教徒は頼る所がなく、各地の寺廟は蹂躪されている。仏教を掌理する本席【チャンキャ・ホトクト 7 世】は座視することはできない。国難にあたって、さらに仏教徒は……【外人に】誘惑・利用されないようにすべきである。迅速に喇嘛生計処を取消し、喇嘛印務処を恢復させるか、または新たに黄教管理処を設置し教権を行使させて、信仰の力を集中させれば、辺疆の人民の信頼を得て、しかもモンゴル・チベットを鞏固にさせる。これが中央の外国からの侵略に対する防衛を擁護させる唯一の方策である。

四、モンゴル・チベット教育は特に幼稚であり、国家概念が薄く、最も【外人に】誘惑されやすい……教育を普及させ、民智の啓発、愛国心の育成を図る。【そうすれば】文化の進歩、科学人材の輩出、政治実業の発展は必ず迅速となり、モンゴル・チベットの基礎を強固にするだけでなく、国を富強にし外国の侵略を防ぐ一策ともなりえる⁷⁶。

以上の史料から見られるように、チャンキャ・ホトクト 7 世の国難会議での姿勢は、モンゴル会議時と国民会議時とはかなり違う。モンゴル会議と国民会議で、彼は内モンゴル代表の意志、そして彼自分の汚職案によって主催側に排除された。今回、彼は主催側の要望に応じて出席した。さらに主催側は、彼を中華民国の「大国師」と認めるだけでなく、「内モンゴル政教首領」として認める方針であった。

チャンキャ・ホトクトの演説そして提案の主要な主張を整理すると、まず、彼は、国民政府は日本の侵略に向けて内部の協力を促しているに対し、内モンゴルでは、各旗が各々で政治を行い、政治勢力の中心がないと主張した。しかし、先述したように、1925 年以来、王公は「盟旗統一行動」を重視し、呉鶴齡の請願運動はその初の実現である。盟旗の統一行動というのは、換言すれば内モンゴルに「政治権力の中心」を作ることである。呉鶴齡らの蒙古地方政治委員会などの要求はまさにそれであるが、国民政府が許可せず、各盟旗では呉鶴齡の請願運動から脱落するものが途絶えない。内モンゴルの「政治権力の中心」のない状況を形成させたのは、国民政府そのものである。

⁷⁶ 同上。

チャンキヤ・ホトクト 7 世は、「辺疆危機」にある国民政府に内モンゴル統一の必要性を訴えた。そして彼が具体策として提案したのは、「軍事経験・学識が豊富な大員」を選んで派遣し、「モンゴル自衛軍」を組織させることと、「主管区域内の一切の政務を県に任せる」ことである。

これまで考察してきたように、チャンキヤ・ホトクト 7 世は、「政治と宗教の首領」を主張してきたが、彼の関心点はあくまでも宗教そのものであり、彼の出発点は自己の宗教的な利益の保存である。つまり、彼は宗教の保護のため政治に参加する方針ではあるが、政治そのものに対し関心がなかった。

しかし、国難会議での彼の主張は政治関心が主要であり、宗教の観点も政治に補助するものとなった。彼の政治的「覚醒」には、閻錫山の支援があると考えられる。例えば、「軍事経験・学識が豊富な大員」というのは閻を指す可能性が十分あった⁷⁷。また、彼は盟旗の省県への統合を提案した。これは元々閻錫山が主張してきたものである。その真偽は不明だが、少なくとも、重要なのは、呉鶴齡らがそう認識していたのである⁷⁸。チャンキヤ・ホトクト 7 世は従前の一部内モンゴル王公との協力を放棄し、再度内モンゴル民族主義運動の反対側に立ったのである。

絶対的な優勢をもって国難会議に招かれたチャンキヤ・ホトクト 7 世の諸提案に対し、呉鶴齡らは、「内モンゴルはチャンキヤ・ホトクト 7 世の教化を必要としておらず、必要としているのは内モンゴル側が要求してきた「盟旗の土地、人民及び政権の支援・保護」である」と訴えた。そして、チャンキヤ・ホトクト 7 世への対処として、政府が彼に称号を贈るとすれば、特に内モンゴルのラマ寺廟の管理権と内モンゴル政治への関与の権利を停止するよう」要求した。また呉鶴齡らは、内モンゴルの不安をもたらしているのは周辺省県の移民・開墾であると主張し、チャンキヤ・ホトクト 7 世の意見に反対した。そして内モンゴル側の「国難を救う」方法を提起した。

内モンゴルの危機は上海【1931 年 1 月 28～3 月 3 日の第一次上海事変】より嚴重であり……内モンゴル地方は騎兵に適當であり、モンゴル人は騎馬射撃に優れており、もし中央が相當の人員を派遣し、軍として編成し訓練を行えば、国軍の現有の力量を増加させ、日本・ロシア【ソ連】の騎兵に抵抗・防衛することが出来る。我々盟旗長官は、【内モンゴルの】実情を根拠に、国難を救う弁法 2 条を作成した。

一、政府が本党【国民党】の主義、中央の施政情形、【内】モンゴルの實際情形及び日

⁷⁷ 閻錫山は 1932 年 3 月に汪精衛らの支持のもと太原綏靖公署主任になり、まもなく国民政府委員、軍事委員会委員に復帰し、国民党中央執行委員に選出された。劉存善「閻錫山」（朱信泉、嚴如平主編『民国人物伝』第 4 卷、中華書局、1984 年）、96 頁。

⁷⁸ 呉鶴齡らはラマに対する放任政策は閻錫山が蒙藏委員会委員長の時に採択されたとし、チャンキヤ・ホトクト 7 世の背後に閻錫山があると明言していないが、翌年の徳王の自治運動の時に至ると、両者の関係について公的に批判するようになった。「旅平蒙人反対章嘉入蒙並反対閻錫山任辺防部長」、『南洋商報』、1933 年 11 月 1 日。

本・ロシア【ソ連】の侵略政策を熟知した適切な大員を派遣し、内モンゴル各盟旗へ巡行させ、切実に宣撫を行い、外モンゴルから内モンゴルに避難した難民を安心させ、内モンゴルを鞏固にし、外モンゴルの人心を得ることを要求する。

二、政府が中央の信頼を受け、またモンゴル地方に訴える力が高い軍事人員を派遣し、騎馬射撃に優れたモンゴル人を募集し騎兵に編成し訓練させ、日本・ロシア騎兵に対抗するため準備させ、国防の鞏固を図ることを要求する⁷⁹。

つまり、呉鶴齡らは、内モンゴルの不安をもたらしているのは周辺省県の侵食であり、「適当な高級官僚を選んで宣撫に従事させる」という要請は、閻錫山、傅作義らを規制できる中央の高級官僚を派遣することを意味した。また、日本の脅威を訴え、チャンキヤ・ホトクト 7 世の「閻錫山ら主導のモンゴル人軍隊」ではなく内モンゴル軍隊の育成を要求した。これは、第一章で指摘した蒙事会議での、北京政府の外モンゴル奪回の政策への対処と同じく、国民政府の対モンゴル政策を自らに有利な方向へと変更させることを目指していたのである。

呉鶴齡とチャンキヤ・ホトクト 7 世の対立は後者の勝利で一旦幕を閉じた。したがって内モンゴル側としては、新たな民族主義運動の中心が生まれる機会が訪れた。その指導者とみなされたのは徳王である。呉鶴齡自身も最終的に徳王の指導した百靈廟自治運動に合流した。しかし、呉鶴齡らが国難会議で提起した意見は、第四章でふれるように、徳王の自治運動の形成に重要な役割を果たしたのである。

以上、二節に分けて、呉鶴齡の請願運動を検討した。本章の結論は以下のとおりである。

1924 年以後の中国における新政権の樹立や国民革命の発動という情勢の変化は、それ以前の対モンゴル政策を維持するのか、あるいは新たに対モンゴル政策を制定するのかという課題を、当時の中国の当権者や革命勢力に提出したのである。そして 1924 年の新政権も 1928 年からの国民政府も、同様に清末以来の政治・経済的な統合政策、つまり「蒙地開墾」と「省」を設ける選択をしたのである。

これに対し、モンゴル人は反対運動を繰り返したが、みるべき成果をあげずにおわった。だが、前二章に分けて検討したように、清朝時代の「内ジャサグ」・「外ジャサグ」・「内属モンゴル」の枠を超えた新しい内モンゴルという地域概念がうまれた。呉鶴齡の請願運動はこの新しい「内モンゴル」に即して出発し、しかも明確に内モンゴルにおける統一な行政組織の成立を目標とした。

一方、1924 年以來の二つの主張は、後の内モンゴル民族主義運動に方向性を与えたのである。ひとつはグンサンノルブ、徳王らの促した王公の「盟旗統一行動」であり、もうひとつは内人党の提起した民主思想である。だが、双方はそれぞれの活動を展開

⁷⁹ 「行政院秘書處關於國難會議會員阿育勒烏貴等為提議宣撫内蒙安置蒙民編練騎兵致蒙藏委員會箋函」、前掲『中華民國史檔案資料彙編』第 5 輯第 1 編 政治（五）、58 頁。

し、常に衝突していた。

したがって、1928年からの呉鶴齡の請願運動は国民政府との交渉の中で、この二つの主張を一体化し、王公・内人党など、その身分・理念を問わずともに活動し、モンゴル人が団結して統一行動に出るべきだと強調した。彼のこうした主張の背景には、中央そして周辺勢力のさらなる侵害に抵抗する最後の堡壘として、従来の中央政府が保障していた王公の世襲に基づく盟旗制度を如何なる手段を使っても国民政府に維持させる、つまりモンゴル人の統一行動の根拠である盟旗を保存することが、民族主義運動を成功させるために最も重要な前提条件であるとする彼の考えがある。

もちろん、彼の蒙蔵委員会への参加は、「機会主義者」的な政客の対応として批判されるかもしれない。しかしこれはほとんどの内モンゴル民族主義者に見られる性格であり、呉鶴齡は民族主義運動の主要な反抗対象でありながらも、当時の政治状況の変化しだいでは、頼れる外部勢力ともなりえる中国の中央政府との提携を図ろうとしたのである。それは弱小民族の指導者の苦渋に満ちた行動であり、そこに民族主義者としての主体性がないと断言することはできない。

また、呉鶴齡の主張は王公・内人党両方の主張を融合させたため、当然ながら両方の権益をある程度損なうことになった。それゆえ、結局は双方からの批判を浴びることになったが、後の徳王の百靈廟自治運動そして蒙疆政権の発足も、呉鶴齡の主張のように盟旗の統一行動、更に王公と平民との協力を重んじた点を見れば、この後の民族主義運動は確実に彼が示した方向へ向う姿勢を見せたのである。逆に、呉鶴齡が最終的に徳王の民族主義運動に合流したことも、それを裏づけているといえないだろうか。呉鶴齡は内モンゴル民族主義運動をモンゴル人の統一行動へ発展させて、それを新たな段階に発展させた、と筆者は捉えている。呉鶴齡の1928年～1932年までの請願運動の果たした役割はまさにここにある。

第四章 徳王の「民族主義運動」観の形成

徳王に関し、先行研究としてまず挙げられるのは札奇斯欽と森久男の研究である¹。両氏の研究は徳王という人物を 1930、40 年代の内モンゴル民族主義運動の指導的な位置に置いて、徳王の活動を近代内モンゴル民族主義運動のひとつの主流として位置づける研究傾向を開いた²。しかし徳王の言動の規準となる彼の民族主義運動に関する思想の由来、つまり徳王が 1924 年以後の民族主義運動から継承した思想的遺産はいかなるものかについて詳しく検討していない（本論文では「民族主義運動」観とする）。その原因は、両氏は直接または間接に徳王の回想録を主要史料として利用し、徳王の回想録自体も「民族主義運動」観の思想的由来を明記していないからであろう³。

第一章でふれたように、徳王は 1925 年善後会議を契機に、グンサンノルブなど 1910 年代の代表的な民族主義者たちと接触した。そして彼らの「盟旗統一行動」、つまり内モンゴルの自治や独立を獲得するためには各王公、各盟旗が統一行動を取るべきという思想を継承した。しかし、その初の実践ともいえるべき 1925 年「反開墾運動」の失敗後、徳王は自旗の改革に重点を置いた。前章でふれたように、「盟旗統一行動」を初めて実現させたのは同じく善後会議を契機に政治舞台に登場した呉鶴齡の請願運動であった。第三章では、呉鶴齡の請願運動の初期に徳王も参加したが、まもなく脱退し、反呉鶴齡運動を展開した点にも言及した。しかし、呉鶴齡の活動を中心とする論考であるため詳しく検討していない。

本章では 1929 年の反呉鶴齡運動の始まりから 1933 年 8 月 14 日に第一回自治通電⁴を発

¹ 札奇斯欽『我所知道的徳王和当時の内蒙古』1,2（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1985 年、1993 年）、森久男編著『徳王の研究』（創土社、2000 年）。

² 両氏以外、例えば、イリナ「徳王の訪日と日本の内モンゴル政策について」（『国際文化論集』第 31 号、2004 年）、パートル「徳王と一九三〇年代の内モンゴル自治運動：徳王の「民族」・「国家」観を中心に」（『アジア文化研究』第 11 号、2004 年）、丁曉杰「自治運動から関東軍との連携へ：徳王と日本との関係」（『比較社会文化研究』第 18 号、2005 年）、

Д. З о р и г т, Д э В а н: С у б а л з а а н ы

б ү м з з л, У л а а н б а а т а р; А д м о н, 2009、佐々木健悦『徳王の見果てぬ夢：南北モンゴル独立運動』（社会評論社、2013 年）、ガンバガナ『日本の対内モンゴル政策の研究：内モンゴル自治運動と日本外交 1933-1945 年』（青山社、2016 年）などがあげられる。

³ 前掲『徳王自伝』、3～29 頁。

⁴ 通電の内容はほぼ一致するが、発した具体的な日付に関し、以下の幾つかの説がある。「徳王等為推行蒙古高度自治真相致中央党部執行委員会等電」（前掲『中華民国史档案資料彙編』第 5 輯第 1 編 政治（五）、89～91 頁）は、作成は 7 月 14 日、発出は 7 月 27 日とした。陳健夫は 9 月 14 日に発したとし、当時は 10 月 14 日に発したとする人もいたとする。黄奮生は 8 月 14 日とし、徳王自身は晩年 8 月 24 日と回想していた。また、札奇斯欽は 7 月 27 日としたが、森久男は新暦、旧暦の違いによる混乱を是正し 8 月 14 日が正しいと判断した。本稿では氏の論証を参考にした。陳健夫『内蒙自治史料輯要』（南京拔提書店、1934 年）、1～3 頁、黄奮生『内蒙盟旗自治運動紀実』（中華書局、1935 年）、74～77 頁、ドムチョクドンロブ（森久男訳）『徳王自伝：モンゴル再興の夢と挫折』（岩波書店、1994 年）、20～30 頁、札奇斯欽前掲『我所知道的徳王和当時の内蒙古』1、55～61 頁、森久男前掲『徳王の研究』、58～59、69～70 頁。

するまでの徳王の活動を中心に考察する。そして彼は「盟旗統一行動」の実現にあたっていかなる「民族主義運動」観を形成させたのかを検討する。

第1節 吳鶴齡の請願運動初期の徳王の政治的立場

1928年9月、吳鶴齡の請願運動の初期のモンゴル代表団には、シリングル盟からは鐘鼐、巴特爾齊魯、巴圖那遜3人の代表を派遣し参加させた。その中で、鐘鼐、巴圖那遜二人は徳王のスニト右翼旗の代表である。シリングル盟のモンゴル代表団の活動への期待は、以下のとおりであった。

旧暦7月代表団の公函の貴代表団の公函によると我が蒙古族の盛衰に重大な関係があるので、茲に駐京の盟長札薩克及び蒙古諸公の合意を経た後、蒙古代表団を組織し、当局に向い陳情中とのことであるが、これらの重要な情勢を所属各旗に知らせるため本盟からも鐘鼐、巴特爾齊魯等2人を代表（巴圖那遜を加えて3人となる）として直ちに派遣することにした。先年喀爾喀蒙古【外モンゴル】が独立した時、我が内蒙古は根源を尊重し国家統一を擁護したが、すべての地方権利と習慣は従前通りで少しも変っていない。17年【1928年】の現在、国事は変遷したと云っても我が蒙古に対しては何の通知も無い。ここに公文を準備したので貴代表団が蒙【古】の本来の体制、習慣及び地方權益の保全に関しすべて従前通りであるよう尽力して貰いたい⁵。

徳王は代表団の活動が内モンゴル本来の体制、習慣及び地方權益の保全をすべて従前通りにさせることを期待した。一方、吳鶴齡らの目標は、「蒙古自治を要求し、自ら革新を図る」ことであり、特に「自ら革新を図る」というのは王公旧制を適当に維持しつつ、自ら徐々に改革を行うことを意味した。たしかに徳王も1925年以来、自旗において宗教、教育、兵隊、衛生など旗政の改革を行い、相対的に保守派王公が多いシリングル盟では批判される立場であった⁶。だが、徳王の改革は、宗教的な内容について蒙事會議の影響を受け、政教分離を強調するようになった以外、ほとんどグンサンノルブなど王公が清末に行った改革のレベルにとどまっていた。つまり、徳王自身も後に「私は蒙古のことに口出ししようと考えたが、年配の王公である索王【ソドナムラプタン】・楊桑【ヤンサン、シリングル盟前盟長】等に邪魔された」⁷と回想したように、この意見は盟長である索王の意見をより反映したのである。

他方、前章でふれたように、吳鶴齡の請願運動は元内人党人の「王公とその手先による

⁵ 「錫林郭勒盟盟長烏珠穆沁右翼旗札薩克和碩車臣親王副盟長薩呢特右翼旗札薩克和碩都楞親王函」、吳鶴齡前掲「蒙古代表団」、81頁。「副盟長薩呢特右翼旗札薩克和碩都楞親王」とは徳王のことである。

⁶ 蘆明輝『蒙古“自治”運動始末』（中華書局、1980年）、6～8頁。

⁷ 前掲『徳王自伝』、5頁。

偽の自治」とする批判にあった。そして彼は「盟旗の民主改革」をアピールし国民政府との交渉を有利に進めた。それは徳王が認める従来の漸次的な改革プランを変えたことである。徳王は、鐘鼐、巴圖那遜二人が旗に帰った後、二人の名義で中央に打電し、二人が同意し署名した盟旗革新の呈文を否定した⁸。徳王の同電報の具体的内容は現在のところ不明ではあるが、以下の史料に即せば、当時の徳王の言動はいかなるものであったのかは確認できよう。

当時徳王は北平で王公会議を開く予定があったが⁹、徳王の活動は閻錫山および新設置の察哈爾省側の注目を引き、まず張家口で開催することになった。そして最初は同年 4 月 24 日に開催する予定であったが、延期され 5 月 1 日、2 日に開催した。これは当時の日本側の機密情報からわかる。

同会議で、徳王は「内蒙ハ言語文字礼教風俗カ内地ト異ナルケレトモ国家ガ訓政ヲ実行スルニ就テハ三民主義ニ絶対服従スルカラ古来ノ慣習ヲ基礎トシテ徐々ニ其ノ実行ニ当ラレタイ」と発言した。そしてシリングル盟 10 旗の名義で「省政府ヨリ以前頒布セル蒙古待遇ノ条例明令ヲ中央政府ニ呈請シテ有効ナラシムルコト其頒布実行以前ハ先ツ省政府ヨリ正式ノ公文ニテ盟旗制度地方利権及世爵世職ハ一律旧ニ照シ存続スベキコトヲ声明シ蒙民ノ信用ニ資スルコト」と王公旧制の維持の意見を提出した¹⁰。

つまり、徳王は国民政府によって廃止された「蒙古待遇条件」の恢復をすべての議論の前提としたのである。5 月 12 日に、ジレム盟、シリングル両盟の王公は北平の嵩祝寺で王公会議談話会を開いた。翌日の記者会見で、徳王は同会議では、①内モンゴル元来の制度を保存する、②内モンゴル元来の地主制度を保存する、という二つの案を議決したと報告した¹¹。徳王は、やはり多くの王公が賛同する王公旧制の維持の重視に転じたのである。徳王が当時求めていた政治的な要求の重点は明らかであろう。

前章でふれたように、国民政府は 1929 年 5 月の時点で内人党人が求めた王公制度の打破から、王公との共存も追求するものへと政策を変更した。しかもこうした変更は、呉鶴齡らモンゴル代表団が蒙蔵委員会の官職に就いたことを境にもたらされたのである。徳王やチメドサムビルなど王公の意見は国民政府にある程度参考にされたのかもしれないが、そ

⁸ 呉鶴齡前掲「蒙古代表団」、104～111 頁。

⁹ 同上、112 頁。

¹⁰ 「情報第六信 内蒙王公及旗群総官聯歡会議ノ件」機密第 81 号、1929 年 4 月 25 日、「張家口ニ於ケル漢蒙聯歡会に關スル件」機密第 83 号、1929 年 5 月 6 日、外務省記録『滿蒙政況關係雜纂／内蒙古關係』第一卷「4. 昭和四年／3 昭和 4 年 3 月 20 日から昭和 4 年 5 月 7 日」、外務省外交史料館所蔵、レファレンスコード：B02031779700、「漢蒙聯歡会に提出セル案件ニ關スル件」機密第 86 号、1929 年 5 月 10 日、(同上、「4. 昭和四年／4 蒙古王公会議状況ニ關スル件」、レファレンスコード：B02031779800)。

¹¹ 「蒙古王公招待新聞界」、『盛京時報』1929 年 5 月 17 日。モンゴル人の生活は遊牧であり、また盟旗は属人主義を重視する側面がある。そのためモンゴル人の土地意識は薄いといえる。しかし、モンゴル人は自らの農耕運営を守り、漢人農民の移民開墾に反対するなかで、土地意識を強めた。徳王は漢人側でよく使われる「地主」というものは内モンゴルにも存在したとアピールし、漢人の「開墾・開発地」とされる内モンゴルの土地保護をはかった。

れほど重視されていない。しかも、この決議はあくまでも暫時的なものであった。それゆえ呉鶴齡らはモンゴル会議の開催を建議し、そのための活動を展開したのである。当然、王公の旧来からの権益を守ろうとする徳王も、引き続き活動する必要があった。

第2節 徳王の反呉鶴齡運動

1. 張学良とパンチェンラマ9世

こうして徳王は瀋陽へ向かい、そこで郭道甫と会見した。二人の会見は、徳王の「民族主義運動」観の形成に重要な役割を果たした出来事であり、本節の検討の重点である。とはいえずこの点を理解するために、張学良とパンチェンラマ9世の当時の動静について確認しておく。

徳王は1929年7月1日に郭道甫を校長とする瀋陽東北蒙旗師範学校の開学式に現れ、講話を行ったと、当時同校の学生であった仁欽莫德格が回想している¹⁷。しかし同校の成立は当時は多く報道されず¹⁸、現在のところその信憑性を確認することができない。徳王自身は「1929年のことと思うが、パンチェンラマのお供をして遼寧省瀋陽へ赴き、張学良と面会して武器受領の協議をした際、私は郭道甫と会って親しくつき合い、知遇を得たと言ってもよかった」と回想した¹⁹。

そもそもなぜ徳王は活動の場を瀋陽に移したのか。それはこの時期、内モンゴル東部だけでなく、全体の内モンゴルにとっても最大の脅威は張学良となったからある。

当時、張学良の関心は「国防」と「裁兵」（軍隊の削減）であった。その重要な作業として行なわれたのは「興安区屯墾」である。「興安区」とは、ジレム盟西北部に位置するホルチン右翼前旗、右翼後旗、右翼中旗、ジャライド旗、フルンボイルのソロン、遼寧省の洮安県（ジレム盟ホルチン右翼前旗の地に設置された県）を指し、ここに張学良は軍隊を駐屯させて開墾を行った。

それを実施したのは、鄒作華が率いる3つの砲兵团である。「興安区」では1928年8月から満洲事変までの間、30万畝（15畝＝1ヘクタール）の土地が開墾された。また1929～1930年の間に東北にきた漢人移民は110万人に達した。その多くは蒙旗に赴き土地をもらい開墾を行うことが目的であった。よく知られるガーダー・メイリンの抗墾武装運動はちょうどこの時期に発生した。1929年3月25から4月19日にかけて長春で開催されたジ

¹⁷ 仁欽莫德格「瀋陽東北盟旗師範学校」（中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史資料研究委員会編『内蒙古文史資料』第23輯、内蒙古文史書店、1986年）、157頁。

¹⁸ 『盛京時報』では「蒙師招考」、「蒙師統訊」（1929年8月28日、8月29日）二篇の報道があった。確認されることは8月28日の時点で既に同校が成立しており、その目的は東北当局の要求に応じて新たに漢人学生を招集することであった。

¹⁹ 前掲『徳王自伝』、23頁。徳穆楚克棟魯普「“百靈廟蒙古自治運動” 回憶片断」（中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史資料研究委員会編『内蒙古文史資料』第5輯、内蒙古人民出版社、1966年）、9頁。

レム盟の王公会議も開墾を停止させることを張学良に要求したが無視された。そして開墾を阻止した壽明阿は1929年7月に逮捕され、半年監禁された。後にパンチェンラマ9世およびジレム盟王公が張学良に再三に請願したため、壽明阿は釈放された²⁰。

もともと奉天軍閥は内モンゴル東部の有力王公と婚姻関係を持っていた。それは奉天軍閥からいえば「漢人による土地所得に際しての紛争の押さえ込みや調停などに有効な現地コネクションをもつことを意味した」²¹。そして確かに、チメドサムピルなど一部王公もこうした漢人勢力との連携によって、土地販売から膨大な財産を擁した²²。

しかし、序論でふれたように、清朝以来、王公は旗を代表し、外部者と交渉する立場にあった。旗民の擁護なしでは、彼らの地位は有名無実であるのはいうまでもない。そのため、漢人の移民・開墾によって、土地利権が奪われている旗の人民の要求を無視できない。そのため王公は、宗教勢力の利用を考えた。すなわち彼らがパンチェンラマ9世を招いた動機は、「中国全体に影響力を持つ」²³同ラマを抗墾運動中に自分の代弁者とするためであった²⁴。

他方、奉天軍閥は、パンチェンラマ9世が長期にわたって内モンゴルに滞在し抗墾運動の代弁者になることを常に警戒していた。奉天軍閥の度重なる要請に応じて、パンチェンラマ9世が瀋陽に到着したのは1929年11月8日のことであった²⁵。それに先立ち、1929年5月に、パンチェンラマ9世は、索王およびシリンドル盟王公の招待に応じて貝子廟（アバガ西旗）に滞在した²⁶。後に彼は、徳王の王府に滞在していたが、10月4日頃にそこを離れ貝子廟に赴いた。おそらく、徳王はパンチェンラマ9世のお供として同日に出発し、

²⁰ 万淑「關於東北軍在興安区的屯墾」（2006年度内蒙古大学修士論文）。「屯墾区移民六十万人」、『盛京時報』、1939年2月16日、「蒙古壽協理被控受拘」、同前、1929年7月2日。

²¹ 松重充浩「張作霖奉天省政府による内モンゴル東部地域統治政策に関する覚書」（モンゴル研究所前掲『近現代内モンゴル東部の変容』）、192頁。

²² 鮑靖方「哲盟王公会議与“蒙古平民同志会”」（中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史資料研究委員会編『内蒙古文史資料第44輯 王公補遺蒙俗風情拾粹』、内蒙古文史書店、1993年）、200頁。

²³ 辛亥革命時、ボグド・ハーン政権が樹立する際、チベットでもダライラマ13世が独立を宣言した。ダライラマ13世はチベット北部で彼と同じ地位にあったパンチェンラマ9世の管轄地への統合を強化した。1923年末に、パンチェンラマ9世はチベットを脱走し、中国内地に入った。1924年12月29日、西安滞在中に軍閥混戦を目撃した彼は「内争を停止し、和平を呼びかける」旨の通電を発した。その後、彼は、中国各勢力の注目を引き寄せたのである。

²⁴ ボルジギン・ブレンサイン「九世パンチェン＝エルデニの東部内モンゴル歴訪と奉天当局の対応：モンゴル、チベット、中国三者関係の構造をめぐる事例研究として」（『日本モンゴル学会紀要』第31号、2001年）。

²⁵ 『盛京時報』の報道は以下のとおりである。「班禅不日回遼」1929年5月7日、「班禅返瀋近訊」1929年6月5日、「班禅回遼訊」1929年8月17日、「班禅来瀋之預期」1929年9月20日、「班禅将赴南京」1929年9月23日、「班禅将赴平」1929年10月4日、「班禅将来瀋」1929年10月10日、「班禅即蒞瀋 正籌備歡迎」1929年10月15日、「班禅蒞瀋続訊」1929年10月16日、「班禅之行踪」1929年10月25日、「班禅到烏庫門寝」1929年10月29日、「蒙王公分集活仏供養費」1929年10月31日、「活仏前站抵瀋」1929年11月3日、「北寧路備車迎班禅」1929年11月4日、「班禅活仏蒞止」1929年11月9日。

²⁶ 「王平談蒙古王公会議」、『盛京時報』、1929年5月15日。

瀋陽を訪れたのであろう。その根拠は、『盛京時報』の記事で、それによれば、11月中旬頃に徳王は確実に瀋陽におり、1ヶ月以上滞在し、12月15日に瀋陽を離れ自旗へ戻ったのである²⁷。

いずれにしても、『盛京時報』11月9日の記事によれば、パンチェンラマ9世は11月8日12時30頃に瀋陽に到着し、100人余りが出迎えた。歓迎式に蒙旗处处长袁慶恩、東北政務委員会、省政府の代表、黄寺のラマ以外、瀋陽東北蒙旗師範学校、ホルチン左翼中旗第二小学の学生も参加した²⁸。瀋陽東北蒙旗師範学校の校長であった郭道甫が歓迎式に参加したかどうかは明らかではないが、この時期ちょうど瀋陽にいたことは間違いない。

当時日本側が収集した情報があり、その内容は以下のとおりであった。

班禅喇嘛活仏【パンチェンラマ9世】本月八日来奉目下当地喇嘛寺皇寺ニ滞在中ナル処右ニ関シ世間伝フル所ニ依レハ今次同活仏ノ来奉ハ張学良カ彼ヲ利用シテ蒙蔵ノ連絡結合ヲ図リ東北四省ト一致シテ共同防露ノ策ニ出ントスルモノニシテ其具体計画トシテハ各蒙旗ヨリ五千名宛ノ軍兵ヲ募集シ十一旗ヨリ合計五万五千ノ軍隊ヲ編成シテ一部ヲ東北軍ニ分属セシメ地方ノ治安維持及共同防露ノ責任ヲ負ハシムルコトトシ経費ハ東北蒙旗処ヨリ支出スル筈ナリトノコトナリ右ハ真疑不明ナルモ最近東北四省側ニ於テ内蒙方面ノ形勢ニ相当注意シ居レル事実アルニ付何等御参考迄ニ報告ス²⁹

張学良の目的は、パンチェンラマ9世と内モンゴル東部王公の関係を利用し、各蒙旗より5千人の兵士を募集し、11個旗より合計5万5千人からなる軍隊を編成して東北軍と一緒にソ連の進攻に備える行動に出ることであった。ここで筆者の注意を引くのは11旗が兵隊編成に参加したことである。ジレム盟王公が中心的に参加したが同盟は合計10旗であり、のこりの1旗はどこであったのは明確ではない。だが徳王のスニト右旗である可能性も否定できないと筆者は考えている。というのは当時の徳王は、自旗では「烏滂守備隊」（1926年時点では5百名余り）という軍隊を作り、そしてさらに拡充させて千人以上となっており³⁰、後述する郭道甫とジレム盟王公の軍隊編成の話し合いは、自旗の兵隊に対する武器支援を欲する徳王にとって絶好の機会となっていたはずだからである。

しかし、パンチェンラマ9世としても徳王と同じく思惑があったと考えられる。彼の最終目的はいうまでもなくチベットでの地位を回復することであり、当時の中国情勢として最も可能なのは中国の武力を借りてそれを実現することであった³¹。ちょうどこの時期チベ

²⁷ 「徳盟長過境」、『盛京時報』、1929年12月21日。本記事では、徳王の旗を「ウジュムチン」と誤記した。

²⁸ 「班禅活仏蒞止」、『盛京時報』1929年11月9日。

²⁹ 林久治郎「班禅喇嘛活仏ノ来奉ニ関スル件」機密公第999号、1929年11月20日、前掲外務省記録『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一巻「4. 昭和四年／4 蒙古王公会議状況ニ関スル件」に所収。

³⁰ 蘆明輝前掲『蒙古“自治”運動始末』、7～8頁。

³¹ パンチェンラマ9世のチベット脱走の目的は、①ダライラマ13世との衝突の調停者探し、②

ットと西康省の間に軍事衝突が発生した。8月28日にダライラマ13世は独立政府を組織する一方、9月に貢覺仲尼を派遣し、その独立に敏感に反応する国民政府に対し「忠誠」を告げた³²。これはパンチェンラマ9世が受け入れ難いものであり、そして彼は対ソ作戦のため軍備を行っている張学良を頼るべき対象として選んだ。彼は11月16日、19日に二度も瀋陽の兵器工場を参観した³³。

2. 郭道甫の思想転換

1927年の内人党の分裂後、郭道甫、富明泰らは一時ウランバートルにいた。しかし、国民革命軍の北京進出、張作霖の死によって混乱した東北の情勢を見て、フルンボイルに戻り、それを利用して1928年6月末にフルンボイル独立運動（よく知られるフルンボイル暴動）を発動した。しかし、彼らは依然として内人党時代の王公打倒を目標として同時に掲げた³⁴。運動失敗後、郭道甫は同年9月に張学良と和平協議を結び、同年冬、東北辺防公署諮議となり、張学良の幕僚となった。富明泰は再び外モンゴルに赴き、後にソ連に渡った。

1929年7月、中東鉄道をめぐって奉天軍閥とソ連との間に武装衝突がおこった。フルンボイルが戦場となった。1929年8月3日に、東北政務委員会蒙旗処が王公会議を開催した。蒙旗処の目的は、「露支紛糾問題ニ関連シ内蒙各王公等ノ親露及独立運動ヲ防止シヘク奉天ニ蒙旗会議ト称シテ各蒙古王公ノ来奉召集シ慰撫懷柔ニ努ムルコトトナリタル」ことであり、「其ノ中心人物ハ達爾罕王（ダルハン王）、袁慶恩ノ両名ニシテ蒙古青年首領郭道甫ヲモ召集」³⁵した。こうしてジレム盟王公と郭道甫が会うことになり、後述するように郭道甫はこれまでの王公打倒の見方を変えたのである。

ジレム盟王公との接触直後に、郭道甫は瀋陽で開かれた太平洋国際学会第三回太平洋国

ダライ政権の賦税解決ための布施の募り、③自己の伝統権利保護の後ろ盾を探すことであり、当時の情勢に応じて中国政府の調停が可能であればダライラマ13世と懇意になるか、もし中国政府がダライラマ13世の独立状態に対し軍事的に対処しようとする場合はその打倒を目指すという非常に複雑なものであり、しかもその変動に応じてすばやく交替する。趙烏吉斯古楞「九世班禅額爾德尼在内蒙古的活動」（2011年度内蒙古大学修士論文）、12頁。

³² 西康省とされる地域は、従来チベットの一部であった。内モンゴルと同じく清末から開墾され、袁世凱時代、内モンゴル三特別区と同じく特別区となった。そして1928年に国民政府から三特別区と同時に省とされた。チベットと西康省の衝突に関する『盛京時報』の報道は以下のとおりである。「西藏宣言独立」、1929年8月31日、「西康省政府暫難成立」、1929年9月4日、「達頼代表過北平赴寧 西藏問題又緊一步」、1929年9月14日。

³³ 「班禅活赴仏北大宮参観」、『盛京時報』、1929年11月20日、「班禅活仏復参観兵工廠」、同前、1929年11月21日。

³⁴ 謝覺哉「呼倫貝爾事件」（『布爾塞維克』第28期、1928年9月）。本史料は奥登挂編前掲『郭道甫文選』に収録された。フルンボイルでは厳密に言えば王公がいないが、郭道甫らは善後会議時の「盟旗統一行動」の構想の影響を受けて、副都統を王公と理解したのである。

³⁵ 「蒙古王公会議開催」欧米局関機高収第二三〇四九号ノ二（秘）1929年8月13日、前掲外務省記録『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一巻「4. 昭和四年／4 蒙古王公会議状況ニ関スル件」に所収。

交討論会（1929年10月28日に、京都で開催された）の第三次予備会議に参加した。同予備会議で、彼はモンゴル問題に関して講演を行った³⁶。この講演は郭道甫がその民族主義運動の失敗を反省したものであり、同年11月15日に、書にまとめられ東北蒙旗師範学校より発行された³⁷。また一部は、「蒙疆国防意見書」のタイトルで『蒙旗特刊号』に掲載された³⁸。

『蒙古問題講演録』で、郭道甫は1912年以來の民族主義運動を概観し、「1912～1919年のフルンボイルの独立、内モンゴル各盟旗のボグド・ハーン政權合流、バボジャブ、1919年のパンモンゴリズム運動の原因は清末の内モンゴル経営、行省制度の導入への反対である」とした。彼はこれまでの王公が主導した民族主義運動を認め、「外モンゴルの独立と同じく、モンゴルの民族上、政治上、及び土地上の権利の保護を宗旨とする」とし、「貴族階級の自治運動」と評価した。

また従来の自らの活動を「平民階級の自治運動」とし、内モンゴル王公、知識青年、民衆はモンゴルの利益を保護する上は一致するが「数十年来、それぞれ活動し、互いに同心協力の可能性がなく、それ故失敗した」とした。そして内モンゴルの民族問題を解決するには、「王公に対し、盟旗旧制を保障し、【知識】青年に対し盟旗の政治に関与する機会を与え、民衆に対し自由平等の権利を与え、その生計を保障する」ことであるとした。それを根本的に解決するには、「三民主義に即して、国民政府が内モンゴルの自決自治を許可することである」とした。

また同書で、郭道甫は「従来、内モンゴルとされるのは、現在の綏遠、察哈爾、熱河および東三省の範囲内のジレム盟であった【つまり内ジャサグ6盟と西トメド、チャハル】。またフルンボイル、アラシャ、エジネなどは同じくモンゴル民族の居住地であるため、有事の時、常に内モンゴル各盟と行動を共にした。そのため同じく内モンゴルの範囲内に属する」と主張した³⁹。つまり、彼は第一章でふれた善後会議時の「盟旗統一行動」の構想のもと、その「内モンゴル」地域概念を受け入れたのである。これは第二章で指摘した内人党時代のソ連・コミンテルンと外モンゴルなどの外部者によるものではない。

もちろん、郭道甫の身分は張学良の官僚であり、彼の諸意見は当局者に対し建言する形をとっている。しかし、彼のこうした言動は、前章でふれたように内モンゴルの權益を守るためその身分を国民政府官僚に変えた呉鶴齡と似ている。その発言は、表向きは奉天側に対するものである。しかし、その内実は、これまでの教訓の整理から王公、知識青年、民衆は今後、共同して「自治運動」に参加するよう呼びかけたことである。

「蒙疆国防意見書」で、彼は「ソ連との紛争のなか、『国防』の強化をはかって、中東鉄

³⁶ 郭道甫『蒙古問題講演録』（東北蒙旗師範学校、1929年）、「自序」1頁。本史料は奥登挂編前掲『郭道甫文選』に収録された。

³⁷ *Volume Two*, p1031.

³⁸ 郭道甫「蒙疆国防意見書」（『蒙旗特刊号』、1929年）。本史料は、奥登挂編前掲『郭道甫文選』に収録された。

³⁹ 郭道甫前掲『蒙古問題講演録』、21～27頁。

道問題を外モンゴル問題と関連させて外モンゴルへの軍隊派遣を主張する」奉天側に対し、「精良な部隊を有する外モンゴルを武力統一しようとすることは無謀かつ蒙漢両族の感情を傷付けることである」と主張した。これは第一章で検討した蒙事会議中の内モンゴル軍隊編成の意見とはほぼ一致し、ただちにジレム盟王公に賛成された⁴⁰。そして郭道甫は 10 月 5 日に、「モンゴル各地を歴訪し各王公と会見し、共同でソ連の進入を防ぐことを協商する」目的で張学良より蒙地に派遣された⁴¹。10 月 23 日に、彼は瀋陽に戻って、第三回太平洋国交討論会に参加するため京都へ赴く中国代表の歓送会に参加し、演説を行った⁴²。また、『盛京時報』の 11 月 24 日の記事では、張学良は防俄蒙軍（ソ連の進攻に抵抗するためのモンゴル人からなる騎兵隊）を編成することに着手し、おそらく郭道甫に同兵隊を指揮させるだろうと報道した⁴³。

3. 徳王と郭道甫の交流

ちょうど、この時期、パンチェンラマ 9 世と徳王が瀋陽を訪れ徳王と郭道甫の間に民族主義運動に関しての交流が実現した。徳王の回想によれば、郭道甫の建議は以下のとおりであった。

外蒙古と内蒙古はほぼ似たような状況なのに、なぜ外蒙古は独立に成功したのか。それはジェブツンダムバという宗教指導者がいて、蒙古民衆の中に中心となる信仰があったからです。意志を統一して力を集中できたので、独立運動は成功したのです。これとは逆に、内蒙古を見れば、何度も開墾に反対したり、独立運動を起こしたりしたが、いずれも失敗に終わりました。というのは、各自が好き勝手にふるまって、ばらばらの砂のようになり、中心となる信仰がないので、意志を統一して力を集中できず、何回運動を起こしても成功しないのです。現在、聞くところによると（一九三〇年四月十七日）パンチェンラマ【9 世】の侍僧が武力で彼をチベットまで護送するよう中央に要請したとのことですが、現在の状況から見て、すぐには実現しないでしょう。この機に乗じて、各旗が連合して資金を集め、パンチェンラマ【9 世】のために蒙地に廟を建て、内蒙古に滞在して頂くようお願いするのがよい。そうすれば、パンチェンラマ【9 世】を宗教指導者として、中心となる信仰が生まれ、我々が蒙古事業をすすめる上でも一定の作用を及ぼでしょう⁴⁴。

⁴⁰ 「蒙軍亦将加入戦団」、『盛京時報』、1929 年 9 月 4 日。

⁴¹ 「郭道甫奉派赴蒙」、『盛京時報』、1929 年 10 月 7 日。

⁴² 「太平洋国交討論会 歓送出席大会代表」、『盛京時報』、1929 年 10 月 23 日。

⁴³ 「編制防俄蒙軍続訊 由郭道甫指揮説」、『盛京時報』、1929 年 11 月 24 日。

⁴⁴ 前掲『徳王自伝』、23～24 頁。（一九三〇年四月十七）は訳者の加筆である。その根拠はおそらくチベットとネパールの間に紛争があり、同日にパンチェンラマ 9 世のカンプが蒙蔵委員会に対し、彼のチベットまで武力護送を請願したことであろう。「班禅請求回藏弭止尼藏戦争事致蒙蔵委員会呈」1930 年 4 月 17 日（中国第二歴史档案館、中国蔵学研究中心編『九世班禅内

郭道甫の「民族主義運動」観は、王公、知識青年、民衆三者が統一行動を取るべきであり、そしてこうした統一行動を実現させるには宗教の力量を利用すべきというものである。郭道甫はパンチェンラマ 9 世の宗教的な影響を利用することを「蒙疆国防意見書」で既にふれていた⁴⁵。これはジレム盟の王公が反開墾運動にパンチェンラマ 9 世の宗教的な力量を利用していた現状から出発したものである。

第二章でふれたように、内人党時代の郭道甫の著書では、こうした内容がなかった。郭道甫の思想の変化は張学良政権の下、ジレム盟王公と接触したことからもたらされたといつてよからう。しかし、徳王の回想によれば、郭道甫とはこうした会話があったにも関わらず徳王がそれを実践しようとしたのは 1931 年以降のことである。

その要因は、郭道甫が促していた蒙古騎兵隊のことが結局、最終的に張学良によって否定されたことである。ソ連との衝突では、馮玉祥、閻錫山らと対立状態にある国民政府からの援助が不可能であり、奉天側もこうした対立のなか自分の軍事勢力を保存する必要があった。これは当時の「東三省兵力約二十七万中、山海関方面守備及東三省内治安維持（土匪討伐ヲ含ム）等ノタメ全兵力ヲ北満ニ集中スルコト到底不可能ニシテ対蘇使用兵力約十萬ト推定ス而モ支那本部ヨリノ援軍派遣ハ内政上困難ナル事情アリ」⁴⁶とする日本側の情報分析と一致する。そして張学良は国境での軍事的敗北を経験し、11 月 26 日以降、外交そして国際的輿論を利用し停戦を図った。1929 年 12 月 16 日からソ連との間に直接交渉が行われ、中国側がソ連の中東鉄道の權益を承認した。25 日にソ連軍は撤収し、1930 年 1 月 10 日以降、中東鉄道の運行も次第に回復した⁴⁷。

つまり、張学良にはソ連の侵攻に備えてモンゴル人兵隊を作る必要がなくなったのである。そしてモンゴル人兵隊の育成は彼が強制的に行っている開墾に反抗できるモンゴル人側の軍事勢力を育成することになるため、消極的になるのはいうまでもない。

張学良は 1929 年 12 月 13 日、パンチェンラマ 9 世に対し、内モンゴル王公を宣撫することを要求し、彼が内モンゴル人の反発を和らげるよう期待した⁴⁸。張学良の変貌は郭道甫の活動にダメージを与えただけでなく、こうした統一行動の試みを失敗させた。徳王が 12

地活動及返蔵受阻档案選編』、中国蔵学出版社、1992 年）、15～17 頁。しかし、先述したように、パンチェンラマ 9 世は終始、国民政府の武力護送をチベット復歸の一つの目標とし、チベットとネパールの紛争は彼にとっては、もう一度その実現の機会を与えたに過ぎない。1929 年チベットと西康省の紛争時に、チベットの独立宣言時も同じく武力でパンチェンラマ世をチベット護送やチベット奪回を請願していた。「西藏不安」1929 年 5 月 2 日、「班禅代表赴打箭鑪」、1929 年 9 月 15 日、『盛京時報』。

⁴⁵ 郭道甫前掲「蒙疆国防意見書」、11 頁。

⁴⁶ 海軍軍令部「北満国境ニ於ケル蘇支兩軍ノ對抗」、1929 年 7 月 18 日、（秘）支那特報第三二号、防衛省防衛研究所所蔵『海軍省公文備考 T 事件 卷 6』、レファレンスコード：C04016969000。

⁴⁷ ポリス・スラヴィンスキー、ドミートリー・スラヴィンスキー（加藤幸廣訳）『中国革命とソ連：抗日戦までの舞台裏（1917－1937 年）』（共同通信社、2002 年）、186～215 頁。

⁴⁸ 「請班禅撫慰内蒙」、『盛京時報』、1929 年 12 月 13 日。

月 15 日に瀋陽から離れたのは、張学良からの軍事的、武器的支援がなくなったためであり、ここで活動する必要がなくなったからである。こうして郭道甫が示した構想を徳王が実践する条件は失われた。

第 3 節 百靈廟自治運動への道

1. 1931 年の新展開

1931 年夏から、「万宝山事件」（7 月 2 日）など日中間の摩擦が発生した。東北の不安が増幅し、日本側の「満蒙生命線」論の対象とされた内モンゴル東部だけでなく、全内モンゴルにもその不安が蔓延した⁴⁹。この情勢のもと、徳王と郭道甫は二人とも、1929 年の「統一行動を実現させるには宗教の力量を利用すべきである」、との考えを再度視野に入れたのである。

二人は内モンゴルで、パンチェンラマ 9 世のために廟を建てることを決議し、北京駐在の王公と連絡を取った。パンチェンラマ 9 世はそれを受け入れ、各王公はシリングル盟とジレム盟にそれぞれ一つの廟を建てることを決めた。1931 年 7 月 31 日、王公たちは自発的に献金したほか、蒙蔵委員会に対し建設費の補助を上申した。まずシリングル盟で建てることになっていたが、満洲事変によってジレムで建てることが不可能となり、シリングル盟に 2 つ（索王、徳王の旗）建てることにした⁵⁰。

パンチェンラマ 9 世は、郭道甫の父栄録と一緒にフルンボイルへ赴いた。郭道甫は蒙旗連合辦事処の件で瀋陽にいたが、10 月初め頃、フルンボイルに戻り、ハイラルでフルンボイル青年党の名義で秘密会議を開催した。郭道甫は 6 日に再度秘密会議を開催し、ハイラル蒙古政庁官吏とパンチェンラマ 9 世が参加した。この会議で、郭道甫は「モンゴル民族の自決」の獲得のため運動を発動することを決議した。政庁官吏は行動を急ぎ、パンチェンラマ 9 世は彼が当地より離れた後に運動を発動するようを請求した⁵¹。

その一方、郭道甫を日本側が重用する噂が広がった。例えば『南洋商報』10 月 14 日の記事は郭道甫のフルンボイル行きを、日本軍のため武器を運送するためであると報道していた⁵²。しかし、郭道甫の活動が準備段階で不発に終わり、彼本人が 12 月 11 日に満洲里ソ連領事館を訪れたがそこで逮捕され、1934 年 3 月にソ連より日本のスパイとして死刑の判決を下された。後に 10 年の監禁に変更されたが、その後は生死不明である⁵³。

⁴⁹ ガンバガナ前掲『日本の対内モンゴル政策の研究』、18～23 頁。

⁵⁰ 前掲『徳王自伝』、24～25 頁、森久男前掲『徳王の研究』、47 頁、「内蒙盟旗之九項要求」、1931 年 9 月 8 日、『南洋商報』。

⁵¹ 朝魯孟前掲「1925～1931 年間内蒙古人民革命党歴史探述」、97～98 頁。

⁵² 「黒竜江二孿張海鵬郭道甫不知亡国恨為仇張目日送軍火赴呼倫」、『南洋商報』1931 年 10 月 14 日。

⁵³ 「蒙古青年党首領郭道甫在呼倫失踪赴俄領事館領照後即無下落潜往他埠抑被殺害?」、『南洋商報』1932 年 1 月 20 日、奥登挂「關於郭道甫幾種称呼的補正和關於他的結局」、奥登挂編

バンチェンラマ 9 世は満洲事変直後の 9 月 22 日頃にフルンボイルを離れることを計画していたが、10 月 13 日にもハイラルに滞在していた。おそらく、同月の下旬にフルンボイルを離れることができて、徳王の旗で冬を過ごした。1932 年 6 月 26 日までシリングル盟各旗で経書を唱えて回り、7 月 17 日にオラーンチャヴ盟の百霊廟に滞在した。その期間中、バンチェンラマ 9 世の信頼を得てほかの王公に深い印象を与えた徳王は、1931 年 11 月 22 日に、病気で療養する索王の代わりに盟長の職務を行った⁵⁴。

この時期、徳王が直面した問題は二つある。

ひとつは、満洲事変後、関東軍の視野は南満洲から広がり、フルンボイルの動向に目を配る一方、新政権の範囲を「熱河遼西北方」つまり、ジョスト盟、ジョーオダ盟に広げることを示したことに起因する⁵⁵。徳王から見れば、日本が内モンゴル東部を掌握した後、おそらく次の目標は内モンゴル西部である。しかし、国民政府は華北ですら何の抵抗の準備がなく、さらに遠い内モンゴル西部を保護するはずがない。彼にとっては、こうした内外環境の急変に、いかなる手段で各盟旗王公及び上層分子の連合を促し、組織性のある盟旗の力量を形成して、それに対処するか、というのが最大の課題になったのである⁵⁶。

もうひとつは、「蒙古盟部旗組織法」への反対、蒙古各盟旗連合駐京辦事処の改組の実現、および新たに任命された平民出身のジョスト盟副盟長アユルウグイの免職である⁵⁷。これら目標の対象はすべて呉鶴齡であった。前章でふれたように呉鶴齡の請願運動は、善後会議以来の「盟旗統一行動」と内人党の掲げた「平民自治」を融合させた。これは王公と平民エリートの合作を促すことであり、国民政府との交渉では一部成果をあげた。しかし、彼は国民会議時、「盟旗統一行動」を重視した結果、逆に能動性を欠いて多くの不満を招くことになる。この時期、北平に集まったモンゴル人が二つの同郷会に分裂し、その区別は呉鶴齡とその「蒙古盟部旗組織法」を支持か否かである⁵⁸。

徳王の運動の活性化により、呉鶴齡に反対する派が勢いを増し、元内人党人の包悦卿、呉恩和、後に国民党に復活したばかりの白雲梯も合流した。こうした情勢の中、1931 年 11 月 4 日、呉恩和は国民政府に対し、「蒙古政教両方および青年を安撫する」意見を提出した。同意見は日本の脅威に対し、国民政府に蒙旗の防犯のため建議する形式をとった。その内容は、「行政権と土地所有権を有する王公、宗教権と民衆に対し信仰権威を有するラマ勢力、革新を求める【知識】青年たち」三派の統一行動を促すことであった⁵⁹。これは先述した郭

前掲『郭道甫文選』、192 頁。

⁵⁴ 森久男前掲『徳王の研究』、47 頁。

⁵⁵ 鈴木仁麗『満洲国と内モンゴル：満蒙政策から興安省統治へ』（明石書店、2012 年）、134～137 頁。

⁵⁶ 陳紹武「徳穆楚克棟魯普和蒋介石之關係」（中国人民政治協商會議内蒙古自治区委員会文史資料研究委員会編『内蒙古文史資料』第 1 輯、内蒙古人民出版社、1962 年）、28 頁。

⁵⁷ 札奇斯欽前掲『我所知道的徳王和當時的内蒙古』1、45 頁。

⁵⁸ 札奇斯欽前掲『羅布桑車珠爾伝略』、157 頁。

⁵⁹ 「国民政府文官処關於呉恩和陳述倭寇侵襲蒙疆危迫致行政院函」、1931 年 11 月 9 日、前掲『中華民国史档案資料彙編』第 5 輯第 1 編 政治（五）、50～51 頁。

道甫の「民族主義運動」観と酷似している。つまり、呉鶴齡に反対する各派が合流し、徳王のもとに集まった。そして王公と元内人党人の間に協力関係が再度確認されただけでなく、フルンボイル派と他の元内人党人の間に思想的なレベルで交流が再確認されたのである。

1932年5月から7月にかけて、彼らはいずれも徳王を「蒙古宣撫使」または「蒙旗保安司令」に任命することを要求した。5月8日に、モンゴル人北平留学生曾陽、5月9日に内蒙各盟旗駐平代表会、5月10日にパンチェンラマ9世の駐平辦事処が、5月31日に王公が連名で、徳王を蒙古宣撫使に任命することを上申した⁶⁰。6月25日に白雲梯は徳王を「蒙古宣撫使」または「蒙旗保安司令」に任命することを建議した⁶¹。

白雲梯からの徳王「蒙旗保安司令」任命の提議があり、包悦卿らも彼の騎兵について言及したことがあり、1932年9月、徳王は烏滂守備隊の拡大のため、蒋介石に対し銃弾の援助を要求した。蒋介石は腹心の桂永清（軍事委員会委員）、軍政部の余玉瓊を派遣し徳王の軍事設備の状況を視察させた。桂永清は徳王に対し、当時要求していた蒙古宣撫使より、「軍隊を組織して実力を拡充し、まず蒙旗に騎兵一個師あるいは一個旅団を組織して、中將の師長か旅団長に任じるのが適当である」と建議した⁶²。

騎兵隊の組織のことは、先述したように徳王と郭道甫が1929年時点で張学良に対し要求していたものである。さらに前章でふれたように呉鶴齡らが国難会議時、国民政府に対し要求したものである。だが、国民政府がようやくそれを受け入れる意欲を明らかにしたのは桂永清の徳王旗訪問の後の9月28日頃である⁶³。徳王は「桂永清が我が旗を訪れた際、なぜ私に蒙古騎兵の設立を勧めたのだろうか」という疑問を抱えていた。徳王は、その原因は反蔣戦争で敗れた閻錫山が外モンゴルを通して他の地方へ避難することをはかり派遣した人員を徳王が捕捉し、察哈爾省主席劉翼飛に報告し、それを蒋介石が知ったことだと理解した。徳王によれば、蒋介石は徳王を「蒙古支配の助手として味方に付けよう」としと判断されたのである⁶⁴。

しかし、これは、蒋介石が彼に蒙古騎兵の成立させた原因であり、蒙古騎兵そのものの設置の意図ではない。前章で指摘したように、呉鶴齡は閻錫山の主導による蒙古自衛軍の計画を打破し、閻錫山に警戒的であった蒋介石に中央政府より人員を派遣し蒙古騎兵隊を組織させるよう建議した。ちょうどこの時、包悦卿らは徳王が5千人以上の軍隊を擁する

⁶⁰ 「蒙古留平学生曾陽為推薦徳王為蒙古宣撫使以安蒙心致国民政府電」1932年5月8日、「内蒙各盟旗駐平代表会為設置蒙古宣撫使並任命徳王充任致国民政府電」1932年5月9日、「班禅駐平辦事処為請任命徳王為蒙古宣撫使致国民政府電」1932年5月10日、前掲『中華民國史档案資料彙編』第5輯第1編 政治（五）、86～87頁、森久男前掲『徳王の研究』、47頁。

⁶¹ 「国民政府軍事委員会為准中央政治會議秘書処函請核辦白雲梯提議請任命徳王為内蒙宣撫使或蒙旗保安司令等名義致行政院公函」1932年7月4日、前掲『中華民國史档案資料彙編』第5輯第1編 政治（五）、88～89頁。

⁶² 前掲『徳王自伝』、6～7頁。

⁶³ 「蒙蔵委員会為籌議編練蒙古騎兵致行政院呈」1932年9月28日、前掲『中華民國史档案資料彙編』第5輯第1編 政治（五）、61～62頁。

⁶⁴ 前掲『徳王自伝』、17頁。

と宣伝していたのであり、蒋介石は桂永清を下調べのため派遣したのである。

桂永清が去ってまもなく、蒋介石から武漢で謁見するとの招電が届いた。10月下旬に武漢へ赴いた徳王は蒋介石と会見し、側近の韓鳳林に蒙古騎兵編成計画と必要な武器を起案させ提出した。徳王が必要とするものは実権、武力の増強および対内モンゴル政策の改変であった。蒋介石は蒙古騎兵隊の件について即答を避けたが、機関銃四挺、小銃数百挺を受領するよう指示した。10月28日、蒋介石は武漢を離れ、徳王は北平に赴いた⁶⁵。

2. 徳王と呉鶴齡

徳王の北平での活動の中心は蒙古各盟旗連合駐京辦事処の改組問題である。先述したように、呉鶴齡は終始その改組に反対してきた。しかし、この頃、彼の活動に終始支持してきた馬福祥が蒙蔵委員会委員長の職をやめた。呉鶴齡は蒙事処長の職を解任され、さらに蒙旗代表の改選と蒙古各盟旗連合駐京辦事処の改組を命じられた。呉鶴齡は改組問題の解決のため北平に赴き、徳王と呉鶴齡は会見した。

徳王の回想によれば、同会見で二人は以下の内容の主張を交流した。呉鶴齡は彼の「蒙古盟部旗組織法」の意図は「盟旗の存在を守るための法令の基礎とすることにある」とし、徳王の反対の理由を聴いた。徳王は、「蒙古待遇条件」の「蒙古王公の管轄治理権は一律旧制を踏襲する」という規定こそが、蒙古各盟旗が存在できる法令の根拠であるとした。また、「蒙古王公制度は完全なものではないが、その基礎の下でさらに改革をはかることができる」と主張し、「蒙古盟部旗組織法」は「多くの点で旧制を変更しており」、盟旗を守ることが出来ず、「蒙古を守る最良の方法は各盟旗を団結させることであり、この方法を実現させる前には、旧制度に賛成する」と思惑を打ち明けた⁶⁶。呉鶴齡と徳王の間に意見のズレがあつて、今度の会見はそれを解決することができなかった。

しかし、ここで筆者が指摘したいのは、前章でふれたように、各派から批判されるに至った呉鶴齡の請願運動は王公そして元内人党人の対立を解決することを目標とした。だが、彼の請願運動は両方の意見を融合させたため、両方の権益をある程度損なうことになった。両方から批判を浴びることになった。呉鶴齡が蒙古各盟旗連合駐京辦事処の改組問題に反対したのは、内モンゴルが「盟旗統一行動」を実現したことにあまりに固執したためであった。そのため、呉鶴齡と彼が指導する蒙古各盟旗連合駐京辦事処は第三派勢力となった。後に徳王の百靈廟自治運動が始まると、呉鶴齡も極力にそれを支持するに転じたこともそれを裏付けている。そして徳王は呉鶴齡の盟旗統一行動の象徴ともいえる蒙古各盟旗連合駐京辦事処の廃止ではなく、改組つまり盟旗代表の改選を目標とした。つまり、徳王は従来の「盟旗統一行動」を放棄したのではなく、それを依然として重視していたのである。

⁶⁵ 同上、8～9頁、森久男前掲『徳王の研究』、48頁。

⁶⁶ 前掲『徳王自伝』、11頁。

3. 百靈廟自治運動の発動

徳王が蒋介石に会ったのは、「蒙古の軍事権」を手に入れるためであり、請願活動の目的は「蒙古の政治権」を手に入れるためであったが⁶⁷、いずれも失敗した。「国民政府の『蒙蔵事務』関係者が徳王の内モンゴル自衛・団結の意見を受け入れなかった」ことに對し失意に満ちた簡単な宣言を通電し、徳王は 1932 年末に南京を去った⁶⁸。

徳王が旗に戻ってすぐ進めたのは、蒙古幹部学生隊の設立である。徳王は雲繼先、于福賡の二人を教官として任命した。そして北平で募集した学生をすべて同隊に編入して訓練をすすめ、武漢・南京で受領した武器を与えて使用させた。彼等の活躍により徳王の兵力は 6 千人以上に達した。徳王は集めた青年たちと時局下に内モンゴル問題にどう対処すべきかについて何度も討論・研究を繰り返した。

その結果、やはり「各盟旗が団結して内蒙自治を実行する」ことが最良の方法であるとし、①もし内モンゴル自治を提起すれば、かならず蒙古各界の同情と支持が得られる、②孫文の弱小民族を助けてその自決・自治を促すという遺訓にも合致し、反逆の罪を着せられることがない、とその成功の可能性があると分析した。陳紹武は「蒙古自治委員会の成立を要求する」案を提出した。ほかに「内蒙自治政府を要求する」とともに、「シリングル盟はウランチャヴ、イケジョー兩盟と連合して自治を始めよう」との主張もあった⁶⁹。前者は呉鶴齡がもともと国民政府に對し要求したものであり、後者は従来の内人黨の主張の影響を受けている。

そして徳王は「各盟旗を自治に参加させるには、年配で徳望を備えた爵尊である王公の支持を得なければならない。特にシリングル盟で自治を行うには盟長索王やヤンサンなどの年配の王公に了承してもらう必要がある」との考えのもと、パンチェンラマ 9 世の宗教的な權威を利用したのである⁷⁰。つまり、徳王の「民族主義運動」觀を実践に移したのであ

⁶⁷ 同上、19～20 頁。

⁶⁸ 黄奮生前掲『内蒙盟旗自治運動紀実』、59 頁。

⁶⁹ 前掲『徳王自伝』、20～22 頁。

⁷⁰ 前掲『徳王自伝』、23 頁。しかし、パンチェンラマ 9 世は百靈廟自治運動のごく初期には内モンゴル側の主張を支持していた。だが、国民政府がそれに否定的な態度を取るにつれて、遅くとも 1933 年 10 月 16 日の時点で、内モンゴル自治から一步距離を置いた。パンチェンラマ 9 世は「自治は独立性を持ち、おそらく中央と衝突する上に外人に機会を与えることである」とし、もし盟旗に困難があれば彼を通して中央に報告すべきとした。また、自治通電のなかの軍事・外交を国民政府に任せる内容は、彼の教化の成果とし、国民政府が彼に託した蒙古を宣撫する役命を果たしたと主張した。国民政府は 10 月 18 日に彼に對し「上では中央の意志を發揚させ、下では蒙旗の忠實を激發した」として特別に奨励する命令を出した。彼は明らかに自治運動の進展を否定的にとらえたがゆえに、政府に高く評価されたのであり、従来の評価とは異なる一面を示したのである。パンチェンラマ 9 世の論調に對し、各王公は「政教分離」の立場から批判した。そして 12 月 17 日に、ダライラマ 13 世が死去した。彼はそれを契機に、再度チベット復歸を図り、1934 年 1 月より再度、北平、南京、上海などを活動の場とし、内モンゴルを離れた。後に内モンゴルを訪れたが内モンゴルを経てチベットへ戻るためであり、その途中の 1937 年 12 月 1 日に青海で死去した。「傳作義關於錫盟發起自治起因及宣化情形致蒙蔵委員會電」1933 年 10

る。徳王は1933年5月から各王公と連絡し、7月12日に百靈廟で自治会議を開催する予定であったが、延期され7月26日に、第1次百靈廟会議を開催した。こうして百靈廟自治運動の幕が正式に開いた⁷¹。

第1次会議の決議は、①「内モンゴル自治を許可し、内モンゴル自治政府を設立するよう中央に要求する」、②「時期を選んで第二回自治会議を開催し、シリングル、ウラーンチャヴ、イケジョー三盟の名義で通知を發し、各旗王公および外地に居留する蒙古人士にやってくるよう要請する」ことである。徳王は、8月14日に滂江電報局から自治通電を發した。同通電にシリングル、ウラーンチャヴ、イケジョー三盟の各旗ジャサグが連署した。その内容は大要、次のとおりである。

モンゴル地域は外モンゴルがソ連の手にあり、ジレム盟、フルンボイル、さらにジョスト、ジョーオダ両盟が日本に陥落させられた。国民政府は弱小民族に対し支援・救済の責任を訴えているが、国内には紛争が頻発し、自らを救える日本の脅威に対し、国民政府は専吏を派遣して慰問しているがそれだけでは内モンゴルは身を守ることができない。モンゴル人が総理【孫文】の懿訓【建国大綱】、また国民會議の外モンゴルの自治を許可した先例を根拠に、軍事・外交を国民政府に任せる以外、『高度自治』を採用し内モンゴル自治政府を成立し、自ら自治を行うことを宣言する。その目的は自治政府の成立によって【三盟の団結だけでなくこれまで対立してきた各民族主義者の】団結を至急に促進させることである⁷²。

この通電は、まず内モンゴル盟旗に対する日本の脅威を国民政府に伝えると同時に、「弱小民族の自決・自治」を扶植することを実施していないと国民政府を批判した。彼はこうした批判を内モンゴルの自決・自治の獲得と結び付けた。また、国民會議の外モンゴルの「高度自治」の許可に依拠して、内モンゴルにおいて同じ地位を獲得することを宣言した。前章でふれたように、外モンゴルの「高度自治」の許可は吳鶴齡の請願運動中に提起され、国民政府に受け入れさせたものである。そして、徳王は自治政府、つまり内モンゴルにおける統一の行政組織の成立の宣言自体がモンゴル人の団結を促進させるためであると主張した。

第二章、第三章でふれたように、内人党の活動も、吳鶴齡の請願運動もその最初はこうした統一機関の成立を目標とした。しかし、内人党の活動はソ連・コミンテルンの民主革

月16日、前掲『中華民国史档案資料彙編』第5輯第1編 政治（五）、105～107頁、方範九『蒙古概況与内蒙自治運動』（商務印書館、1935年）、86頁、趙烏吉斯古楞前掲「九世班禅額尔德尼在内蒙古的活動」、35～41頁。

⁷¹ 前掲『徳王自伝』、29頁。

⁷² 「錫烏伊正副盟長等願電」（「内蒙自治問題之面面觀」、『蒙藏委員会蒙藏政治訓練班季刊』、刊行時期は表紙に「民国22年度上学期」、つまり1933年と記されているが、内容を見る限り1934年のものである。その次号が1934年6月に刊行されている点から判断すれば1934年3月頃である）、99～100頁。本史料は馬大正編前掲『民国辺政史料彙編』第18冊に収録された。

命の方針のもと、呉鶴齡の請願運動は国民政府との交渉中、従来の目標から離れた。つまり、徳王によって、彼らがそれぞれの民族主義運動を発動する際に要求していた目標が再度提起されたのである。特に、直前の反対対象であった呉鶴齡の活動の成果を吸収している。蒋介石からある程度軍事的な支援を獲得できたのも、「高度自治」の提起も呉鶴齡の活動の成果である。徳王の同通電は対立関係にある呉鶴齡をも、自らの自治運動への参加を呼びかけたのである。

4. 徳王の「民族主義運動」観と百靈廟自治運動の展開

徳王のもと集まったモンゴル人は、1933年10月9日から10月24日まで、第2次百靈廟会議（計五回の会議）を開催した。10月15日の第2回会議では、徳王が提案した「内蒙古自治政府組織法案」を修正・採択するとともに、即日国民政府に上申して受理させることを決議した。「内蒙古自治政府組織法案」は、第1条「内蒙古自治政府は内蒙各盟旗の治権を総攬する」、第2条「内蒙古自治政府は内蒙各盟旗の固有の領域を統轄範囲とする」、第3条「内蒙古自治政府は中央を通じて国際、軍事、および外交事項を処理するほか、内蒙のあらゆる行政はみな本自治政府の法律、命令に基づいて実施する」とした⁷³。

しかし、よく知られるように、徳王らの「高度自治」の要求は、内モンゴルに設置された綏遠、察哈爾兩省、特に綏遠省の激烈な反対に遭った。内モンゴル自治問題の解決のために派遣された国民政府内政部長・黄紹竑は、最終的に兩省側の意見に偏った。1934年1月に、国民政府が出した「蒙古自治弁法11条」は、統一の自治政府の成立の要求を否定し、さらに各盟旗の行政を省政府に権限を授けた⁷⁴。

内モンゴル民族主義者たちは盟旗そして在外を問わず、ほとんど「蒙古自治弁法11条」への反対の矛先を国民政府に向けた。民族主義運動に参加したモンゴル人はかつてなく団結し国民政府に対する大規模な反対運動を展開するに至った。

つまり、徳王の活動が活性化し、内モンゴル自治を宣言したことで、内モンゴル民族主義者の間に当時として最大規模の団結を実現したといえよう。これは前節で指摘したように、徳王は早い段階から他の民族主義者たちと接触し、自らの「民族主義運動」観を形成させた。そしてこれは、これまで対立・協力の繰り返しであった内モンゴル民族主義者同士がその経験・教訓を整理した上で形成したのである。この「民族主義運動」観は徳王のオリジナリティというよりも、1930年代半ばにモンゴル人の間に共通する民族主義運動の指導的な方針が生まれつつあり、その時代に徳王が出現したと言い換えれば妥当であるかもしれない。それ故、徳王の自治運動はかつていない勢いで展開され、国民政府だけでなく、国際社会からの関心もよせられたのであった。

そのようなかで、国民政府は再び内モンゴル自治問題を見直した。2月25日、汪精衛は

⁷³ 森久男前掲『徳王の研究』、61頁。

⁷⁴ 同上、74頁。

茶話会を開き、モンゴル人代表の要求を聴取し、そこで呉鶴齡をふたたび単独で呼び出して会見した。徳王の回想によれば、呉鶴齡は汪精衛に対し、「統一的な蒙古自治委員会の設立」の承認を要求したのである。しかし、呉鶴齡と意志を統合していた雲王は統一組織を「政府」にすることを終始堅持していた。おそらく、汪精衛はある程度独立性を持つ「自治政府」の用語に否定的であり、蒙古自治委員会としたのであろう。

汪精衛の意見に即して、呉鶴齡は自治草案を起草して汪精衛に送った。汪精衛は呉鶴齡の草案に基づいて「蒙古自治八項原則」を作成し、それを蒋介石に送った。蒋介石は、「蒙古が自治をやりたいと言うのなら、試してもよろしい」とし、ただ「地方的性質の自治であることをはっきりさせるべき」であるとし、「地方」の二字を書き加えて「蒙古自治八項原則」を同意した⁷⁵。つまり、国民政府は終始地方自治⁷⁶を重視し、対内モンゴル政策もまた地方自治の枠内で処理しようとしたといつてよかろう。

中華民国の枠内ではモンゴル人は弱小民族とされた。実際に、内モンゴル民族主義者たちの活動も自決自治を掲げながらも外部勢力を利用する道に出た。その国民政府との提携も、中国における中央と地方勢力の対立関係を利用し、その政策を内モンゴル側に有利にさせることを目標とした。そのため、その民族主義運動は常に妥協的な側面を有する。そしてその過程で、中央政府または漢人の地方勢力の主張に偏る人物もいたの当然である。百靈廟自治運動も最終的に国民政府の既定方針を一部受け入れることで、1934年4月に、百靈廟で蒙古地方自治政務委員会（以下、蒙政会）を成立させ、内モンゴルの統一機関の樹立を実現した。蒙政会は1936年7月まで存在した。後に徳王、呉鶴齡ら蒙政会メンバーは、日中間の開戦を背景に、1937年10月に蒙古連盟自治政府を樹立したのである。

⁷⁵ 前掲『徳王自伝』、54～59頁。

⁷⁶ 「地方自治」は、清末以来の中国で中央と地方の連携を深め国民統合の実現のため提起された概念である。その単位は省または県（国民政府は県）であり、自治の主体は地域の住民であり、「蒙漢」の区別がない。つまり、内モンゴル民族主義者が要求する自決自治とは別質なものといえよう。地方自治に関し、曾田三郎ほか『近代中国の地方自治と国民統合に関する史的研究』（平成8年度～平成10年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書、1999年）、周聯合『自治与官治：南京国民政府的県自治法研究』（広東人民出版社、2006年）を参考した。

終章

本稿は従来の先行研究に学びつつも、従来は対立面が強調されてきた内モンゴル民族主義運動の共通面をとりあげることが第一の目標とした。というのも、これまでの研究では、中国共産党を支持し、漢族とともに革命に参加したモンゴル人の立場から内モンゴルの歴史が語られるか、あるいは国民党に所属したモンゴル人の立場から立論され、内モンゴル内部における政治的対立が強調されたからである。さらにいえば、外モンゴルでも当然ながら、民主化前後で内モンゴルを捉える視点に変化しており、政治的環境の違いが内モンゴル内部の相違点に光を当てがちであったといえる。

筆者はこうした研究状況に対して、以下の疑問がある。先行研究では、ほとんど現在の内モンゴル自治区と清朝時代の内ジャサグを前提とし、つまり、「内モンゴル」という実体が終始存在していたと認識した。そのもと、各王公が盟旗の分断を越えて内部の統一を図る過程で生じた意見の衝突がより強調される傾向がある。また、民族主義者の内部では出身階層や政治理念の違いによって衝突が頻発したが、他民族による圧迫に反抗し、内モンゴル地域のモンゴル人の独立か自治を実現させるのは彼らの共通の目的である。そして「モンゴル世界」の「一体性」・「個別性」から、内モンゴル民族主義運動と外モンゴルの関係について、再検討する必要がある。

共通面を議論するために、具体的には①内モンゴル民族主義運動を蒙事会議、善後会議まで遡り（第一章）、②1920年代の内人党をとりあげるとともに（第二章）、③従来、軽視されてきた呉鶴齡の活動をクローズアップし（第三章）、④徳王の民族主義運動に対する観点を問うた（第四章）。またまた宗教勢力をとりあげたことで、その内モンゴル民族主義運動に対する影響を分析し、従来の研究に新たな知見を加えたものである。

以下、本論で論じたことをまとめながら、上記の点を具体的に再確認してゆく。内モンゴル民族主義運動の起点は清朝末期に積極的に行われた漢族の移民・開墾にともなう、モンゴルの前近代的な「自治」状態と遊牧文明との喪失の危機、そして貧困化の2点であった。北京政府は「五族共和」の方針の下、清朝の崩壊を契機にモンゴル世界との一体性を重視し、独立運動を展開した外モンゴル以外のモンゴル地域をその管轄下に留めおいたが、清朝末期以来の移民・開墾は継承した。また中華民国は軍閥混戦の状態に陥り、これら地域は、周辺の漢族の地方勢力に彼らの勢力の育成のため、土地、資源の提供を不断に要求されることとなる。民族主義者は、何度も反対活動を展開したが、いずれも失敗におわった。

1917年のロシア革命、1921年のモンゴル革命は、辛亥革命の時に独立またはボグド・ハーン政権への合流を目指したが失敗したモンゴル人に再度、民族主義運動の契機をもたらした。1921年に、外モンゴルは、事実上の独立を獲得し、1924年に共和制へと移行した。同じく1924年、中華民国における革命の熱気が高まるなか、北京政府の実権は馮玉祥、張

作霖に移ったが、二人の衝突の結果、最終的に張作霖が勝利し、北京政府は張作霖時代を迎えた。この中央政権の交替時に新たな対モンゴル政策がうまれる可能性があり、王公が積極的に参加したのは、1924年の蒙事会議と善後会議であった。従来の研究では、この可能性に対する評価は極めて低い。たしかに、この二つの会議からモンゴル人は、みるべき具体的な成果を得ることはできなかった。しかし次の諸点において歴史的に無視できない、運動についての遺産を生み出したと著者は考えている。

蒙事会議は元々北京政府の外モンゴルの奪回のために開催された会議である。筆者が明らかにしたように、王公は北京政府の外モンゴル奪回に賛成の意を示したが、その目的は外モンゴル奪回を理由に内ジャサグ各盟（この時点での「内モンゴル」）の共同の討論の場を作り、そして「内モンゴル」に軍隊を育成することであった。そして王公が中心となり、自治問題、蒙旗の教育、蒙民の生計、宗教改革、ラマ人口の抑制など内ジャサグ各盟が直面する諸問題の解決策を提出した。

諸改革の実施が期待されたのは善後会議である。しかし、馮玉祥、張作霖らが要求したのは従前と同じく漢族農民の移民・開墾であり、さらに漢族の兵隊を派遣して開墾に従事させることであった。善後会議の直後に内モンゴルでは抗開墾運動が展開されたが失敗した。

しかし、善後会議の内モンゴル民族主義運動についての意味は重大であった、と筆者は考えている。というのは、王公の間に盟旗制度により形成された、相互に対等な地位にある王公の活動の独自性が、これまでの民族主義運動の失敗の重要な原因という認識が生まれたからである。グンサンノルブが提起した「盟旗統一行動」の構想は徳王、呉鶴齡らに継承され、さらなる発展を遂げた。そしてこの構想は「独立」している外モンゴルへ接近よりも、中華民国の支配下に残されたモンゴル地域同士の連携をさらに重視した。換言すれば、漢人の入植に反対し、モンゴル人の権益を訴え、内ジャサグを越え、隣接する「内属モンゴル」・「外ジャサグ」地域も含んだ統一活動を重視したのである。つまり、王公は「盟旗統一行動」の構想では、外モンゴルを中心とする「モンゴル世界」との一体性ではなく、中華民国の構造内でのモンゴル地域を「内モンゴル」と想定して活動したのである。これは筆者が考えるこの時期の内モンゴルの個別性である。

1925年10月に成立した内人党について、従来の研究は、オシーロフ（コミンテルン代表、ブリヤート・モンゴル人）とボヤンネメフ（外モンゴル人）の内人党参加を根拠として、内人党をパンモンゴリズム的な民族主義的な性質を持つ政党として主張してきた。しかし、筆者はこの二人の参加こそ内人党の性質を変えたと理解している。後に内人党を組織する白雲梯、郭道甫らと人民党との最初の関係は、コミンテルンの掲げる「世界革命」の一部として、人民党の「パンモンゴリズムの民主革命」へ合流することであった。だが、人民政府とソ連・コミンテルンの衝突のなか、人民政府の成立に加担した王公、ラマ勢力と彼等に同情的な人民党の指導者たちが弾圧・疎外された。人民党はその中で受動的にもっぱら人民民主を呼びかけるようになっていったのである。

しかし、内モンゴルにおいて独自の政党を組織するに際しては、誰でも内モンゴルの個別性から出発するしかない。それゆえ、成立当初の内人党は、漢人地方勢力に反対することで共通認識をもつ内モンゴル各階層の人物を含み、民族主義的性質を持っていた。内人党の成立段階では、王公（総官も含む）、ラマ勢力も多数参加し、その目標は内モンゴル自治の獲得であった。だが、正式に成立した後の内人党は対外的に国民党・中共の国民革命に合流し、対内的に王公打倒を目指す運動に転じた。その原因として考えられるのは、内人党が①ソ連・コミンテルンと、②その指導に妥協と反抗を繰り返す人民党という二勢力を指導者としたことである。

ソ連・コミンテルンはあくまでも内人党をその支援下で展開されている国民革命の補助役にさせ、さらには張作霖への反対から国民革命に携わった馮玉祥の活動に合流させることを目的とした。ダムバドルジはソ連・コミンテルンの外モンゴル内政交渉に反対する立場であり、彼の支援は民族主義的な性質を有するが、同時期に内モンゴルを訪れ長期に内人党のイデオロギー的な指導に携わったのは、王公、ラマ勢力を疎外し、人民民主に熱心なボヤンネムフであった。ソ連・コミンテルンとボヤンネムフは階級革命を重視する点では共通した思惑があった。

内人党の活動は、ほとんどコミンテルンとボヤンネムフの指導方針のもとに展開された。ボヤンネムフらには大量移民・開墾を促しつつけた馮玉祥に対する対抗策は当然なく、国民党もソ連・コミンテルンとの関係を絶ったことで、馮玉祥、閻錫山など移民・開墾を推行してきた地方勢力との合作へ方針を変えた。コミンテルンの内人党への規制は強化され、党内に亀裂が生じた。コミンテルンに反対した白雲梯らは国民党へと合流する道を歩み、残された郭道甫、富明泰らはコミンテルンの指導下、フルンボイルの独立自治を図ったが失敗し、郭道甫は張学良の幕僚となった。

1927年に白雲梯ら元内人党人は国民党と合流した。1928年、三民主義を掲げた国民政府が新しい中央政府として誕生した。国民政府の「建国大綱」では、民族政策の方針を「政府は国内の弱小民族を助けて自決自治させる」と定めた。民族自決自治は王公、元内人党人の両方から期待されるものである。1925年以来、王公と内人党が階級的に対立関係になっていくが、「内モンゴル」という共通意識を持つようになり、近代意義での内モンゴルが初めて登場したといえよう。しかし、内人党の活動によって激化した王公と元内人党人の対立関係は内モンゴルで顕在であった。内人党は、その民主革命を国民政府の支援のもと展開することを期待し、王公側は盟旗の保存と王公制度の保護を望んだ。それ故、両者は激しい衝突を繰り返し、そのなかで国民政府は「建国大綱」を全国の省県で画一的に実施させる方針の下、漢人の地方勢力の意見を受け入れ、内モンゴルに立てられた熱河、チャハル、綏遠三特別区を省にし、各盟旗を管轄させる決定を出した。

ここで登場するのは、王公の支持のもとに内モンゴルの統一行政組織を目標とした呉鶴齡の請願運動である。呉鶴齡の活動を考察し、筆者が新たに明らかにしたことは、まず、呉が王公・元内人党人など、その身分・理念を問わずともに活動し、モンゴル人が団結し

て統一行動にできるべきであると強調したことである。つまり、彼は王公が率いる「盟旗統一行動」に元内人党人の参加を要請したのである。呉鶴齡のこうした主張の背景には、国民政府そして周辺の漢人の地方勢力の「省」の導入による、さらなる侵害に抵抗する最後の保塁として王公の世襲に基づく盟旗制度を位置づけ、それをいかなる手段をつかっても国民政府に認めさせる、つまりモンゴル人の統一行動の根拠となる盟旗を保存することが、民族主義運動を成功させるために最も重要な前提条件であるとの彼の考えがあった。

そして呉鶴齡はモンゴル会議、国民会議、国難会議を通じて、内モンゴルの経済的、軍事的、行政的統合を目標とする新生の各省と論争を繰り返し、その過程で自らの身分を国民政府の対内モンゴル政策の作成者に変身させ、内モンゴル側の権益を守る「蒙古盟旗組織法」を作成した。また、呉は内モンゴルの自治を獲得することができなかったが、独立状態にある外モンゴルの現状を高度自治だと国民政府に認めさせ、漢人の地方勢力が内モンゴルの軍隊を掌握する計画を打破した。

しかし、「蒙古盟旗組織法」は、王公と元内人党人の両側の主張を融合したため、当然ながら両側の権益をある程度そこなうことになった。しかも正式に公布された時、「蒙古盟部旗組織法」と名称を変更しただけでなく、国民政府は満洲事変が引き起こされたことで、王公の自律性を認めることが、彼らと日本勢力との接近を促すことを危惧し、より統制色を強めたのであった。それによって王公の権益はさらに損なわれることになり、呉鶴齡の融合案に賛同的であった王公は呉鶴齡への反対活動を始め、その中心に立ったのが徳王である。国民党内の蒋汪紛争に巻き込まれ南京をはなれた白雲梯、包悦卿など一部元内人党人も彼の反呉鶴齡運動に合流した。筆者は反呉鶴齡運動の過程で、徳王は自らの「民族主義運動」観を形成させた、と考えている。

徳王の「民族主義運動」観はまず善後会議時の「盟旗統一行動」の構想がその出発点である。それゆえ、呉鶴齡が内モンゴル自決・自治を目標とし、請願運動に出た時、徳王はそれを支持した。しかし、呉鶴齡は「盟旗の民主改革」をアピールし、内モンゴル自治の獲得の妨害となっている王公と元内人党人の対立を解決しようとした。この「民主改革」を受け入れる基盤は、ジョスト盟、ジョーオダ盟など元内人党人など民主的な理念を訴える人物を輩出した他の盟旗には、ある程度あったといえよう。しかし、「民主改革」の推進は相対的に保守的な王公が多い、徳王のシリングル盟の状況とは合わなかった。徳王からみれば、シリングル盟の王公を「盟旗統一行動」に動員するには、王公の伝統的な権益をそのまま維持させることが必要であった。それ故、徳王は反呉鶴齡運動に出たのであろう。

その過程で徳王は郭道甫と出会った。郭道甫はこれまで打倒対象と見ていた王公と本格的に接触し、王公との協力、宗教の力量の利用を重視するようになった。そのもとで、郭道甫は従来の民主的な革命路線を変えて、新しい「民族主義運動」観を形成させた。それは、王公、知識青年、民衆の三者が統一行動を取るべきであり、そしてこうした統一行動を実現させるには宗教の力量を利用すべきというものである。徳王は従来の「盟旗統一運動」の構想を維持しつつ、郭道甫の「民族主義運動」観と出会い、さらにそれを深めた。

そして、彼はダライラマ 13 世との衝突によってチベットを脱出し、内モンゴルにたどり着いたパンチェンラマの宗教的影響を利用した。こうした団結の成果として発動されたのが高度自治を掲げた百霊廟自治運動であり、1924 年以來の内モンゴル各勢力の運動の成果を吸収した。自治運動の目標は軍事・外交を国民政府に任せる以外、他のすべての事務をモンゴル人自らが行う内モンゴル自治政府の成立であった。同運動はいかなる外部勢力の関与もなく、内モンゴルの各民族主義者が意志を同一した結果であり、漢人の地方勢力の激烈な反対そして離間活動を乗り越え、国民政府に自治を許可させた。その成果は蒙政会の成立である。

また、本論文では近代内モンゴル民族主義運動中のラマ勢力について考察した。従来、内モンゴル民族主義運動に対し、チャンキャ・ホトクトは妨害し、パンチェンラマは支持したとしてみなしているが、宗教勢力の動静について詳しくは検討していなかった。確かに筆者も、チャンキャ・ホトクト 7 世が内モンゴル民族主義運動を妨害したことを承認する。彼は 1925 年から宗教改革をめぐって王公と対立し、国難会議の時点では完全に閻錫山など内モンゴル民族主義運動の反対勢力の代言人となった。一方、パンチェンラマ 9 世は、百霊廟自治運動のごく初期には内モンゴル民族主義運動に協力した。しかし途中から自治運動の進展を否定的にとらえ、国民政府へ接近し、内モンゴル民族主義運動と距離を置くに至ったことに筆者は着目している。

また本論文ではラマ旗であるフレイ旗を事例に、内モンゴル地元のラマ勢力は呉鶴齡の活動に合流し、政教分離を実現したことにふれた。それはラマが執政権を掌握していることを理由に、熱河省政府がフレイ旗の取消をはかったことへの対抗策であった。つまり、フレイ旗の政教分離の出発点は民族主義的な性質をもち、王公の蒙事会議中の宗教改革の主張に即して、宗教権を王権に従属させることで、外部勢力がラマ勢力への働きかけを通じて「盟旗統一行動」を破壊する可能性を防ごうとしたのである。これは内モンゴルラマ勢力の内部からの変革の動きである。

徳王は反呉鶴齡運動中に、従来の「盟旗統一運動」の構想を維持しつつ、郭道甫の「民族主義運動」観と出会い、さらにそれを深めた。そのもと、各民族主義者の「民族主義運動」観が統一する傾向が現れ、しかも内モンゴルの高度自治を宣言することで意志を統一させたのである。この「民族主義運動」観は徳王のオリジナリティというより 1930 年代半ばにモンゴル人の間に共通する民族主義運動の指導的な方針が生まれつつあり、その時代に徳王が出現したと言い換えれば妥当であるかもしれない。百霊廟自治運動が発足し、自治政府の樹立をめぐって国民政府との交渉が始まると、呉鶴齡、白雲梯など従来民族主義運動の中心であった人物も徳王を支持した。その基礎となるのは、徳王が彼らとの対立・協力の過程に形成し、実践したその「民族主義運動」観であった、と筆者は考えている。

徳王の百霊廟自治運動の最大の目的は、なんとしても内モンゴルを構成する各地域を、さらにモンゴル人が民族主義運動に団結するための統一組織や政府を生み出すことであった。蒙政会の成立は、彼らが重視してきた「内モンゴル統一組織」の樹立を意味した。し

かし、高度自治の要求が否定されて、獲得したのは「地方自治」であった。

中華民国の枠内ではモンゴル人は弱小民族とされた。実際、内モンゴル民族主義者たちの活動も自決自治を掲げながらも外部勢力を利用する道に出た。その国民政府との提携も、中国における中央と地方勢力の対立関係を利用し、その政策を内モンゴル側に有利にさせることを目標とした。そのため、その民族主義運動は常に妥協的な側面を有する。百靈廟自治運動も最終的に高度自治の要求を取消し、国民政府の地方自治を受け入れた。

総じていえば、1924～1937年の内モンゴル民族主義運動は、各民族主義者の関係が対立から協力へ向う過程で、王公の盟旗統一行動の構想を基礎に外モンゴルを中心とする「モンゴル世界」ではなく、内モンゴルとして一体感を育成し（筆者はそれをこの時期の内モンゴルの個別性にとらえる）、内モンゴルにおける行政的統一を中心的な課題とする「民族主義運動」観を形成した。そして「民族主義運動」観のもとに蒙政会というモンゴル人の統一組織を成立した。1947年に建てられた内モンゴル自治政府（1949年に内モンゴル自治区と改称する）は内モンゴルの東部に限定されており、その管轄範囲を1950～60年代にかけて現在の内モンゴル自治区（綏遠・察哈爾・熱河三省は廃止された）に拡大されたのである。つまり、現在の内モンゴル自治区は、1924～37年の間の民族主義運動によって形成された内モンゴルの実体化といえよう。

とはいえ、内モンゴル民族主義者が置かれた当時の政治環境は複雑であった。中国内部の紛争そして緊張化する日中ソ三国の関係（したがってその対内モンゴル政策も相互に影響し合う）の下、1937年以後、徳王のもと集まった内モンゴル民族主義者たちの統一組織の維持は容易ではなかった。本論の成果をもとに、内モンゴル民族主義者の主体性を重視しつつ、彼らの運動を当時の国際関係の中に位置づけ、漢語、モンゴル語の档案史料を発掘し、その全体像を広い視野から考察することを今後の課題としたい。

史料・参考文献

1. 史料

<日本語>

一内蒙国民革命党员「内蒙国民革命党略史」(極秘)、1931年4月11日(「内蒙国民革命党略史送付ニ関スル件」1931年4月27日、『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一卷(外務省外交史料館所蔵)「6. 昭和六年」)、レファレンスコード：B02031780000

小川繁『内外蒙古に対する露国の活動』、東亜経済調査局、1930年
海軍軍令部「北満国境ニ於ケル蘇支両軍ノ対抗」、1929年7月18日、(秘)支那特報第三二号、防衛省防衛研究所所蔵『海軍省公文備考 T 事件 巻6』、レファレンスコード：C04016969000

呉鶴齡(呉美恵訳)「蒙古代表团：南京政府との交渉」、『日本とモンゴル』第22巻第1号、1987年)

——「蒙古会議」、『日本とモンゴル』第26巻第1号、1991年

——「蒙古会議(下)：続」、『日本とモンゴル』第28巻第1号、1993年

支那実情調査会訳編『露国の対支赤化運動実相』、支那実情調査会、1927年

東亜経済調査局編『一九三〇年一九三一年支那政治経済年史』、先進社、1932年

ドムチョクドンロプ(森久男訳)『徳王自伝：モンゴル再興の夢と挫折』、岩波書店、1994年

野津彰「内蒙古に於ける赤色運動の変遷」、興亜院『調査月報』第3巻第10号、1942年

白雲梯(水谷国一訳)『蒙古民族自決運動』、パンフレット第21号、南満洲鉄道株式会社庶務部調査課、1926年

林久治郎「班禅喇嘛活仏ノ来奉ニ関スル件」機密公第999号、1929年11月20日、外務省記録『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一巻「4. 昭和四年／4 蒙古王公会議状況ニ関スル件」、レファレンスコード：B02031779800

藤野進「内蒙古自決運動ニ就キテ」、芳澤謙吉「内蒙古自決運動ニ関スル調査提出ノ件」1926年6月8日、外務省記録『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一巻、レファレンスコード：B02031779100

「蒙古王公会議開催」欧米局関機高収第二三〇四九号ノ二(秘)1929年8月13日、外務省記録『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一巻「4. 昭和四年／4 蒙古王公会議状況ニ関スル件」、レファレンスコード：B02031779800

山崎誠一郎「喀啦沁旗人金永昌ノ談話ニ関スル件」1926年7月6日、『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一巻、「1. 大正十五年／4 大正15年7月6日から大正15年12月19日」、レファレンスコード：B02031779200

山崎誠一郎「情報第六信 内蒙王公及旗群総官聯歡会議ノ件」機密第 81 号、1929 年 4 月 25 日、外務省記録『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一卷「4. 昭和四年／3 昭和 4 年 3 月 20 日から昭和 4 年 5 月 7 日」、レファレンスコード：B02031779700
山崎誠一郎「張家口ニ於ケル漢蒙聯歡会に關スル件」機密第 83 号、1929 年 5 月 6 日、外務省記録『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一卷「4. 昭和四年／3 昭和 4 年 3 月 20 日から昭和 4 年 5 月 7 日」、レファレンスコード：B02031779700
山崎誠一郎「漢蒙聯歡会に提出セル案件ニ關スル件」機密第 86 号、1929 年 5 月 10 日、外務省記録『満蒙政況関係雑纂／内蒙古関係』第一卷「4. 昭和四年／4 蒙古王公会議狀況ニ關スル件」、レファレンスコード：B02031779800

< 漢語 >

辺丁編『中国辺疆行記調査記報告等辺務資料叢編』（初編）、蝠池書院、2009 年
陳健夫『内蒙自治史料輯要』、南京拔提書店、1934 年
『東方雜誌』
方範九『蒙古概況与内蒙自治運動』、商務印書館、1935 年
郭道甫『蒙古問題』、出版社不明、1923 年、奥登挂編『郭道甫文選』内蒙古文化出版社、2009 年（以下、同じ）
——『新蒙古』、出版社、出版年不明
——『呼倫貝爾問題』、大東書局、1931 年
——『蒙古問題講演録』、東北蒙旗師範学校、1929 年
——「蒙疆国防意見書」、『蒙旗特刊号』、1929 年
国難會議秘書處『国難會議紀錄』、文海出版社、1984 年
国史館編印『国史館現藏民国人物伝記史料彙編』、1988 年
黄奮生『内蒙盟旗自治運動紀実』、中華書局、1935 年
——『蒙藏新志』（上）、中華書局、1938 年
羅家倫主編・中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会編『革命文献』第 26 輯、中正書局、1963 年
『蒙藏委員会公報』、馬大正編『民国辺政史料彙編』第（8～14）冊、国家図書館出版社、2009 年。
『蒙藏院蒙古職員録』（出版社、出版年不明）、馬大正編『民国辺政史料彙編』第 14 冊
蒙藏院編印『蒙藏院召集蒙事會議議事録』、1924 年
蒙藏委員会編印『蒙古會議彙編』、1930 年、馬大正編『民国辺政史料彙編』第 17 冊
『蒙藏委員会蒙藏政治訓練班季刊』、1934 年、馬大正編『民国辺政史料彙編』第 18 冊
『南洋商報』
清憲政編查館編『清末民初憲政史料輯刊』第 11 卷、北京図書館出版社、2006 年
『盛京時報』
『孫中山全集』第 9 卷、中華書局、1986 年

謝覺哉「呼倫貝爾事件」、『布爾塞維克』第 28 期、1928 年 9 月、奧登挂編『郭道甫文選』

熊耀文編、吳鶴齡・張默濤審校『總理對於蒙藏之遺訓及中央對於蒙藏之法令』、蒙藏委員會、1934 年

『政府公報』

中国第二歷史檔案館編『善後會議』、檔案出版社、1985 年

中国第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料彙編』第 5 輯第 1 編 政治（五）、江蘇古籍出版社、1991 年

中国第二歷史檔案館編『国民党政府政治制度檔案史料選編』（下）、安徽教育出版社、1994 年

中国第二歷史檔案館、中国藏学研究中心編『九世班禪内地活動及返藏受阻檔案選編』、中国藏学出版社、1992 年

中共中央統戰部編『民族問題文獻匯編（1921 年 1 月～49 年 9 月）』、中共中央黨校出版社、1991 年

中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史資料研究委員會編『內蒙古文史資料』第 1 輯、內蒙古人民出版社、1962 年

中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史資料研究委員會編『內蒙古文史資料』第 5 輯、內蒙古人民出版社、1966 年

中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史資料研究委員會編『內蒙古文史資料』第 6 輯、內蒙古人民出版社、1977 年

中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史資料研究委員會編『內蒙古文史資料』第 14 輯、內蒙古文史書店、1984 年

中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史資料研究委員會編『內蒙古文史資料』第 19 輯、內蒙古文史書店、1985 年

中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史資料研究委員會編『內蒙古文史資料』第 23 輯、內蒙古文史書店、1986 年

中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史資料委員會編『內蒙古文史資料第 32 輯 內蒙古近現代王公錄』、內蒙古文史書店、1988 年

中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史資料研究委員會編『內蒙古文史資料第 44 輯 王公補遺蒙俗風情拾粹』、內蒙古文史書店、1993 年

中国人民政治協商會議內蒙古自治區委員會文史和學習委員會編『內蒙古文史資料第 45 輯 內蒙古喇嘛教紀例』、1997 年

2. 研究

<日本語>

青木雅浩『境界』を行き交う民族の思いと大国の思惑：1920 年代前半の『モンゴル世

- 界』とソヴィエト、コミンテルン」、ユ・ヒョジョン、ボルジギン・ブレンサイン
 編著『境界に生きるモンゴル世界：20 世紀における民族と国家』、八月書館、2009
 年
- 『モンゴル近現代史研究 1921~1924 年：外モンゴルとソヴィエト、コミンテ
 ルン』早稲田大学出版部、2011 年
- 麻田雅文『満蒙：日露中の「最前線」』、講談社、2014 年
- 池尻（栗本）陽子「太宗～世祖期の清朝とチベット仏教僧：扎薩克喇嘛制度をてがかりに」、『社会文化史学』第 49 号、2007 年
- 「康熙朝におけるチャンキャ二世ガワン＝ロサン＝チューダンの北京招請」、
 『内陸アジア史研究』第 23 号、2008 年
- 『清朝前期のチベット仏教政策：扎薩克喇嘛制度の成立と展開』、汲古書院、
 2013 年
- 生駒雅則「ダムバドルジ政権下のモンゴル：第一次国共合作とモンゴル民族解放運動」、
 狭間直樹編『一九二〇年代の中国』、汲古書院、1995 年
- 「中国革命と内モンゴル問題」、池田誠ら編『中国近代化の歴史と展望』、法
 律文化社、1996 年
- 「モンゴル人民革命党とコミンテルン：コミンテルン駐在代表ルイスクロフ
 の更迭問題をめぐって」、樺山紘一ほか編集『アジアとヨーロッパ 1900 年代～20
 年代（岩波講座世界歴史 23）』、岩波書店、1999 年
- 『モンゴル民族の近現代史』、東洋書店、2004 年
- 石濱裕美子「チベット仏教世界の形成と展開」、小松久男編『中央ユーラシア史』、山
 川出版社、2000 年
- 『清朝と仏教：菩薩王となった乾隆帝』、早稲田大学出版部、2011 年
- 磯野富士子『モンゴル革命』、中央公論社、1974 年
- 「モンゴル革命に対するソビエト・ロシアの軍事介入について」、『東洋学報』
 第 62 巻、第 3・4 号、1981 年
- イリナ「徳王の訪日と日本の内モンゴル政策について」、『国際文化論集』第 31 号、2004
 年
- 梅山直也「八旗蒙古の成立と清朝のモンゴル支配：ハラチン・モンゴルを中心に」、『社
 会文化史学』第 48 号、2006 年
- ウラディン・E・ブラク（ボルジギン・ブレンサイン訳）「後ろ盾になれない「後ろ盾」」
 ボルジギン・ブレンサイン編著『内モンゴルを知るための 60 章』、明石書店、2015
 年
- 額定其勞「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」、『東北アジア研究』第 16
 号、2012 年
- 王柯『20 世紀中国の国家建設と「民族」』、東京大学出版会、2006 年

- 王満特嘎（岡洋樹訳）「新発見の S.ボヤンネメフ作戯曲「モンゴルを囲む侵略国家間の状況を簡略に示した歴史」について」、『東北アジア研究』第 8 号、2004 年
- 岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』、東方書店、2007 年
- 「清代内ジャサグと内モンゴル」、ボルジギン・ブレンサイン編著『内モンゴルを知るための 60 章』
- 「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」、『歴史評論』第 725 号、2010 年
- 「清代モンゴルの社会・行政統治構造理解をめぐる試論」、吉田順一監修、早稲田大学モンゴル研究所編『モンゴル史研究：現状と展望』、明石書店、2011 年
- 外務省アジア局中国課訳『モンゴル人民革命党略史』、外務省、1972 年
- 川島真『近代国家への模索 1894－1925 シリーズ中国近現代史②』、岩波書店、2010 年
- ガンバガナ『日本の対内モンゴル政策の研究：内モンゴル自治運動と日本外交 1933－1945 年』、青山社、2016 年
- 木村毅『モンゴルの民主革命：1990 年春』、中西出版、2012 年
- 暁敏「近代におけるダフル人の政治活動：そのアイデンティティに関する一考察」、『中国研究月報』第 62 巻第 2 号、2008 年
- 楠木賢道『清初対モンゴル政策史の研究』、汲古書院、2009 年
- 坂本是忠「第一次国共合作期における内蒙古民族運動」、『近代中国研究』第 6 輯、1964 年
- 佐々木健悦『徳王の見果てぬ夢：南北モンゴル独立運動』、社会評論社、2013 年
- 嘉木揚凱朝『モンゴル仏教の研究』、法蔵館、2004 年
- 周太平「内モンゴル近現代地域研究の新たな課題」、『アジア太平洋論叢』第 15 期、2005 年
- 「清朝末期のモンゴル社会経済情勢と漢人旅蒙商」、西村成雄、田中仁編『中華民国の制度変容と東アジア地域秩序』、汲古書院、2008 年
- 承志「中国における「満族史」研究」、『東洋文化研究』第 10 号、2008 年
- 鈴木仁麗『満洲国と内モンゴル：満蒙政策から興安省統治へ』、明石書店、2012 年
- 曾田三郎ほか『近代中国の地方自治と国民統合に関する史的研究』、平成 8 年度～平成 10 年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書、1999 年
- 貴志俊彦「袁世凱政権の内モンゴル地域支配体制の形成：「蒙蔵院」の成立と内モンゴル三特別行政区の設置」、『史学研究』第 185 号、1989 年
- 橘誠「外モンゴル自治政府の再興とその歴史的意義：臨時人民政府との関係を中心に」、『史学雑誌』第 113 編第 10 号、2004 年
- 『ボグド・ハーン政権の研究：モンゴル建国史序説 1911－1921』、風間書房、2011 年

- 「辛亥革命とモンゴル」、辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究 辛亥革命』、岩波書店、2012 年
- 「モンゴル『独立』をめぐる翻訳概念：自治か、独立か」、岡本隆司編『宗主権の世界史：東西アジアの近代と翻訳概念』、名古屋大学出版会、2014 年
- 「内・外モンゴルの岐路」、ボルジギン・ブレンサイン編著『内モンゴルを知るための 60 章』
- 陳継東「中国仏教の現在」、沖本克己（編集委員）、菅野博史（編集協力）『中国文化としての仏教（新アジア仏教史 第 8 巻）』、佼成出版社、2010 年
- 鉄山博「清代内蒙古の地商経済」、『東洋史研究』第 53 巻第 3 号、1994 年
- 寺島英明「近代内モンゴル民族運動」、田中正美先生退官記念論集刊行会編『中国近現代史の諸問題』、『中国近現代史の諸問題』、国書刊行会、1984 年
- トイメル（江場山起、柳澤明訳）「吳祿貞の描いた清末の内モンゴル東部社会とそのモンゴル経営思想：『東四盟蒙古実紀』『経営蒙古条議』を中心に」、モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』、雄山閣、2007 年
- 中見立夫「ナショナリズムからエスノ・ナショナリズムへ：モンゴル人メルセについての国家・地域・民族」、毛里和子編『現代中国の構造変動 7 中華世界：アイデンティティの再編』、東京大学出版会、2001 年
- 『「満蒙問題」の歴史的構図』、東京大学出版会、2013 年
- 中村篤志「清代モンゴルの比丁冊に見るタイジの血縁分枝集団」、『東洋学』第 90 号、2003 年
- 「清代モンゴル旗社会におけるタイジの血統分枝と属民所有」、『山形大学歴史・地理・人類学論集』第 6 号、2005 年
- 「清朝統治下モンゴル社会におけるソムをめぐる：ハルハ・トシェート・ハン部左翼後旗を事例として」、『東洋学報』第 93 巻第 3 号、2011 年
- バートル「徳王と一九三〇年代の内モンゴル自治運動：徳王の「民族」・「国家」観を中心に」、『アジア文化研究』第 11 号、2004 年
- 「一九二〇年代の内モンゴル政治における二つの潮流：「自治」と「建省」論をめぐる」、『アジア文化研究』第 13 号、2006 年
- バイルダクチ「グンサンノルブ改革の社会・歴史的背景と影響」、モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』
- 哈申其其格「内モンゴルの近代とハラチン王・グンサンノルブ：その近代的改革と独立志向をめぐる」、『言語・地域文化研究』第 19 号、2013 年
- Ts・バトバヤル（芦村京、田中克彦訳）『モンゴル現代史』、明石書店、2002 年
- 広川佐保「1920 年代、内モンゴルにおける制度変革とモンゴル王公：北京政府、張作霖との関係から」、『東洋学報』第 91 巻第 4 号、2010 年
- 二木博史「ダムバドルジ政権の内モンゴル援助」、『一橋論叢』第 92 巻第 3 号、1984

年

——「ダムバドルジ政権の敗北」、『東京外国語大学論集』第 42 号、1991 年

——「リンチノとモンゴル革命」、『東京外国語大学論集』第 51 号、1995 年

——「チベット人活仏がモンゴル国王として即位するための条件：19 世紀末のモンゴル語文書史料の分析」、二木博史編『文書史料からみた前近代アジアの社会と権力』（東京外国語大学大学院地域文化研究科 21 世紀 COE「史資料ハブ地域文化研究拠点」本部、2007 年

ブレンソド「清代内モンゴルの旗内社会に於ける貴族とその管理様態：ハラチン三旗を事例として」、『内陸アジア史研究』第 28 号、2013 年

星野昌裕「内モンゴル人民革命党と中国共産党による地域統合：20 世紀半ばまでの政治展開」、『アジア研究』第 44 巻第 4 号、1999 年

ポリス・スラヴィンスキー、ドミートリー・スラヴィンスキー（加藤幸廣訳）『中国革命とソ連：抗日戦までの舞台裏（1917－1937 年）』、共同通信社、2002 年

ボルジギン・フスレ「中国共産党の文献にみる内モンゴル人民革命党（1925～34 年）」、『言語・地域文化研究』第 8 号、2002 年

——「内モンゴルにおける革命歌の形成：内モンゴル人民革命党と内モンゴル人民革命青年同盟の歌を中心に」、『学苑』第 781 号、2005 年

——「1930 年のモンゴル会議とその意義」、『学苑』第 799 号、2007 年

——『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策 1945～49 年：民族主義運動と国家建設との相克』、風響社、2011 年

ボルジギン・ブレンサイン「九世パンチェン＝エルデニの東部内モンゴル歴訪と奉天当局の対応：モンゴル、チベット、中国三者関係の構造をめぐる事例研究として」、『日本モンゴル学会紀要』第 31 号、2001 年

——『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』、風間書房、2003 年

——「金丹道暴動」、ボルジギン・ブレンサイン編著『内モンゴルを知るための 60 章』

ボルジギン・ブレンサイン編著『内モンゴル東部地域における定住と農耕化の足跡（多様化するモンゴル世界 I）』、名古屋大学文学研究科比較人文学研究室、2013 年
松重充浩「張作霖奉天省政府による内モンゴル東部地域統治政策に関する覚書」、モンゴル研究所『近現代内モンゴル東部の変容』

松本ますみ『中国民族政策の研究：清末から 1945 年までの「民族論」を中心に』、多賀出版、1999 年

宮脇淳子『モンゴルの歴史：遊牧民の誕生からモンゴル国まで』、刃水書房、2002 年

村上信明『清朝の蒙古旗人：その実像と帝国統治における役割』、風響社、2007 年

毛里和子『周縁からの中国：民族問題と国家』、東京大学出版会、1998 年

森川哲雄「外モンゴルのロシア帰属運動と第二代ジェプツンダムバ・ホトクト」、『歴

- 史学・地理学年報』第9号、1985年
- 森久男編著『徳王の研究』、創土社、2000年
- モンゴル科学アカデミー歴史研究所編（二木博史、今泉博、岡田和行訳、田中克彦監修）『モンゴル史』（1）、恒文社、1988年
- 柳澤明「清朝の八旗制とモンゴル」、早稲田大学モンゴル研究所編『モンゴル史研究：現状と展望』
- 横山宏章『中国の異民族支配』、集英社、2009年
- ユ・ヒョジョン「『境界』に生きる『モンゴル世界』」、ユ・ヒョジョンら編著『境界に生きるモンゴル世界』
- ユ・ヒョジョン「ダウールはモンゴル族か否か：1950年代中国における『民族識別』と『区域時期』の政治学」、ユ・ヒョジョンら編著『境界に生きるモンゴル世界』
- Renqin（仁欽）「内モンゴルにおける「四清運動」をめぐって」、『相關社会科学』第19号、2009年
- 和光大学モンゴル学術調査団『変容するモンゴル世界：国境にまたがる民』、新幹社、1999年

<漢語>

- 奥登挂「關於郭道甫幾種称呼的補正和關於他的結局」、奥登挂編『郭道甫文選』
- Marianne Bastid-Bruguère（巴斯蒂）「辛亥革命与中国的民族国家」、中国史学会編『辛亥革命与20世紀的中国』中冊、中央文献出版社、2002年
- 白拉都格其、金海、賽航『蒙古民族通史』五（上）、内蒙古大学出版社、2002年
- 包德強「清末在京蒙古王公政治团体及其主要活動研究」、2013年度内蒙古大学修士論文
- 宝貴貞「清朝的民族宗教政策与喇嘛旗的設置」、『中国藏学』第3期、2006年
- 「近現代蒙古族宗教信仰的演變」、2007年度中央民族大学博士論文
- 『中国少数民族宗教』、中国民主法制出版社、2015年
- 朝魯孟「1925～1931年間内蒙古人民革命党歴史探述」、2013年度内蒙古大学修士論文
- 「内蒙古人民革命党烏蘭巴托特別大会述評」、『内蒙古師範大学学报：哲学社会科学版』第42卷第5期、2013年
- 陳金龍『南京国民政府時期的政教關係：以仏教為中心的考察』、中国社会科学出版社、2011年
- 崔之清主編『国民党結構史論（1905～1949）』上冊、中華書局、2013年
- 郭廷以編著『中華民國史事日記』第1冊、中央研究院近代史研究所、1979年
- 郝維民「第一、二次国内革命戦争時期的内蒙古人民革命党」、『中国蒙古史学会成立大会紀念集刊』、中国蒙古史学会編印、1979年
- 郝維民編著『内蒙古革命史』（新版）、人民出版社、2009年
- 金海、賽航主編『民国時期的内蒙古』、郝維民、齊木德道爾吉總主編『内蒙古通史』第6卷、人民出版社、2011年

- 李德成「清代駐京八大呼圖克圖述略」、《中國藏學·增刊》第2期、2011年
- 劉存善「閻錫山」、朱信泉、嚴如平主編《民國人物傳》第4卷、中華書局、1984年
- 劉影「山西地域文化進程及模式」、《九州學林》第4卷第4期、2006年
- 蘆明輝《蒙古“自治”運動始末》、中華書局、1980年
- 羅敏《走向統一：西南與中央關係研究（1931—1936）》、社會科學文獻出版社、2014年
- 積東初《中國佛教近代史》（上）、中華佛教文化館、1974年
- 史偉「民國前期雍和宮研究」、2009年度中央民族大學碩士論文
- Sharad K. Soni（藍美華譯）「回顧歷史：清朝統治下的內蒙古」、《蒙藏現況雙月報》第16卷第5期、2008年
- 潘先林「略談南京臨時政府處理民族問題的政策及設想」、《中國藏學》第4期、2008年
- 萬淑「關於東北軍在興安區的屯墾」、2006年度內蒙古大學碩士論文
- 汪炳明「清朝覆亡之際駐京蒙古王公的政治活動」、《內蒙古大學學報：哲學社會科學版》、第3期、1985年
- 王耿雄「孫中山任臨時大總統紀事」、《上海師範大學學報：哲學社會科學版》第3期、1982年
- 吳鶴齡《蒙古地區現代演變圖誌》、弘道文化事業有限公司、1975年
- 烏力吉陶克陶「清末“藩屬憲政”及有關蒙古的史事考察」、《內蒙古大學學報：哲學社會科學版》、第1期、2009年
- 烏雲畢力格、成崇德、張永江《蒙古民族通史》（四）、內蒙古大學出版社、2002年
- 小軍「從喀喇沁旗學校建設看二十世紀初期內蒙古東部地域教育」、《蒙藏現況雙月報》第17卷第4期、2009年
- 謝海濤「南京國民政府初期與七世章嘉的關係研究：以“章嘉案”為中心」、《民族研究》第2期、2013年
- 札奇斯欽《蒙古之今昔》（二）、中華文化出版事業委員會、1955年
- 《我所知道的德王和當時的內蒙古》1、東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所、1985年
- 札奇斯欽《我所知道的德王和當時的內蒙古》2、東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所、1993年
- 《羅布桑珠爾傳略》、內蒙古人民出版社、2007年
- 張建軍《清末民初蒙古議員及其活動研究》、中央民族大學出版社、2012年
- 張曦「清政府藏傳佛教政策在漠北蒙古的影響：以達賴喇嘛和哲布尊丹巴地位變化為例」、《西藏民族學院學報：哲學社會科學版》第33卷第6期、2012年
- 張永江《清代藩部研究：以政治變遷為中心》、黑龍江教育出版社、2001年
- 趙烏吉斯古楞「九世班禪額爾德尼在內蒙古的活動」、2011年度內蒙古大學碩士論文
- 鄭曦原編《帝國的回憶：《紐約時報》晚清觀察記 1854—1911》修訂版、當代中國出版

社、2007 年

周聯合『自治与官治：南京国民政府の県自治法研究』、広東人民出版社、2006 年

<英語>

Christopher P. Atwood “The East Mongolian Revolution and Chinese Communism”,
Mongolian Studies, Vol.XV,1992.

——“Inner Mongolian Nationalism in the 1920s: A Survey of Documentary
Information”, *Twentieth-Century China*, 25.2, 2000.

——*Young Mongols and Vigilantes in Inner Mongolia's Interregnum Decades,
1911-1931(Volume One, Volume Two)*, BRILL, 2002.

Xiaoyuan Liu “The Kuomintang and the ‘Mongolian Question’ in the Chinese Civil
War,1945-1949”, *Inner Asia* 1, 1999.

——*Reins of Liberation: an Entangled History of Mongolian Independence,
Chinese Territoriality, and Great Power Hegemony, 1911-1950*, Woodrow
Wilson Center Press, 2006.

<モンゴル語（キリル文字）>

Д. З о р и г т, Д э В а н: С у б а л з а а н ы б ү м з з л, У л а а н б а а
т а р; А д м о н, 2009

<モンゴル語（モンゴル文字）>

徳・額日徳木図等『錫勒図庫倫旗歴史文化』、内蒙古人民出版社、2009 年（原文はモン
ゴル文字）

<ロシア語>

С.Г. Лузянин, *Россия - Монголия - Китай в первой половине XX в. :
политические взаимоотношения в 1911-1946 гг.*, Москва : Институт
Дальнего Востока РАН , 2000

3. インターネット記事・データなど

内モンゴル自治区 2010 年第六回全国人口センサス主要データ公布
<http://commend.nmgnews.com.cn/system/2011/05/16/010593871.shtml> (2016/12/18 閲覧)

外務省モンゴル国基礎データ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/data.html#section1> (2016/12/18 閲覧)

香光尼衆仏学院図書館仏教年表資料庫データ

<http://www.gaya.org.tw/library/chronicle/index.asp> (2016/08/31 閲覧)